

フロン類算定漏えい量報告マニュアル

Ver. 2.7

令和4年3月

環 境 省
経済産業省

はじめに

本マニュアルは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」といいます。）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」について、各事業者が報告対象かどうかを判定し、フロン類漏えい量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。

主に本制度の報告対象となる事業者向けに記載していますが、制度を運用する国、地方公共団体その他の関係者が本制度を理解するために用いることもできます。

-----◇-----◇-----◇-----◇-----◇-----◇-----**マニュアルの構成**-----◇-----◇-----◇-----◇-----◇-----◇-----

本マニュアルは、以下の4つの編で構成されています。

■第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

制度の概要として、制度の背景、枠組み、他の制度との関係を解説します。

また、公表方法・開示請求の方法について解説します。

■第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

フロン類漏えい量の算定方法を解説します。この制度では、自ら管理する第一種特定製品を正しく判定し、漏えい量を算定した上で報告対象か判断し、算定・報告することが重要となりますので、以下のように報告対象者の考え方から報告時の算定漏えい量の算定方法までを解説します。

- ・ 報告対象者の考え方
- ・ 自らが管理する第一種特定製品の特定
- ・ 算定方法

■第Ⅲ編 フロン類漏えい量の報告方法

本制度で必要となる（又は提出できる）報告書等の提出方法、記載方法を示します。

■第Ⅳ編 付録

その他本制度に関する次のような付加情報を示します。

- ・業種別の算定事例、関連法規、連絡先・問い合わせ先、産業分類コード、様式、チェックシート

目 次

第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

1. 制度の概要	I -1
1.1 フロン排出抑制法の概要	I -1
1.2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要	I -3

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

1. 報告対象者の考え方	II -1
1.1 報告義務等	II -1
1.2 管理者の考え方	II -5
1.3 算定・報告の流れ	II -8
2. 自らが管理する第一種特定製品の特定	II -9
2.1 基本的な考え方	II -9
2.2 自らが設置する事業所における第一種特定製品の把握	II -12
2.3 自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握	II -17
2.4 他者の事業所・移動体に設置されている管理対象の第一種特定製品	II -19
2.5 取りまとめの例	II -20
3. フロン類漏えい量の算定方法	II -21
3.1 基本的な考え方	II -21
3.2 データ（充填・回収証明書）の収集	II -23
3.3 漏えい量の算定	II -24
3.4 フランチャイズチェーン事業者による加盟店が管理する製品の漏えい量の把握	II -27
3.5 取りまとめの例	II -29

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

1. 報告書等の提出方法	III -1
2. 電子報告による提出	III -3
2.1 概要	III -3
2.2 EEGS で提出できる報告書等	III -3
2.3 EEGS による提出の方法	III -4
2.4 様式第4の記入要領	III -8
3. 書面による提出	III -10
3.1 提出書類	III -10
3.2 報告書類記入要領	III -11
4. 磁気ディスクによる提出	III -27
4.1 提出物	III -34
4.2 磁気ディスクの作成要領	III -34
4.3 様式第3の記入要領	III -35

5. 報告書等の提出先	Ⅲ-39
-------------------	------

第Ⅳ編 付録

1. 業種別の算定事例	Ⅳ-1
1.1 製造業者	Ⅳ-2
1.2 小売業者	Ⅳ-8
1.3 倉庫業者	Ⅳ-20
2. 関連法規	Ⅳ-27
2.1 フロン排出抑制法関連	Ⅳ-27
3. 産業分類コード	Ⅳ-49
4. 様式	Ⅳ-90
4.1 フロン排出抑制法様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）	Ⅳ-91
4.2 フロン排出抑制法様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 その他の情報）	Ⅳ-97
4.3 フロン排出抑制法様式第3（磁気ディスク提出票）	Ⅳ-99
4.4 フロン排出抑制法様式第4（電子情報処理組織使用届出書）	Ⅳ-100
4.5 フロン排出抑制法様式第5（電子情報処理組織使用変更届出書）	Ⅳ-101
4.6 フロン排出抑制法様式第6（電子情報処理組織使用廃止届出書）	Ⅳ-102
5. チェックシート	Ⅳ-103
6. 連絡先・問い合わせ先	Ⅳ-109

第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

1. 制度の概要

ここではフロン排出抑制法とフロン類算定漏えい量の報告・公表制度の背景及び概要を示します。

1.1 フロン排出抑制法の概要

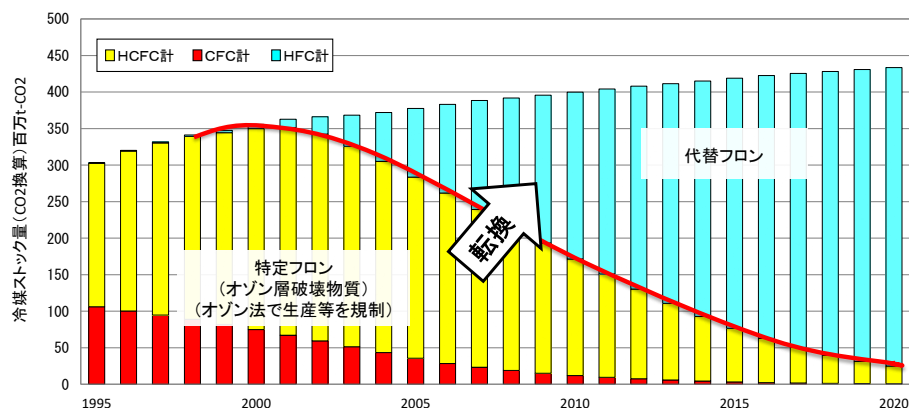
(1) 背景

モントリオール議定書とオゾン層保護法に基づくフロン類の生産規制やフロン回収・破壊法に基づく回収・破壊規制等の対策により、オゾン層破壊効果を持つ特定フロン（CFC 及び HCFC）はこれまで着実に削減されてきました。

しかし、2000 年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロン（HFC（ハイドロフルオロカーボン））への転換が進んでおり、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。このため、高い温室効果を持つ HFC 等の排出量が急増しており、2020 年には 2010 年の 2 倍以上となる見通しです。また、フロン類の廃棄時回収率は、10 年以上にわたって 3 割台と低調に推移しています。加えて、フロン類の機器使用時の漏えい量も、従来考えられていたより大幅に大きいことが判明しています。

近年は国際的にも規制強化の動きが出ており、2016 年 10 月にはモントリオール議定書の規制対象に HFC を追加する改正（キガリ改正）が採択されました。

こうした背景から、フロン回収・破壊法が改正されたフロン排出抑制法（平成 27 年 4 月全面施行）により、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行っています。さらに、10 年以上 4 割弱で低迷していた廃棄時回収率向上のため、令和元年 6 月には機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正を行いました（令和 2 年 4 月 1 日施行）。



（BAU：Business As Usual ※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す。）
出典：実績は政府発表値。2020 年予測は、冷凍空調機器出荷台数（日本冷凍空調工業会）、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

図 I-1-1 冷凍空調機器における冷媒の市中ストック（BAU 推計）

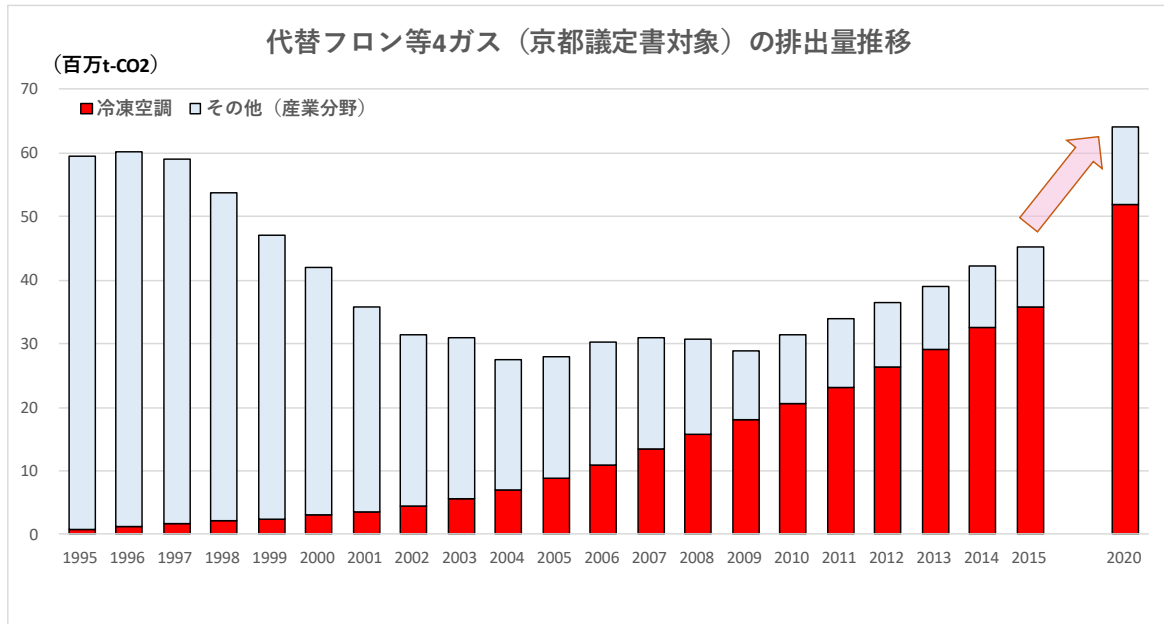


図 I-1-2 HFC 等の排出量推移

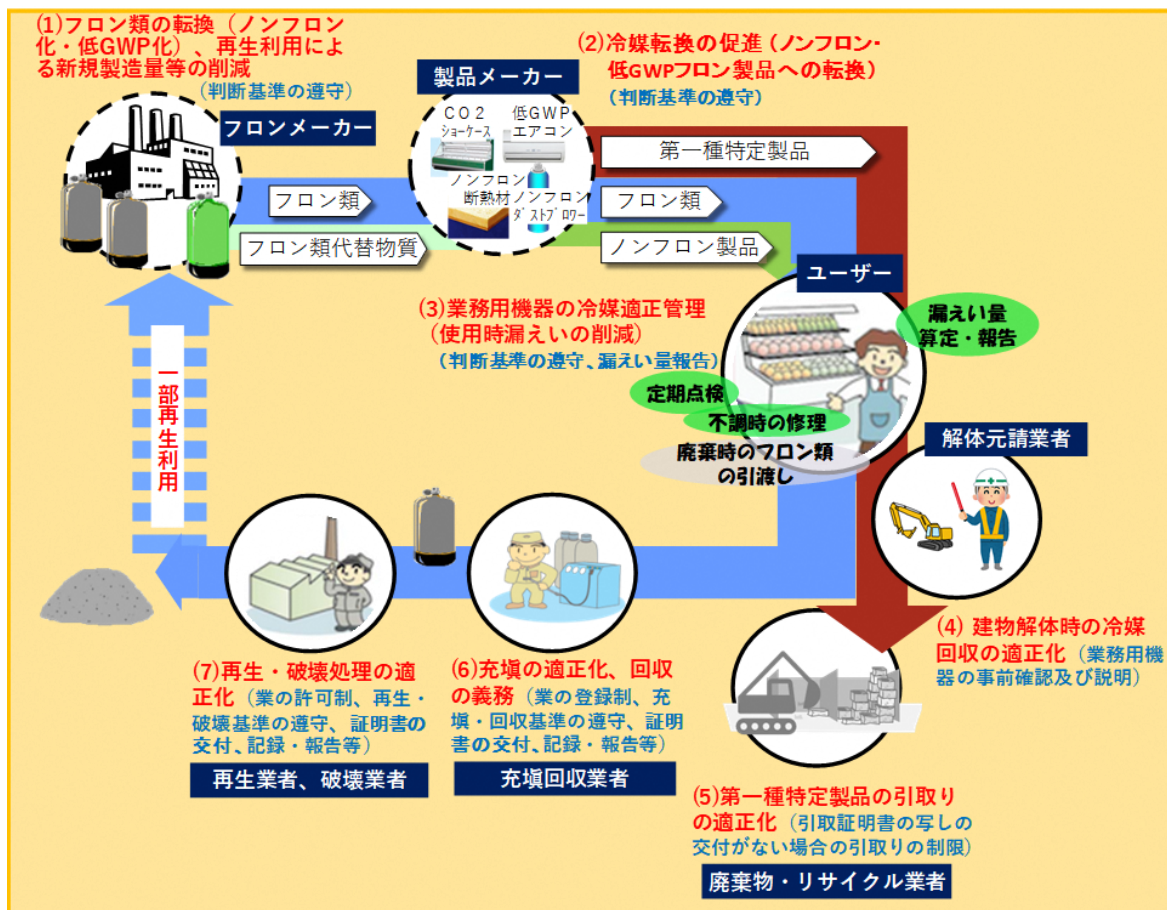


図 I-1-3 フロン排出抑制法の概要

(2) 法制度の概要

フロン排出抑制法では、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体において、各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す制度となっています。

フロン排出抑制法で規定された主な対策

(1) フロン類製造輸入業者

フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減

(2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）製造輸入業者

製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP¹フロン製品へ転換

(3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）

定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表

(4) その他

登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

本マニュアルが対象とする第一種特定製品の管理者²（主に業務用冷凍空調機器ユーザー）に関しては、定期点検等を定めた「判断基準」の遵守、漏えい量の年次報告・公表（本制度）、フロン類充填時の登録業者への委託義務等が定められています。詳細は「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」をご参照ください。

<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

1.2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

(1) 背景

フロン類の使用時漏えいを抑制するために、まずは、自らが管理する第一種特定製品からのフロン類の漏えい量を把握することが重要です。把握した漏えい量に基づき漏えい抑制対策を立案・実施し、対策の効果を漏えい量によりチェックすることで、新たな対策を策定して実行するという PDCA サイクルを通じた事業活動の管理が可能となります。

また、報告情報の公開は、事業者と消費者、投資家、住民、NGO 等のステークホルダーとの間のコミュニケーションや外部評価を促し、環境に配慮した事業活動の発展に資するものです。

このため、フロン類の漏えい量を算定し、一定以上の算定漏えい量を生じた場合、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表することとされました。

¹ 地球温暖化係数。CO₂を1とした時の単位質量あたりで地球温暖化に与える影響の程度

² フロン排出抑制法第2条第8項で「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」と定義しています。管理者の定義の方法について詳しくは第Ⅱ編を参照ください。

(2) 制度の概要

制度の概要は次のとおりです。

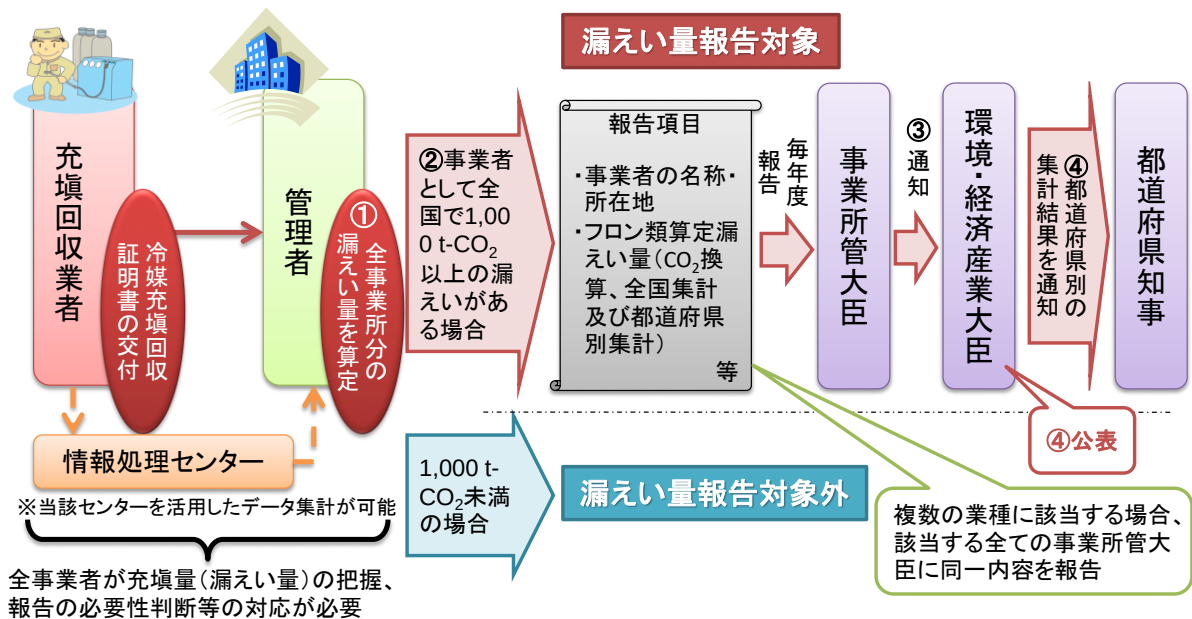


図 I-1-4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

- ① 第一種特定製品の管理者は、機器の整備時にフロン類の充填回収をした場合、充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け、それに基づき事業者・フランチャイズチェーン単位でフロン類の漏えい量を算定します。
- ② 算定の結果、事業者全体で 1,000t-CO₂ 以上の漏えいがあった管理者（以下「特定漏えい者」といいます。）は、国（事業所管大臣）に報告します。その際、1,000t-CO₂ 以上のフロン類の漏えいがある事業所（以下「特定事業所」といいます。）を有する場合には、事業者・フランチャイズチェーン単位の算定漏えい量の内訳として、特定事業所の算定漏えい量を併せて報告します。
- ③ 特定漏えい者から報告を受けた事業所管大臣は、報告された事項を環境大臣・経済産業大臣に通知します。
- ④ 環境大臣・経済産業大臣は、通知された事項を集計し、事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表します。
- ⑤ 何人も、公表があった日以後、環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣に対し、保有する情報の開示請求を行うことができます。

(3) 他の制度との関係

報告の対象となるフロン類は温室効果ガスですが、温室効果ガスの排出量を報告する制度として他に温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度があります。同制度でも HFC の排出量を報告対象としていますが、次のように報告対象とする活動の種類や報告対象者の判断基準が異なっています。また、報告の対象となるフロン類のうち CFC と HCFC はオゾン層破壊物質であり、オゾン層破壊物質を報告(届出)する制度として他に化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)があります。同制度でも CFC と HCFC を届出対象としていますが、次のように届出対象とする活動の種類や届出対象者の判断基準が異なっています。これらの制度は独立して運用されるため、それぞれに該当する場合には、個別に国に報告(届出)するようにしてください。

表Ⅰ-1-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度と類似制度との比較³

区分	フロン類算定漏えい量 報告・公表制度 (フロン排出抑制法)	参考) 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (地球温暖化対策推進法) ※フロン類関係のみ抜粋	参考) 化学物質排出移動量届出制 度 (PRTR 制度) (化学物質把握管理促進法) ※フロン類関係のみ抜粋
算定対象	・フロン類(CFC、HCFC、HFC) ・業務用冷凍空調機器の使用時漏えい	・HFC ・業務用冷凍空調機器の製造、使用開始、整備、廃棄時排出 (その他家庭用冷蔵庫の製造時排出等も対象。また HFC 以外の代替フロン等 4 ガス (PFC 等) も対象。)	・CFC、HCFC ・大気中への排出及び廃棄物移動(フロン排出抑制法に基づく特定製品に含まれているフロン類は廃棄物移動としての計上不要。)
報告対象者	・フロン類算定漏えい量 1,000t・CO ₂ /年以上	・HFC 排出量 3,000t・CO ₂ /年以上 ※従業員 21 名以上	・化学物質ごとの取扱量 1t/年以上 ※従業員 21 名以上、業種指定 (24 業種)
報告内容	・フロン類の種類別都道府県別年間(年度)漏えい量 (該当する場合には事業所別フロン類の種類別年間漏えい量)(必須) ・その他関連情報(任意)	・HFC の年間排出量(該当する場合には事業所別年間(暦年)排出量)(必須) ・その他関連情報(任意)	・化学物質ごとの年間(年度)排出量、移動量(必須)
報告方法	・事業所管大臣へ報告	・事業所管大臣へ報告 ※省庁によっては地方支分部局が受理	・都道府県知事経由で事業所管大臣へ報告
集計方法	・ガス種類別: フロン類の種類ごと ・事業者別: 事業者全体及び特定事業所 ・業種別: 事業者及び特定事業所を単一業種に割り当て合算 ・都道府県別: 事業者及び特定事業所の都道府県別報告の合算	・ガス種類別: 事業者のガス種類ごと ・事業者別: 事業者全体 ・業種別: 事業者全体の業種別報告の合算 ・都道府県別: 事業所所在地での合算	・化学物質種類別: 化学物質種類ごと ・業種別: 事業所を単一業種に割り当て合算 ・都道府県別: 事業所所在地での合算 ※上記の他、都道府県及び業種別、業種及び従業員数別、都道府県・業種及び従業員数別にも集計
公表方法	・集計結果(文書、Excel 表)	・集計結果(文書、Excel 表) ・権利利益保護請求により認められた場合には当該情報は秘匿	・集計結果(文書、Excel 表、グラフ、地図上表示※) ※個別事業所データ ・秘密請求により認められた場合には当該情報は秘匿
開示方法	・事業所別データ(ファイル記録事項)	・事業所別データ(ファイル記録事項)	・事業所別データ(ファイル記録事項)
その他	・都道府県への通知あり		・都道府県へ通知あり

注) PRTR 制度では、報告ではなく届出。

³ 類似制度は、フロン排出抑制法による報告対象外のフロン類も含めた記載となっている。

(4) 雑則

フロン排出抑制法により漏えい量の報告を義務づけられた事業者が、報告を行わなかった場合あるいは虚偽の報告を行った場合は、フロン排出抑制法により 10 万円以下の過料が科せられます。

2. 集計結果の公表・開示

2.1 集計結果の公表

集計結果は、下記のホームページで公表されています。

フロン排出抑制法ポータルサイト 集計結果の公表

<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/result.html>

(1) 算定漏えい量

報告された事項のうち、フロン類算定漏えい量については、フロン類の種類ごとに区分し、事業者ごと、業種ごと、都道府県ごとに集計した結果が集計表の形で公表されます。また、特定事業所について報告を行っている場合は、当該特定事業所についても同様に公表されます。

(2) 関連情報

「フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報」（様式第 2）についても報告されている場合は、併せて特定漏えい者・特定事業所ごとに公表されます。

平成 28 年度漏えい量集計結果からは、「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」及び「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」について、報告書の記載内容をもとに分類し、分類ごとの提供件数及び提供した特定漏えい者名・特定事業所名を公表しています。

また、平成 29 年度漏えい量集計結果からは、「5. その他の情報」に事業所数や漏えい原因が記載されている場合、特定漏えい者・特定事業者ごとに公表しています。関連情報の分類の詳細等は、様式第 2 の報告書類記入要領（Ⅲ-20 ページ）を参照してください。

これらの情報を活用し、他の事業者による漏えい量削減のための取組や漏えい原因等を把握することが可能です。

2.2 開示請求

法律に基づき、制度所管省庁及び事業所管省庁に対して、事業者が報告したフロン類算定漏えい量等に関する情報についての開示請求をすることができます。環境省及び経済産業省では、「フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種相談を受け付けています。

事象者から報告された情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。具体的には、表 I-2-1 に記載の情報について、開示請求によりどなたでも入手することができます。

表Ⅰ-2-1 開示請求の対象となる情報

個別の特定漏えい者	・ 名称、住所、代表者の氏名等 ・ フロン類の種類ごとの算定漏えい量を都道府県別に区分した量 ・ 都道府県ごとの算定漏えい量 ・ フロン類の種類ごとの実漏えい量 ・ フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
個別の特定事業所	・ 名称、所在地等 ・ フロン類の種類ごとの実漏えい量

開示方法の詳細は、下記ホームページを確認してください。

フロン排出抑制法ポータルサイト 漏えい量の算定・報告＞開示請求

<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

第Ⅱ編では、1章で報告対象者の考え方について、2章で報告対象となる第一種特定製品の特定について、3章で漏えい量の算定についてそれぞれ解説しています。

1. 報告対象者の考え方

1.1 報告義務等

フロン排出抑制法第19条では、同法第2条第3項に規定される第一種特定製品¹の『管理者』のうちフロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者に対して、毎年度フロン類の算定漏えい量を算定し、国へ報告することを義務付けています。

フロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者とは、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第3条において、対象となるフロン類の算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の者²と定めています（該当する事業者を「特定漏えい者」といいます。）。

なお、報告は、資本関係の有無によらず法人単位で行います。子会社等のグループ関係があったとしても、他法人とまとめて報告することはできません。

対象となるフロン類はCFC（R-11、R-12等）、HCFC（R-22等）、HFC（R-404A、R-407C等）であり、一部の冷凍機等に用いられるアンモニア（R-717）、二酸化炭素（R-744）、炭化水素（R-600等）等は対象外となります。

また、同命令において、特定漏えい者が設置している事業所のうち、1つの事業所における算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所については、事業者全体の報告に加えて、当該事業所の漏えい量の報告も行うことを義務付けています（該当する事業所を「特定事業所」といいます。）事業者における事業所が一つで、算定漏えい量の報告対象となった場合も、特定事業所としての報告が必要となります。

報告義務については上記の場合に限られますが、算定漏えい量が1,000t-CO₂以上かどうかを見極めるため、基本的にすべての第一種特定製品の管理者は、本マニュアルに従ってフロン類算定漏えい量の算定を行わなければなりません。

¹ 業務用エアコンディショナー及び業務用冷凍冷蔵機器であって、自動車リサイクル法の適用を受けるカーエアコンを除いたもの。詳細は、後述のボックス＜第一種特定製品とは＞、と＜設置場所別の第一種特定製品の例＞を参照してください。

² フランチャイズチェーンを有する事業者（「連鎖化事業者」といいます。）については、その加盟者との約款等において第一種特定製品の管理について一定の定めがある場合、その加盟者が管理する第一種特定製品の漏えいも報告義務の対象に含めます。詳細についてはII.2.2をご参照ください。

＜フロン類算定漏えい量 1,000t-CO₂ の目安＞

報告義務の対象となる算定漏えい量 1,000t-CO₂以上の有無を判定するため、すべての第一種特定製品の管理者は本マニュアルに基づいて算定漏えい量を算定することを基本とします。参考として、算定漏えい量が 1,000t-CO₂以上となる目安は以下のとおりですので、適宜ご参照ください。

※下記に該当しない場合に報告義務がないということではありません。

- ・ 総合スーパー等の大型小売店舗（延床面積 10,000m²程度の店舗）を 6 店舗以上有する管理者
- ・ 食品スーパー（延床面積 1,500m²程度の店舗）を 8 店舗以上有する管理者
- ・ コンビニエンスストア（延床面積 200m²程度の店舗）を 80 店舗以上有する管理者
- ・ 飲食店（延床面積 600m²程度）を 820 店舗以上有する管理者
- ・ 商業ビル（延床面積 10,000m²程度のビル）を 28 棟以上有する管理者
- ・ 食品加工工場（延床面積 300m²程度の工場）を 20 ヶ所以上有する管理者 等

<第一種特定製品とは>

フロン排出抑制法では、第一種特定製品、第二種特定製品を以下のとおり定義しています。

(定義)

第2条

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

第一種特定製品とは、簡単には、業務用のエアコンのほか、自動販売機その他の冷蔵機器、冷凍機器、業務用トラックに積載された冷凍・冷蔵機器等を指します。カーエアコン（大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車のカーエアコンを除く）は第二種特定製品となるため対象外となります。

次ページに第一種特定製品の例を示しますのでご参照ください。

なお、ここで、業務用の機器とは「業務用として販売されている機器」を指し、例えばオフィス等で使用されている家庭用冷蔵庫やルームエアコンは対象とはなりません。より詳細な家庭用の機器との見分け方については、以下の方法があります。

① フロン回収・破壊法施行(平成14年4月)以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、フロン回収・破壊法施行以前に販売された機器についても、フロン回収推進産業作業協議会（INFREP）の取り組み等により、表示（シールの貼付）が行われています。

② 不明の場合には、メーカー、販売店にお問い合わせください。

また、「冷媒としてフロン類が充填されているもの」というのは、現にフロン類が充填されているもののみに限定する趣旨ではありません。フロン類回収後のフロン類が充填されていない機器も第一種特定製品です。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

<設置場所別の第一種特定製品の例>

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア、	全体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、 果物屋、食料品、 薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
	航空機	航空機用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車

1.2 管理者の考え方

フロン排出抑制法第 19 条では、第一種特定製品の『管理者』を報告義務の対象としています。したがって、各事業者は自らが管理者となる、業務用エアコンや業務用冷凍・冷蔵機器等を特定しなければなりません。

管理者の定義については、フロン排出抑制法第 2 条第 8 項に示されており、「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」としています。この意味する原則について、以下の＜管理者となる者の原則＞を記したボックスに記していますのでご参照ください。なお、自らが管理する第一種特定製品の具体的な特定方法は本マニュアル2. に示していますが、特定の際には、必要に応じ個別に以下の原則に立ち返った検討を行ってください。

＜管理者となる者の原則＞

フロン排出抑制法では、管理者を以下のとおり定義しています。

(定義)

第 2 条

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

- 一 フロン類使用製品を使用すること。
- 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
- 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

フロン類算定漏えい量報告・公表制度は、第一種特定製品の管理者がフロン類漏えい量を自覚し、削減に向けた適切な行動をとるよう促すことを目的としているため、第一種特定製品の管理者は、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動をとることができる者（そもそもの製品の選択や点検・修理等の対策をどの程度講じるか等の点から、必要な費用や体制の手当での判断をすることができる者）」とすることを原則とします（法人として所有する機器についての「管理者」は、当該法人。）。

一般的には、所有者が、どの第一種特定製品を入手するか判断、どの程度点検・修理等を行って使用し続けるかの判断、廃棄するかどうかの判断等を主体的に実施し得ると考えられます。したがって、管理者とは以下のボックスに記すとおりに考えます。

■管理者とは

原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となる。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となる。

- ※ メンテナンス等の管理業務を別事業者に委託している場合、当該委託を行うことが保守・修繕責務の遂行であるため、管理者は委託先ではなく、委託元である所有者等となる。
- ※ 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認し、どちらが管理者に該当するのかを明確にすることが重要である。

＜リース・レンタル・割賦販売における管理者の判断の例＞

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な保守・修繕責務の所在（＝管理者の判断方法）を示します。（契約の形態による機器等の保守・修繕の責務については、法で定められたものではありません。）。

- ①一般的に、リース（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされている。

リースによる機器の保守・修繕の責務

リース物件の保守・修繕について

- ・ リース物件の保守・修繕については、リース会社は責任を負わず、ユーザー負担となります。ゆえに、契約に当たり慎重を要する所以です。
- ・ リース契約では、ユーザーの費用負担で物件の保守・修繕を行うことが義務付けられていますが、実際にはユーザーとサプライヤー（又はメンテナンス会社）との間で保守契約を締結し、ユーザーがリース料とは別途に毎月の保守料を支払って、物件の点検、整備、故障の修理等をしてもらうことによりこれに対処することになります。

出典 中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei003.html>

- ②一般的に、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、所有者側にあるとされている。

レンタルによる機器の保守・修繕の責務

レンタルは、レンタカーやベビー用品、観葉植物など、不特定多数の人が使える物件が対象となります。ユーザーはレンタル会社の在庫のなかから物件を選択します。短期間の賃貸借で、物件の保守・修繕義務はレンタル会社が負います。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構

http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

- ③一般的に、割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様とみなされることから使用者側にあるとされている。

割賦販売における機器の保守・修繕の責務

割賦販売とはいわゆる分割払い（クレジット）での販売のことで、代金を一定期間に分割して支払う販売形態です。割賦販売は支払い形態が違っただけで通常の売買契約と同じです。物件はユーザの資産となり減価償却しますが、割賦料金を完済するまで所有権は留保されます。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構

http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

このほか、ビルや船舶などで第一種特定製品等の運転・管理が委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能となります。なお、契約書等に明記されていない場合、当該製品の所有者が管理者の責務を負うものと考えます。

＜企業組織の改編（合併、会社分割、廃業等）に伴う報告者の判断の例＞

合併等の企業組織の改編が行われた際には、「当該年度の 4 月 1 日」から「合併等を行った日」より前までと、「合併等を行った日」から「当該年度の 3 月 31 日」に分けて考えます。なお、報告年度の 4 月 1 日時点で存在しない会社には報告義務がありません。

■吸収合併の場合

A 社（存続会社）と B 社（消滅会社）が算定対象年度途中に合併する場合、存続会社である A 社に由来する算定漏えい量が報告対象となります。具体的には、A 社が、合併を行った日の前日までの A 社の算定漏えい量及び合併を行った日以後の算定漏えい量の合算値を報告します。合併までの B 社の算定漏えい量は、B 社が報告時点（翌年度）に存在しないことから報告対象外となります。

■新設合併の場合（算定対象年度途中）

A 社と B 社が算定対象年度途中に合併し、C 社（新設会社）となる場合、C 社の合併を行った日以後の算定漏えい量が報告対象となります。合併を行った日より前の A 社、B 社における算定漏えい量は報告対象外となります。

■新設合併の場合（報告年度の 4 月 1 日付け）

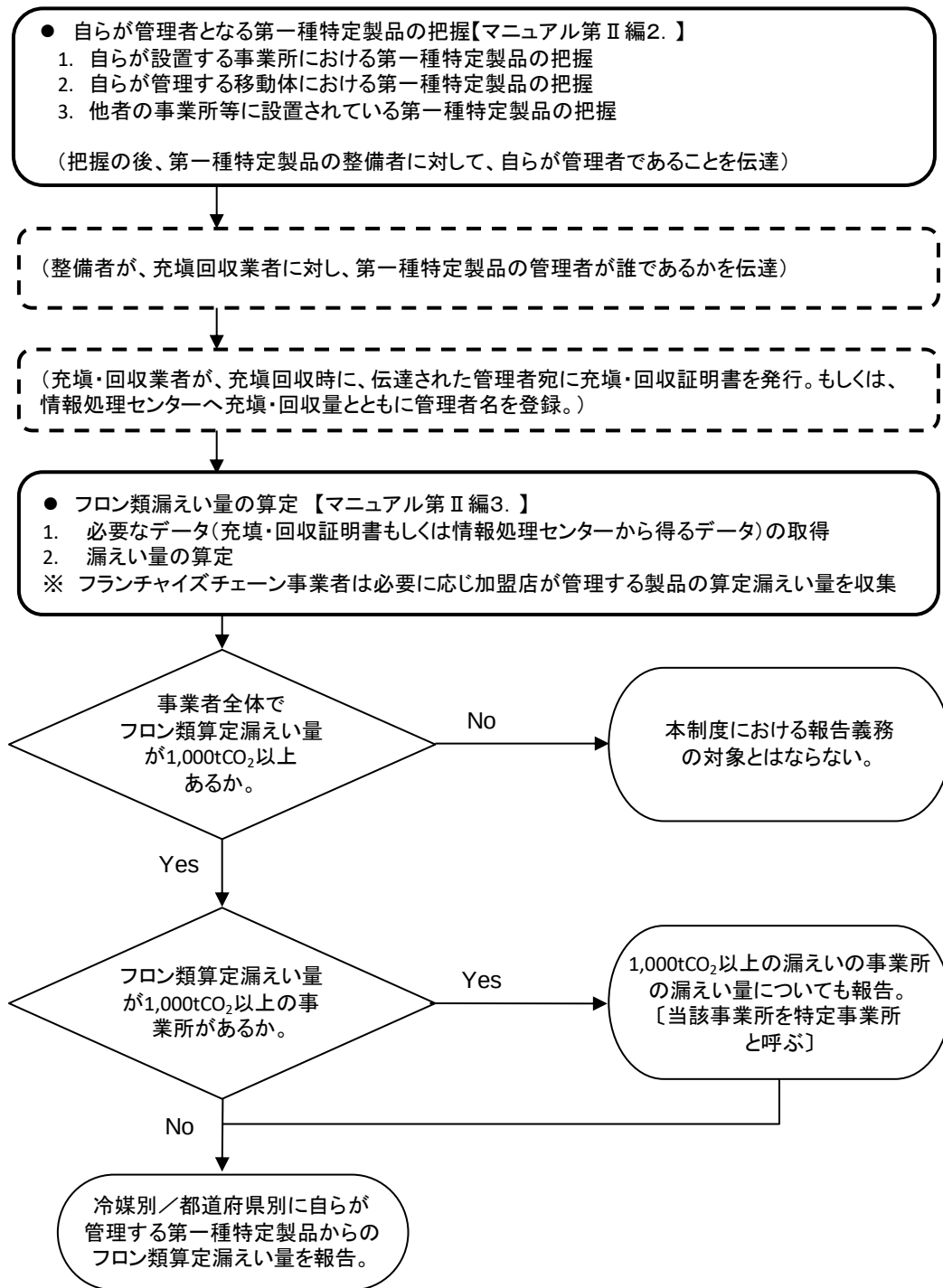
A 社と B 社が合併して報告年度の 4 月 1 日付けで C 社（新設会社）となる場合、算定漏えい量報告は C 社の責務です。しかし、算定対象年度（前年度）には C 社が存在しなかったことから、報告対象外となります。また、A 社と B 社も報告年度の 4 月 1 日時点で存在しないことから報告対象外となります。

会社分割や廃業等も合併と同様の考え方で判断を行います。その他、判断に迷う場合については、個別にお問い合わせください。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

1.3 算定・報告の流れ

フロン類漏えい量の算定・報告の流れは以下のとおりとなります。



図Ⅱ-1-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の算定・報告の流れ

2. 自らが管理する第一種特定製品の特定

2.1 基本的な考え方

フロン類漏えい量の算定に先立って、各事業者は、自らが管理する第一種特定製品を特定するとともに、算定に用いるデータが手元に届くよう、充填回収業者に情報伝達しなければなりません。

1) 自らが管理する第一種特定製品の特定

本項目では、自らが管理する第一種特定製品（報告対象となる第一種特定製品）を把握する方法として、大きく以下の3つの観点による把握方法を示しています。これらの方法は、1.2に示した管理者の原則に従って、自らが管理する第一種特定製品を特定する方法を示すものです。³

- i) 自らが設置する事業所における第一種特定製品（他者が管理するものを除く）
- ii) 自らが管理する移動体における第一種特定製品（他者が管理するものを除く）
- iii) 他者の事業所・移動体に設置されている自らが管理する第一種特定製品の把握

i)は、自らが設置する国内の事業所及び連鎖化事業者⁴の加盟者が管理する事業所（フランチャイジー）を把握し、業務用エアコンや、業務用冷凍・冷蔵機器（家庭用エアコンや家庭用冷凍冷蔵庫は除きます。）を整理するものです。ただし、これらの機器のうち他者が管理するものについては対象から除外します（本マニュアル2.2）。

ii)は、自らが管理する自動車（冷凍冷蔵トラック等）、鉄道、船舶、コンテナ等を把握し、これらに設置されているエアコンや冷凍・冷蔵機器（冷凍車の貨物室、鉄道車両用空調機、船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫等）を整理するものです。i)と同様に、他者が管理するものを対象から除外します。（本マニュアル2.3）

iii)は、自らの事業所・移動体には設置されていないものの、自らが管理している第一種特定製品（例えば、自らがレンタル事業者であって貸与の対象となっている業務用冷凍空調機、フランチャイズチェーン事業者であって自らが所有やリースを受けている業務用冷凍空調機、自動販売機等で自らの事業所等以外に設置されているもの等）を整理するものです。（本マニュアル2.4）

2) 充填回収業者への伝達

後述の＜充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録＞のボックスに記す通り、本制度では、①充填回収業者が交付する充填・回収証明書、もしくは②充填回収業者が情報処理センターを通じて登録したデータを、フロン類算定漏えい量の算定の根拠として引用します。

このため、フロン類算定漏えい量の算定に用いられるデータが管理者の手元に届くためには、充填回収業者が、充填の対象となる第一種特定製品の管理者が誰であるかについて、把握してい

³ これらの方法では判断できない場合には、II.1.2に示した管理者の原則に従い個別の状況に応じて判断してください。

⁴ 連鎖化事業者の定義についてはII.3.4に後述します。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

る必要があります。

充填回収業者と直接の折衝をするのは、日常的に第一種特定製品を整備している者（整備者）であると考えられるので、予め整備者に対して、当該製品の管理者が自らであることを充填回収業者に伝達するよう依頼してください。（情報処理センターを用いずに、充填・回収証明書の交付によりデータを収集する場合には、充填・回収証明書の収集をスムーズに行うため、交付先の部署や担当者を明示することも望まれます。）

なお、以下のボックスに示すように、法律上においても、整備者に対して第一種特定製品の管理者が誰であるかを充填回収業者に対して伝達する義務が定められています

<第一種特定製品整備者>

フロン排出抑制法では第37条第1項において、第一種特定製品の整備を行う者を「第一種特定製品整備者」と呼んでおり、フロン類の充填・回収については第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならないものとされています。また、同第2項において、整備者は充填回収業者に対して管理者が誰であるのかを伝えとともに、管理者が情報処理センターを利用できる環境にあるかどうかを伝達する義務が定められています。

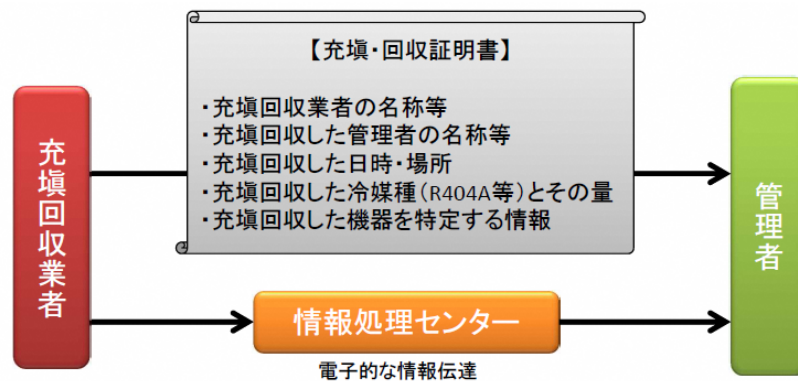
（第一種特定製品整備者の充填の委託義務等）

第37条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

<充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録>

フロン類算定漏えい量報告・公表制度では、フロン類算定漏えい量の算定の根拠データとして、①冷媒の充填回収時に充填回収業者が交付する充填・回収証明書に記された充填・回収量、もしくは②充填回収業者が情報処理センターを通じて登録した充填・回収量を使用します。このため、充填・回収量が「いずれの第一種特定製品に関するものか」、「その管理者が誰であるか」を充填回収業者へ適切に伝達することが必要となります。ここでは、充填・回収証明書及び情報処理センターへの登録がどのようなものか、簡単に記載します。



まず、充填・回収証明書は、フロン排出抑制法第 37 条及び第 39 条に基づいて、充填回収業者が、第一種特定製品に対してフロン類を充填あるいは回収した際に管理者に交付することが義務付けられているものです。充填・回収証明書には、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 15 条に従い、以下の記載事項が記されますが、特定の様式は定められておりません。充填・回収が行われてから 30 日以内に管理者へ交付されます。(管理者自らが充填・回収する場合も、自ら交付する必要があります。)

- ① 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填（回収）した場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ② フロン類を充填（回収）した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填（回収）した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填（回収）した年月日
- ⑦ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品ごとに、充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別（※充填証明書のみの記載事項）

一方、情報処理センターへの登録は、充填回収業者が上記の情報を情報処理センターのウェブサイトを通じて電子的に登録するものです。フロン排出抑制法の第 38 条及び第 40 条に従って情報処理センターへの登録がなされれば、管理者に充填・回収証明書は交付されませんが、情報処理センターで登録された情報が情報処理センターから管理者に通知されます。(20 日以内)

フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく算定・報告のための情報を入手するために情報処理センターを活用するかどうかは、充填回収業者と相談の上決定してください。

2.2 自らが設置する事業所における第一種特定製品の把握

1) 自らが設置する事業所の把握

まず自らが設置する国内の事業所（ビル、店舗、工場、物流拠点（港湾、倉庫等）、駅舎、農場、牧場、熱供給事業所等）を把握します。

事業所とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期報告における事業所の定義と同様です。また、国内のフロン類漏えい量を算定する制度であるため、海外に所在する事業所及び海外の別法人は報告の対象外です。他方、国内にある海外法人は対象となります。

<事業所とは>

フロン類算定漏えい量報告・公表制度における「事業所」は、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 事務・事業に係る活動が、単一の運営主体のもとで、一区画を占めて行われていること
（ここで「一区画」とは、同一の又は隣接する敷地をいいます。以下同じ。）
- (2) 事務・事業に係る活動が、従事者（当該活動に従事する者をいいます。以下同じ。）又は設備を有して、継続的に行われていること

ただし、事務・事業が行われている場所が一区画内になくても、一事業所として取り扱って差し支えありません。一事業所として取り扱うべきか否かは、原則として工場等の立地状況や第一種特定製品の管理の一体性から判断します。人的管理部門の有無など、工場等の組織上の位置付け等や組織の実体上の運営管理状況は考慮しません。従事者が、同一区画内に設置されていない別々の工場等において従事している場合であっても、必ずしも両工場を一事業所として取り扱う必要はありません。

なお、自らが設置する事業所には、自らがテナントで入居する事業所など、自らが所有しない事業所や、本来業務を営まない管理部門が入居する事業所も含めます。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

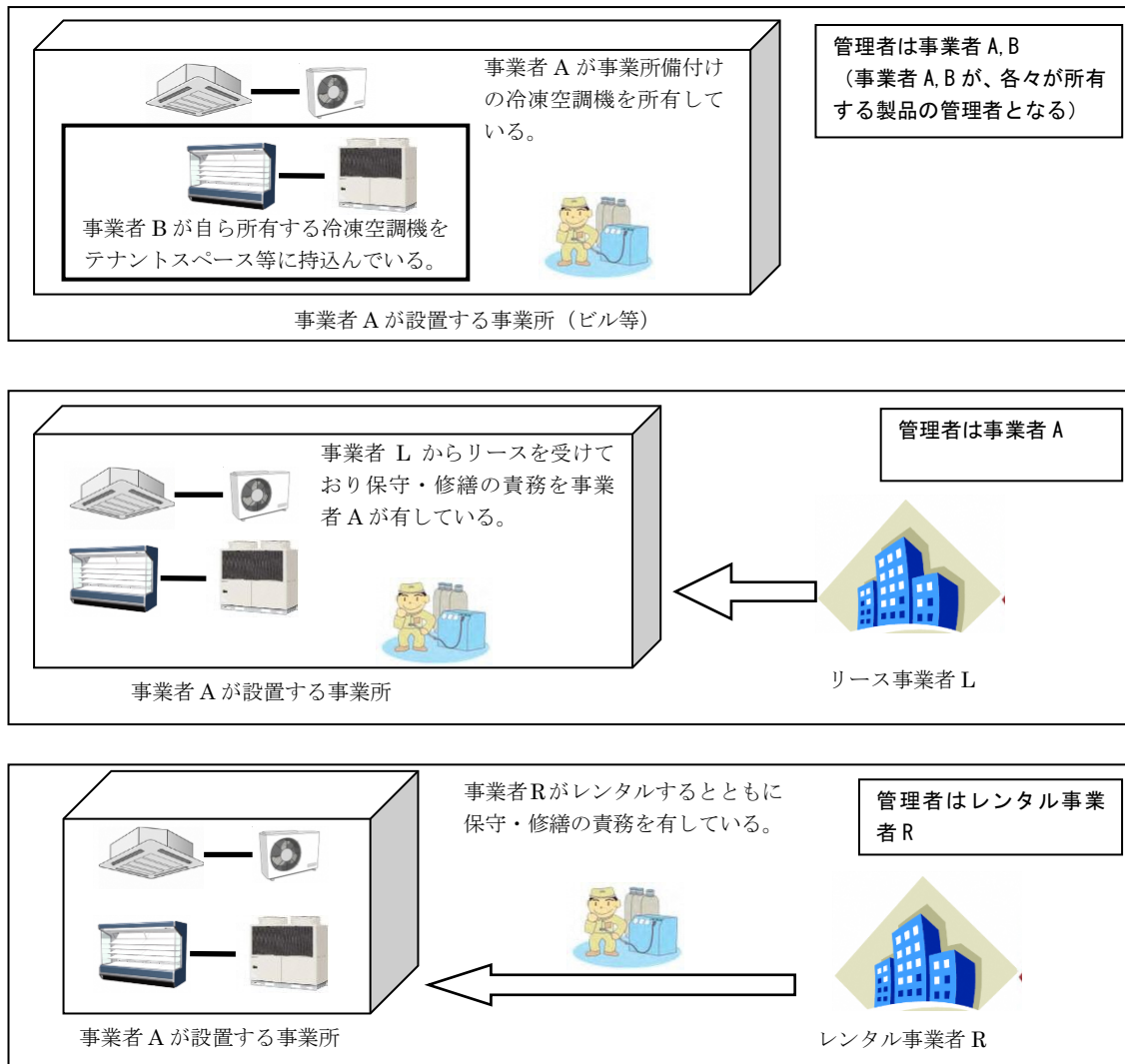
2) 自らが管理する第一種特定製品の把握

自らが設置する事業所から、自らが管理する第一種特定製品を把握します。

1.2に示した原則に従い、自らが設置する事業所に設置された第一種特定製品の多くは自らが管理するものと考えられますが、一部自らの管理対象外となる場合もあります。

所有やリース・レンタルに関する契約の内容等をもとに、以下のとおり自らが管理する第一種特定製品を把握してください。

- ・ 自己所有している業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器：自らが管理者
- ・ 自己所有していないが、日常管理・保守点検責任を担っている業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器（例えば、リース契約により調達している機器）：自らが管理者
- ・ 自己所有しておらず、日常管理・保守点検責任も担っていない業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器（例えば、レンタル契約により調達している機器や、テナントにとってのビル備付け機器など）：自らの管理対象外



図Ⅱ-2-1 自らが設置する事業所における第一種特定製品の管理者の考え方

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、第一種特定製品の所有者等がメンテナンス等の管理業務を別事業者に委託している場合、当該委託を行うことが保守・修繕責務の遂行であるため、管理者は委託先のメンテナンス事業者ではなく、委託元である所有者等としますのでご注意ください。

3) 自らが設置する事業所における第一種特定製品の例

① 民生部門の事業所における例

事務所、テナントビル、商業施設、ホテル、病院、学校等の民生部門の事業所の場合には、ビル備付けの熱源・空調機や、テナントスペースに個別に設置された空調機・冷凍冷蔵機などが第一種特定製品となります。

民生部門の事業所の場合には、i) ビルオーナーの立場の場合に管理する第一種特定製品（建物内及び周囲に設置されている業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器）と、ii) テナント等の利用者の立場の場合に管理する第一種特定製品（テナント等の持込みで設置された業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器）で内容が異なるものと考えられます。表Ⅱ-2-1に把握すべき第一種特定製品の例を示しますので、これを参考として、事業所に設置された第一種特定製品を把握してください。

なお、以下に示したものは例ですので、必要に応じて1.1に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。

表Ⅱ-2-1 主な第一種特定製品の例(民生部門事業所)

分類	i) 建物に備付けの第一種特定製品の例 (ビルオーナー側が把握するもの)	ii) テナントスペース等に設置された第一種特定製品の例 (テナント側が把握するもの)
熱源・空調機	- ビル備付けパッケージエアコン（ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、ガスエンジンヒートポンプ空調機、等） - セントラル式空調・給湯熱源（ターボ冷凍機、スクリー冷凍機、チラー等）	テナント持込みのエアコン（家庭用エアコンを除く）
食品・小売・飲料用冷凍冷蔵機	- ビル備付け業務用冷凍・冷蔵庫 - プレハブ冷蔵庫（冷凍冷蔵ユニット）	- テナント持込みのショーケース（酒類・飲料用ショーケース、食品用ショーケース、フラワーショーケースなど） - テナント持込みの業務用冷凍・冷蔵庫、すしネタケース、活魚水槽等 - テナント持込みの飲食物用アイスクリーマー、製氷機、卓上型冷水機、ビールサーバー等 - 冷水機、製氷機等
その他	- 自動販売機 - 病院用特殊機器（検査器、血液保存庫など）	

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、民生部門におけるビルオーナーとテナント等の関係には、オーナーとテナント間の賃貸契約のほか、大型店舗の中に専門店が設置されている場合のコンセッションナリー契約等がありますが、こうした場合も、利用するスペースを自らが設置する事業所として、第一種特定製品を把握してください。

＜ビルの所有形態と第一種特定製品の管理者について＞

第一種特定製品の管理者がどの主体となるかについては、ビルの所有とは一義的には関係がなく、第一種特定製品そのものの所有や保守・修繕の責務の所在によって判断されます。

一方、ビルと業務用冷凍空調機器の所有が明確に切り分けられていないケースでは、ビルの所有等に準じて第一種特定製品の管理者を判断する必要があります。ビルの所有に準じる場合には、共有物件、区分所有、転貸物件・一棟貸し物件、証券化物件など、簡易に管理者がどの主体であるか判断しにくいケースがありますので、以下を参考として管理者を判別してください。

表Ⅱ-2-2 ビルの所有に準じて考える場合の第一種特定製品の管理者の考え方

状況	対応
不動産の信託において、第一種特定製品が信託財産に含まれる場合については、誰が管理者に当たるか。	原則として、第一種特定製品の所有者が管理者に当たりますが、不動産の信託においては、契約書等の書面に基づき信託財産の管理にかかる指図権を有している者(特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等)が保守・修繕の責務を有すると考えられるため、当該指図権者が第一種特定製品の管理者に当たります。なお、第一種特定製品が信託財産に含まれない場合は、第一種特定製品の所有者(テナント等)が管理者に当たります。
建物・機器の所有者と入居者の間において、空調機等の室外機と室内機の所有権が分かれている場合、管理者となるのは誰か。	建物・機器の所有者と入居者の間において締結されている契約等において、冷凍空調機器の保守・修繕の責務が帰属している者が管理者となります。万一、保守・修繕の責務も分けられている場合には、室外機の保守・修繕の責務を有する者を管理者とします。
機器、物件を共同所有している場合等、管理者に当たる者が複数いる場合、誰が管理者に当たるか。	話し合い等を通じて管理者を1者に決めてください。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

② 産業・その他部門の事業所における例

産業部門やその他の事業所、例えば、工場、物流拠点（港湾、倉庫等）、駅舎、農場、牧場、熱供給事業所等については、事業に要する冷凍・冷蔵機や空調機、入居スペースの空調機などが第一種特定製品となります。

主な第一種特定製品の例は表Ⅱ-2-3に示すとおりですので、これを参考に自らが設置する事業所の第一種特定製品を把握してください。

なお、以下に示したものは例ですので、必要に応じて1.1に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。

表Ⅱ-2-3 主な第一種特定製品の例（産業・その他部門事業所）

分類	第一種特定製品の例
産業部門（工場・冷凍冷蔵倉庫、熱供給事業所等）	・ 設備用パッケージエアコン ・ ターボ冷凍機 ・ スクリュー冷凍機 ・ 冷凍倉庫用空調機（スクリュー冷凍機など） ・ チラー ・ スポットクーラー ・ クリーンルーム用パッケージエアコン ・ 業務用除湿機
その他（駅舎、農場、牧場等）	・ 駅構内空調機器（ターボ冷凍機など） ・ ビニールハウス用空調機（GHP など） ・ 研究用特殊機器（恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など） ・ 暫定的に設置される構造物（工事現場の仮設棟など）

2.3 自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握

各事業者は、自らが管理する「移動体」に設置された第一種特定製品も把握する必要があります。以下では、主たる移動体（自動車（冷凍冷蔵トラック等）、鉄道、船舶、航空機の移動体及び移動体に搭載するコンテナ）における第一種特定製品の管理者の考え方について種類ごとに解説していますので、自らが管理するものについて把握してください。

<移動体に設置された第一種特定製品の管理者の考え方>

- ・ 自動車（冷凍冷蔵トラック等）：原則として自動車の所有者を管理者と考えますが、契約等において使用者が保守・修繕の責務を有する場合には使用者を管理者と考えます。
- ・ 鉄道車両：鉄軌道事業者を管理者と考えます。
- ・ 船舶：基本的にはオペレーター（海運事業者）を管理者と考えますが、オペレーターが保守・修繕の責務を負わない契約となっている場合には、船舶所有者を管理者と考えます。
- ・ 航空機：製造会社又はエアラインが管理者となることが多いと考えられます。
- ・ コンテナ等：コンテナ等の所有者又は契約等において保守・修繕の責務を有する使用者を管理者と考えます。

<自動車（冷凍冷蔵トラック等）>

1.2に記したとおり、原則として自動車（冷凍冷蔵トラック等）の所有者をこれらに設置された第一種特定製品の管理者と考えますが、使用者（自動車運行時に携行する自動車検査証の「使用者」欄に記載された者など）が保守・修繕の責務を有している場合には使用者を管理者と考えます。

なお、前述のとおり、カーエアコン（大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車用を除く）については、第一種特定製品には該当しないため、本制度の報告の対象となりません。貨物室の冷凍・冷蔵機器並びに大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引車のカーエアコンが報告の対象となります。

<鉄道車両>

鉄軌道事業者（すなわち鉄道事業法第3条における「鉄道事業の許可を受けた者」のうち、同法第2条に定める第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業の許可を受けた者、並びに同法第32条による索道事業の許可を受けた者、さらに軌道法第3条による特許を受けた者、自らの事業所内で鉄道を敷設している者）を管理者と考えます。これらの運行車両で、かつ自らの鉄軌道又は索道施設内で運行する車両（他者に乗り入れる場合も含む）に設置されたエアコン、冷凍・冷蔵機器が対象となります。

<船舶>

オペレーター（海運事業者）が、当該船舶に設置された第一種特定製品の保守・修繕の責務を有していると考えられるため、基本的にはオペレーターを管理者と考えます。ただし、年度内に複数のオペレーターによる備船が行われるケース等、オペレーターが保守・修繕の責務を負わない契約となっている場合には、船舶所有者を当該船舶に設置された第一種特定製品の管理者として考えます。

なお、外航船であって、海外に当該船舶を管理する事業所が存在する場合など、国内に当該船舶を管理する事業所がない場合は、当該船舶は本制度の対象とはしません。

また、外航船や領海外で操業する漁業船については、国内外を移動する業務の性質に鑑み、当該業務に従事している間は算定漏えい量報告を含め管理者に対する義務規定は適用されません。

<航空機>

Cargo Refrigeration Unit と Supplemental Cooling Unit は製造会社が、Air Chiller はエアラインが管理者となることが多いと考えられます。

なお、航空法等により当該機器を自ら修理することができず、海外に所在する製造会社等において充填・回収が行われる場合は、本制度の対象とはしません。また、エアサイクル方式（空気冷媒、機器種類の空気圧縮冷凍機）の場合は対象となりません。

<コンテナ等>

コンテナ等、船舶や自動車等とは独立して稼働する第一種特定製品が設置された移動体については、その所有者又は契約等において保守・修繕の責務を有する使用者（例えば、リースを受けている者、フォワーダー、荷主等）を管理者と考えます。

なお、移動体に設置されていると考えられる主な第一種特定製品の例は表Ⅱ-2-4に示すとおりです。ここで示したものは例ですので、必要に応じて1.1に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。また、1.2に示す管理者の考え方の原則に従って、他者が管理者となる場合には管理対象から除外してください。

表Ⅱ-2-4 主な第一種特定製品の例(移動体)

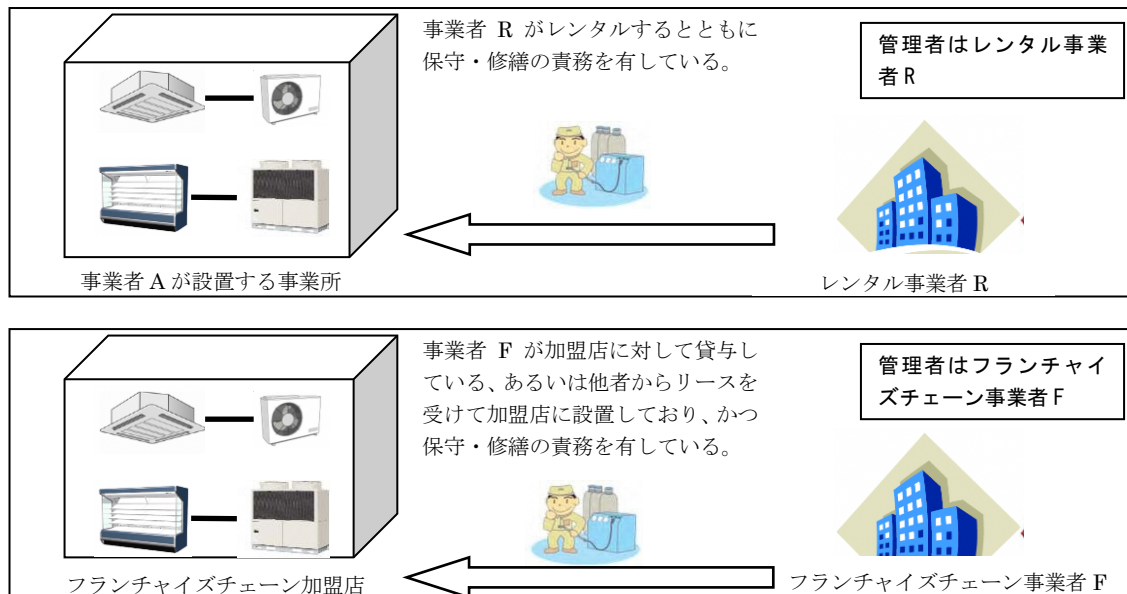
運輸部門	・鉄道車両用空調機 ・冷凍車の貨物室、大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車のカーエアコン ・船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュウ冷凍機等)
------	--

また、事業所別の漏えい量の算定の際には、その移動体を管理する事業所に属するものとして整理し、当該事業所における漏えい量に含めて算定してください。

2.4 他者の事業所等に設置された自らが管理する第一種特定製品

他者が設置する事業所に設置されている第一種特定製品であっても、自ら所有し、かつ保守・修繕の責務を有している場合には、管理の対象となります。

例えば、レンタル事業者が業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等を貸与し、保守・修繕の責務を有している場合は、レンタル事業者が管理者となります。また、フランチャイズチェーン事業者が、自ら所有しているかリースを受けているショーケースや空調機を加盟店に設置しており、かつ保守・修繕の責務を有している場合は、フランチャイズチェーン事業者が管理者となります。



図Ⅱ-2-2 他者の事業所において自らが管理する一種特定製品の例

こうした、他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品についても、自らが管理する第一種特定製品として把握し、事業者全体としての漏えい量に含めてください。また、都道府県別の漏えい量の算定の際には、機器が設置された事業所（移動体の管理事業所）の住所に基づいて、都道府県を識別してください。なお、事業所別の漏えい量の算定の際には、各機器は設置されている事業所（移動体の管理事業所）にひも付けて算定しますが、特定事業所としての報告対象とはなりません。

なお、特に自動販売機では、以下の 3 種類の業務形態が存在します。それぞれ以下のとおり管理者を判断してください。

- i. 飲料メーカー又はオペレーターが自動販売機を保有し、商品の在庫補充や機器の管理等全て行い、設置場所のオーナーは場所貸しと電気代の支払のみ行う場合（フルサービス）：飲料メーカー又はオペレーターを管理者とします。
- ii. 飲料メーカー又はオペレーターが自動販売機を保有するが、商品の在庫補充や機器の管理等は設置事業所のオーナーが行う場合（レギュラーサービス）：設置事業所のオーナーを管理者とします。
- iii. 自動販売機も含め全てオーナーが保有し、管理もしている場合：設置事業所のオーナーを管理者とします。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

2.5 取りまとめの例

以上に記した方法で特定した自らが管理する第一種特定製品については、後述のフロン類漏えい量の算定や報告の確認のため、事業所等ごとに取りまとめておくことが必要となります。取りまとめの例として、リスト形式での整理方法を示します。

なお、他社の事業所や移動体に設置された機器についても、機器が設置されている事業所（移動体を管理する事業所）の住所を、都道府県の判断に用います。（第一種特定製品の把握・整理の方法としては、各社で保有する既存の台帳、フロン排出抑制法第 16 条の下で実施される定期点検・簡易点検の機会、新規購入・廃棄の際の記録等を活用することが考えられます。）

表Ⅱ-2-5 第一種特定製品の取りまとめ例

ID	事業所番号	事業所名 ⁵	都道府県名 ⁶	第一種特定製品を識別する情報				フロン類の種類
				分類	管理番号	型式	製造番号	
1		A 支社	A 県	ビルマルチエアコン		・ ・	・ ・	・ ・
2		A 支社	A 県	飲料用ショーケース		・ ・	・ ・	・ ・
3		B 工場	A 県	自動販売機		・ ・	・ ・	・ ・
4		B 工場	A 県	冷凍機		・ ・	・ ・	・ ・
5		C 工場	A 県	冷凍機		・ ・	・ ・	・ ・
6		C 工場	A 県	設備用パッケージエアコン		・ ・	・ ・	・ ・
7		●●社 D 工場 (他者事業所)	D 県	店舗用パッケージエアコン		・ ・	・ ・	・ ・
8		●●社 D 工場 (他者事業所)	D 県	自動販売機		・ ・	・ ・	・ ・
・ ・								
・ ・								

⁵ 他者の事業所・移動体に設置された機器の場合は、他者の事業所名を記載します（網掛け部分の機器）。
⁶ 報告に用いる都道府県の識別は、自らの事業所か他者の事業所かにかかわらず、機器が設置されている事業所の所在地によって行います。

3. フロン類漏えい量の算定方法

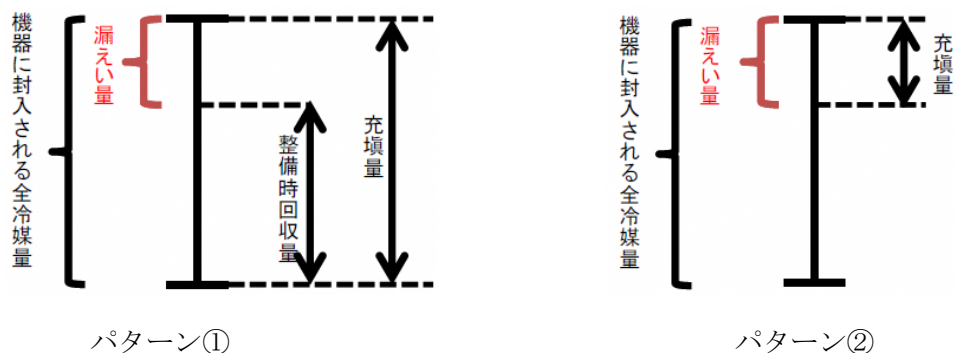
3.1 基本的な考え方

第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、算定漏えい量は、整備時のフロン類の充填量及び回収量から算出します。初期充填量を算定に用いる必要はありません。算定式は以下の通り、冷媒番号区分ごとに整備時充填量から整備時回収量を差し引き、該当する GWP を乗じる方法によります。

漏えい量の算定にあたり、充填量の調整等の理由により回収量が充填量より多くなり、算定漏えい量がマイナス（負の値）になることもあります。この場合もマイナス（負の値）のまま計算を行います。

$\begin{aligned} &\text{算定漏えい量 (t - CO}_2\text{)} \\ &= \Sigma [\text{冷媒番号区分ごとの (整備時充填量 (kg) - 整備時回収量 (kg)} \\ &\quad \times \text{冷媒番号区分ごとの GWP)}] \div 1,000 \end{aligned}$

算定のイメージは図Ⅱ-3-1 の通りです。機器整備の際に、全量回収を行い再充填した場合、充填量から整備時回収量を差し引いた量が「漏えい量」となります（パターン①）。一方、機器に充填のみを行った場合、充填量自体が「漏えい量」となります（パターン②）。



図Ⅱ-3-1 フロン類漏えい量の算定イメージ

算定のためには、冷媒番号区分ごとの充填量と整備時回収量に関するデータを入手する必要があります。データ入手の方法は2. に記したとおり、i) 情報処理センターに登録されたデータを入手することによる方法と、ii) 交付された充填・回収証明書を入手することによる方法の2種類があります。

ここで、本制度では整備時の充填量及び回収量のみを算定対象としているため、新設又は管理者の変更を伴う移設のための設置時に冷媒を充填する場合の充填量（充填証明書記載事項⑧が「設置」になっているもの）及び廃棄時の回収量（引取証明書に記載された回収量）は、算定漏えい量に加算しません。よって、最後に充填した時から廃棄するまでの期間の使用時に漏えいした量は、算定対象とはなりません。

一方で、設置時の充填が不足していて使用時に充填された場合は、その不足分の充填等は整備時の充填となるため、漏えい量として算定する必要があります。また、点検業者の過失により発生した漏えいであっても、管理者が報告する必要があります。ただし、漏えい量増加理由等を記載する様式第2に、当該理由について記述することが可能です。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、管理者の変更を伴わない第一種特定製品の移設は、機器の整備の一環とみなすことができるため、当該移設作業に伴うフロン類の回収及び再設置時の充填は、整備時と同様、算定漏えい量の計算の対象となります。

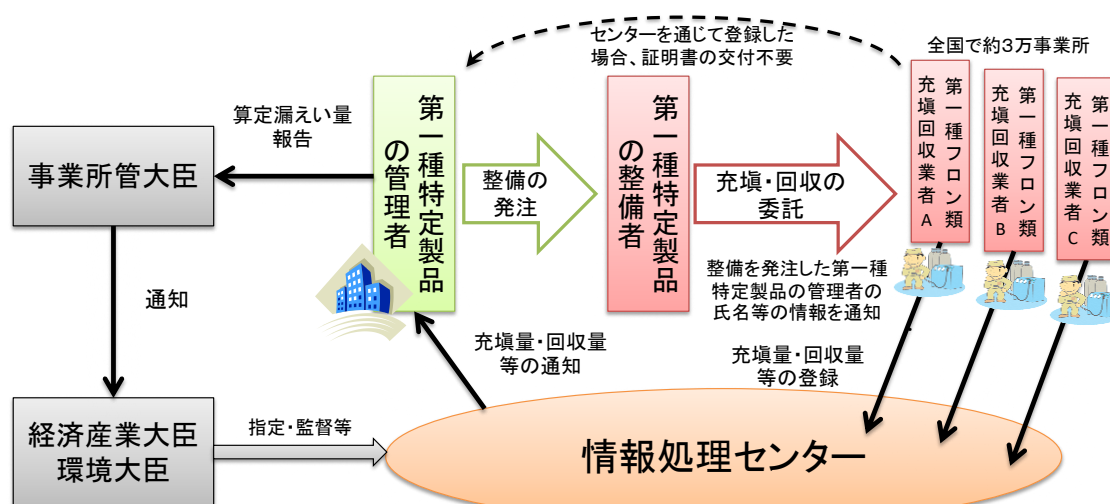
この法律において、対象となるフロン類は CFC（R-11、R-12 等）、HCFC（R-22 等）、HFC（R-404A、R-407C 等）であり、一部の冷凍機に用いられるアンモニア（R-717）、二酸化炭素（R-744）、炭化水素（R-600 等）は対象外となります。

3.2 フロン類充填・回収量データの収集

1) 情報処理センターを経由する場合

フロン類充填回収業者は、冷媒の充填・回収を行う際に、充填・回収証明書の交付を義務付けられていますが、情報処理センターへ冷媒充填・回収量等のデータを登録することで、これらの交付が免除されます。（2.1＜充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録＞に関するボックス参照）

情報処理センターを活用する場合には、充填回収業者は、予め把握する第一種特定製品の管理者名等とともに、当該製品のフロン類充填・回収量を情報処理センターへ電子的に登録します。⁷この登録された情報は、情報処理センターから管理者に電子データとして通知されますので、情報処理センターに登録される漏えい量については、情報処理センターから受ける通知をもってデータを収集したことになります。



図Ⅱ-3-2 情報処理センターの役割

2) 充填・回収証明書を収集する場合

自ら充填・回収証明書を収集する場合には、2. で整理した自らが管理する第一種特定製品について、充填回収業者から交付された充填・回収証明書を収集し、取りまとめる必要があります。

自らが管理する第一種特定製品について交付された充填・回収証明書を適切に収集するためには、2.1に示した通り、充填回収業者に対して自らが管理する第一種特定製品を伝達する際には、交付先の部署や担当者を明示するとともに、充填・回収証明書を収集・把握する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効です。具体的には以下のようなことを実施するのが望ましいと言えます。（なお、収集した充填・回収証明書の保管義務はありません。）

- ・ 責任者や担当者の選定：必要な業務を整理し、業務ごとに担当者を定める。
- ・ チェック体制の整備：収集されたデータが必ず確認されるような仕組みを構築する。
- ・ 手続きの確立：誰がいつ何をするかを定め誰にでもわかりやすく示す。
- ・ 教育・研修：上記の手続きを継続的に普及させる。

⁷ 情報処理センターを活用するか否かについては、充填回収業者との同意が必要となります。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

3.3 漏えい量の算定

3.2において示した方法により入手した情報から、漏えい量(kg)を〔事業所別／フロン類の種類別〕及び〔都道府県別／フロン類の種類別〕ごとに集計し、さらに集計したフロン類の種類、事業所別ごとの漏えい量に表Ⅱ-3-1に示す GWP を乗じて、〔事業所別／フロン類の種類別〕及び〔都道府県別／フロン類の種類別〕のフロン類算定漏えい量を計算します。

なお、単一冷媒のうち、表Ⅱ-3-1に記載がなく GWP が不明な冷媒（フロン類）については、GWP は0とみなし、「その他フロン類」としてご報告ください。

混合冷媒のうち、表Ⅱ-3-1に記載がなく GWP が不明な冷媒（フロン類）については、含まれている単一冷媒の重量平均を算定することで GWP（小数点以下四捨五入）を設定してください。本制度での報告対象以外の物質（PFC 等）が含まれていた場合には、その物質の GWP を0とみなし、報告対象のフロン類を含めた重量平均から算定される GWP（小数点以下四捨五入）を設定してください。ご不明な場合は、第一種特定製品のメーカーにお問い合わせください。

（計算例）

R-404A（実際の算定の際には、告示に示された GWP である 3,920 を使ってください。）

成分（比率） R-125 / R-143a / R-134 (44.0 / 52.0 / 4.0)

告示より、R-125 の GWP は 3,500、R-143a は 4,470、R-134a は 1,430 であることから

$$(3,500 \times 44.0 + 4,470 \times 52.0 + 1,430 \times 4.0) / 100 = 3,921.6 \div 3,922$$

よって、GWP は 3,922 として計算を行う。

（告示で定める GWP は、100 よりも小さいものを除き、有効数字が 3 桁となっている。）

また、漏えい量算定の対象となるのは、報告対象年度の4月1日から3月31日までの間に充填されたものです。

なお、同一機器について一連の回収・充填作業（整備）である場合は、回収日が報告対象年度の前年度であっても充填日の属する年度における漏えい量の算定に含めてください。ただし、「一連の」とは言い難い回収及び充填については、それぞれ回収及び充填を行った年度ごとに算定してください。

算定に当たっては、漏えい量を入力するか、または情報処理センターから得られたスプレッドシートを取り込むことで、報告の様式に取りまとめることが可能な「報告書作成支援ツール」を無料で公開しています⁸ので、適宜ご活用ください。

⁸ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-1 フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP

表1 単一冷媒

冷媒種類		GWP (t-CO ₂)
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4,750
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10,900
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	14,400
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1,810
5	R-23 (トリフルオロメタン)	14,800
6	R-32 (ジフルオロメタン)	675
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6,130
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10,000
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7,370
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3,500
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1,430
14	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	725
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2,310
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4,470
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	124
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3,220
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9,810
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1,030

表2 混合冷媒

冷媒種類		GWP (t-CO ₂)
1	R-401A	1,180
2	R-401B	1,290
3	R-401C	933
4	R-402A	2,790
5	R-402B	2,420
6	R-403A	1,360
7	R-403B	1,010
8	R-404A	3,920
9	R-406A	1,940
10	R-407A	2,110
11	R-407B	2,800
12	R-407C	1,770
13	R-407D	1,630
14	R-407E	1,550
15	R-407F	1,820
16	R-408A	3,150
17	R-409A	1,580
18	R-409B	1,560
19	R-410A	2,090
20	R-410B	2,230
21	R-411A	1,600
22	R-411B	1,710
23	R-412A	1,840
24	R-413A	1,260
25	R-414A	1,480

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

26	R-414B	1,360
27	R-415A	1,510
28	R-415B	546
29	R-416A	1,080
30	R-417A	2,350
31	R-417B	3,030
32	R-418A	1,740
33	R-419A	2,970
34	R-420A	1,540
35	R-421A	2,630
36	R-421B	3,190
37	R-422A	3,140
38	R-422B	2,530
39	R-422C	3,080
40	R-422D	2,730
41	R-423A	2,280
42	R-424A	2,440
43	R-425A	1,510
44	R-426A	1,510
45	R-427A	2,140
46	R-428A	3,610
47	R-429A	12
48	R-430A	94
49	R-431A	36
50	R-434A	3,250
51	R-435A	25
52	R-437A	1,810
53	R-438A	2,260
54	R-439A	1,980
55	R-440A	144
56	R-442A	1,890
57	R-500	8,080
58	R-501	4,080
59	R-502	4,660
60	R-507A	3,990
61	R-508A	5,770
62	R-508B	6,810
63	R-509A	796
64	R-512A	189
65	その他の混合冷媒	混合冷媒中の表1の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格 ISO5149-1 に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係るに基づく当該物質の混和の割合に係る表1の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

（出典）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類 GWP 告示）（平成 28 年経済産業省・環境省告示第2号）

3.4 フランチャイズチェーン事業者による加盟者が管理する製品の漏えい量の把握

フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）は、約款、加盟者との契約書、事業を行う者が定めた方針、行動規範、マニュアル等において、以下の箇条書きのいずれかについて定めている場合には、自らが管理しないものであっても、加盟者の管理する第一種特定製品に関する算定漏えい量を含めて報告しなければなりません。⁹フランチャイズチェーンを有する事業者が報告する場合は、報告書の「商標又は商号等」欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

- ① 第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
- ② 当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

＜フランチャイズチェーン事業者（連鎖化事業者）の報告義務＞

フロン排出抑制法第 19 条第 2 項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 5 条では、フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）に対して、以下のとおり、加盟店の管理する第一種特定製品の漏えい量を報告することを求めています。

- (1) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（いわゆるフランチャイズチェーン事業）であって、当該約款に、「加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項」に関する定めがある場合、加盟者が管理する第一種特定製品からのフロン類漏えい量の報告義務が、連鎖化事業者に対して課されます。
- (2) なお、約款等に定めがあるとは、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記の定めがある場合であって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合も含まれます。

従って、フランチャイズチェーン事業者は、約款、加盟者との契約書、事業を行う者が定めた方針、行動規範、マニュアル等を確認し、上記①又は②が示されている場合には、加盟者が管理する第一種特定製品の算定漏えい量を加盟者から収集し、自らが報告する算定漏えい量に含めてください。

なお、フランチャイズチェーンを運営する事業者がフランチャイズチェーンの管理外で独自に管理する機器における算定漏えい量が年間 1,000t-CO₂ 以上となる場合には、フランチャイズチェーンとして報告する部分については除外した上で、独自に報告する必要があります。

フランチャイズチェーン事業者が管理者である場合と合わせて、フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の報告義務者をまとめると、表Ⅱ-3-2のとおりとなります。

⁹ なお、フランチャイズチェーン事業者が、加盟店の管理する第一種特定製品の算定漏えい量を報告している場合には、加盟店運営者が算定漏えい量を報告する必要は生じません。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-2 フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の扱い

管理者	①又は②の指定※	報告義務者
フランチャイズ チェーン事業者	-	フランチャイズ チェーン事業者
加盟店	なし	加盟店
<u>加盟店</u>	<u>あり</u>	<u>フランチャイズ チェーン事業者</u>

- ※① 第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
 ② 当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

3.5 取りまとめの例

以下では、算定に際しての取りまとめの例を記します。（以下の表は算定の全体の流れを分かりやすく解説することを目的に示しており、「報告書作成支援ツール」の整理表とは異なります。）

整理に際しては、まず表Ⅱ-3-3のとおり、報告の対象となる事業所の一覧を整理し、事業所が位置する都道府県と事業所の設置形態を整理します。また、当該事業所に属する第一種特定製品の種類、当該第一種特定製品の設置形態（事業所内か、移動体内か、事業所外か等）を整理します。

事業所についても、分かりやすさのため業態に応じて類型化（事務所、販売拠点、生産拠点など）し、区分しておくことが望まれます。

表Ⅱ-3-3 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	設置形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	東京都	自己所有	・ターボ冷凍機	事業所内
販売拠点	支社 A	東京都	テナント	・オフィス用パッケージエアコン	事業所内
				・冷凍ショーケース	事業所外（他者の事業所に販売キャンペーン実施時に設置）
生産拠点	工場 B	神奈川県	自己所有	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				・設備用パッケージエアコン	事業所内
				・スクリーン冷凍機	事業所内
				・空調用チリングユニット	事業所内
				・トラック用冷凍機	移動体内（商品搬出用トラック）
	工場 C	埼玉県	自己所有	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				・設備用パッケージエアコン	事業所内

事業所の一覧をリスト化した後、表Ⅱ-3-4のとおり事業所別の算定漏えい量を計算します。その際、どの冷媒からの漏えいであるのか整理できるよう、第一種特定製品の種類別に集計を行います。また、1,000[t-CO₂]の漏えいを超える事業所（特定事業所、表Ⅱ-3-4の例では工場 B が該当）があった場合には、第Ⅲ編に示す報告様式に必要情報を記載し報告します。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-4 事業所別／第一種特定製品別のフロン類漏えい量取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	・ターボ冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,810	0
		本社合計							
販売拠点	支社 A	・オフィス用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	2,090	0
		・冷凍ショーケース	事業所外(キャンペーン)	R-404A	10	0	10	3,920	39.2
		支社 A 合計							
生産拠点	工場 B	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,920	0
		・設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	500	0	500	2,090	1045
		・スクリーン冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,810	0
		・空調用チリングユニット	事業所内	R-22	500	400	100	1,810	181
		・トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0.1	0	0.1	3,920	0.392
		工場 B 合計							
	工場 C	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-22	0	20	-20	1,810	-36.2
		・設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	2,090	0
		工場 C 合計							
									-36.2

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

事業所別の算定漏えい量をもとに、表Ⅱ-3-5のとおり都道府県別／冷媒種類別に集計を行います。また、これらの情報をもとに第Ⅲ編に記載の報告様式に記載を行います。（報告様式への記載方法については、第Ⅲ編で示します。）

なお、報告様式に記載する値は小数点以下を切捨てることとなりますが、算定過程では以下のとおり小数点以下を残して計算してください。漏えいの実態がない場合にのみ「0」を記入し、漏えい量が1kgに満たない場合は小数点以下を残して記入してください。

表Ⅱ-3-5 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	0	0					39.2
	支社 A			10	39.2	0	0	
	合計	0	0	10	39.2	0	0	
神奈川県	工場 B	100	181	0.1	0.392	500	1,045	1,226.392
	合計	100	181	0.1	0.392	500	1,045	
埼玉県	工場 C	-20	-36.2			0	0	-36.2
	合計	-20	-36.2			0	0	
全国計		80	144.8	10.1	39.592	500	1045	1,229.392

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

第Ⅱ編で算定したフロン類の算定漏えい量は、フロン排出抑制法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。

第Ⅲ編では、1項で報告書等の提出方法の概要を、2項で電子報告による提出の場合の方法を、3項で書面による提出の場合の方法を、4項で磁気ディスクによる提出の場合の方法を、5項で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。

1. 報告書等の提出方法

フロン類算定漏えい量の報告を行う事業者は、以下に従ってフロン類算定漏えい量等の報告書等の提出を行います。

(1) 提出期間

毎年4月1日から7月31日までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

(2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-42 ページ参照）へ提出します。事業者が2つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を提出してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

(3) 提出方法の選択

フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の①～③の方法から選択することができます。なお、可能な限り①電子報告により提出してください。

提出方法ごとの提出物及び提出物の記入要領は、①については「4.電子報告による提出」（Ⅲ-3 ページ）を、②については「2.書面による提出」（Ⅲ-10 ページ）を、③については「I.4. 磁気ディスクによる提出」（Ⅲ-34 ページ）をそれぞれご参照ください。

- ① 電子報告による提出
- ② 書面による提出
- ③ 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出

(4) 提出に関する留意事項

① 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計・公表までの間、行政側から報告内容等について問合せをさせていただくことがありますので、報告書等は必ず控えをとり、算定漏えい量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

② 報告事項等の記入について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、報告書の提出前に「提出前のチェックシート」(Ⅳ-104 ページ参照)で記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となります。

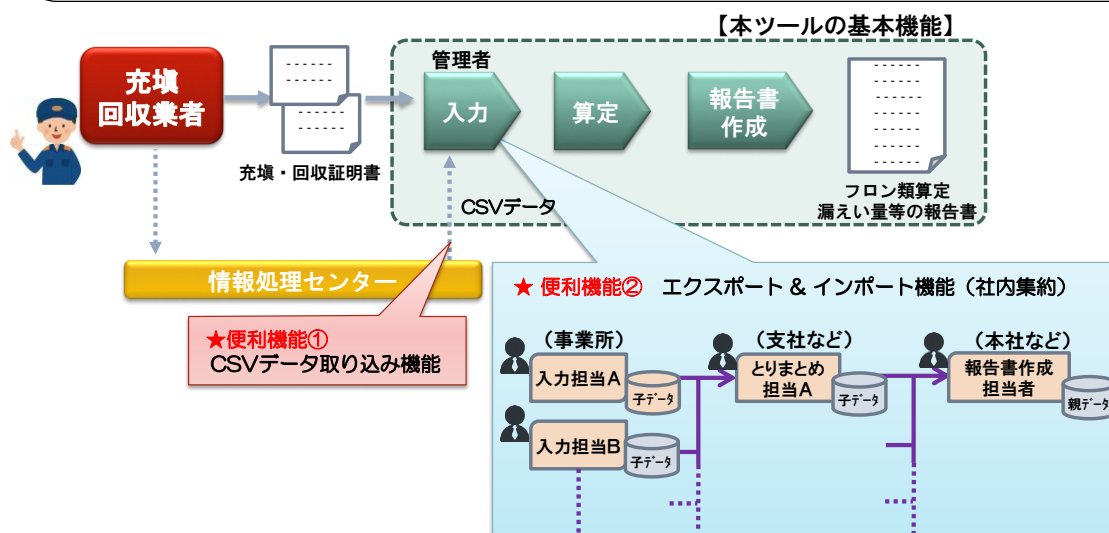
③ 書面又は磁気ディスクの郵送による提出方法

書面又は磁気ディスクを提出する際、郵送する場合には、簡易書留を用いてご提出ください。

(5) 報告書作成支援ツール

本制度でフロン類の漏えい量を報告する事業者の報告書作成を支援するツールとして、フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツール(以下「本ツール」)が用意されています(図Ⅲ-1-1 参照)。本ツールはフロン排出抑制法ポータルサイト¹からダウンロードできますのでご活用ください。なお、本ツールの詳細につきましては、報告書作成支援ツール利用マニュアルをご参照ください。

- 報告対象となる全ての事業者が使用できます。
- 充填証明書、回収証明書に記載された充填量、回収量などの必要事項を入力するだけで、年間の漏えい量を計算し、さらに事業所管大臣宛に提出する報告書(Ⅲ-3 ページ参照)を作成します。
- 作成した報告書は、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(Ⅲ-3 ページ参照)を利用して提出することができるほか、印刷し事業所管省庁に提出できます。
- 情報処理センターから出力される CSV データを取り込むことで、入力の手間を省くこともできます。
- 複数の事業所が入力した情報を集約することが可能で、各事業所で入力作業を分担することもできます。



図Ⅲ-1-1 報告書作成支援ツールの概要

¹ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

2. 電子報告による提出

「省エネ法²・温対法³・フロン法電子報告システム」を用いて、報告書の電子ファイルを事業所管省庁へ提出することができます。

2.1 概要

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（以下「EEGS⁴」といいます。）とは、フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書等の書類を受け付けることのできる全省庁共通のシステムです。この EEGS を利用することにより、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いてフロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書の提出（電子報告）が可能となります。

なお、EEGS の使用に際し、事前の届出が必要となりますが、システムの使用に伴う費用負担はありません。

また、従来のフロン法電子報告システムは、令和 4 年度より EEGS に変わりました。令和 3 年度までフロン法電子報告システムを使用されていた場合は、EEGS の使用に際し改めて届出を行う必要はありません。

2.2 EEGS で提出できる報告書等

フロン類算定漏えい量報告・公表制度において、EEGS で提出できる報告書等は「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」に規定される「様式第 1」及び「様式第 2」の 2 種類で（表Ⅲ-2-1）。

様式第 1 はフロン類算定漏えい量等を報告するものであり、様式第 2 は自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用するものです。様式第 1 の提出は必須ですが、様式第 2 の提出は事業者の任意です。

表Ⅲ-2-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度において EEGS で提出できる報告様式

様式番号	文書名	概 要	提出の義務	記入要領
様式第 1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あ り (必須)	Ⅲ-11
様式第 2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第 1 で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	な し (任意)	Ⅲ-27

注：報告書等の記入要領は、後述（3.2.報告書記入要領）を参照ください。

² エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

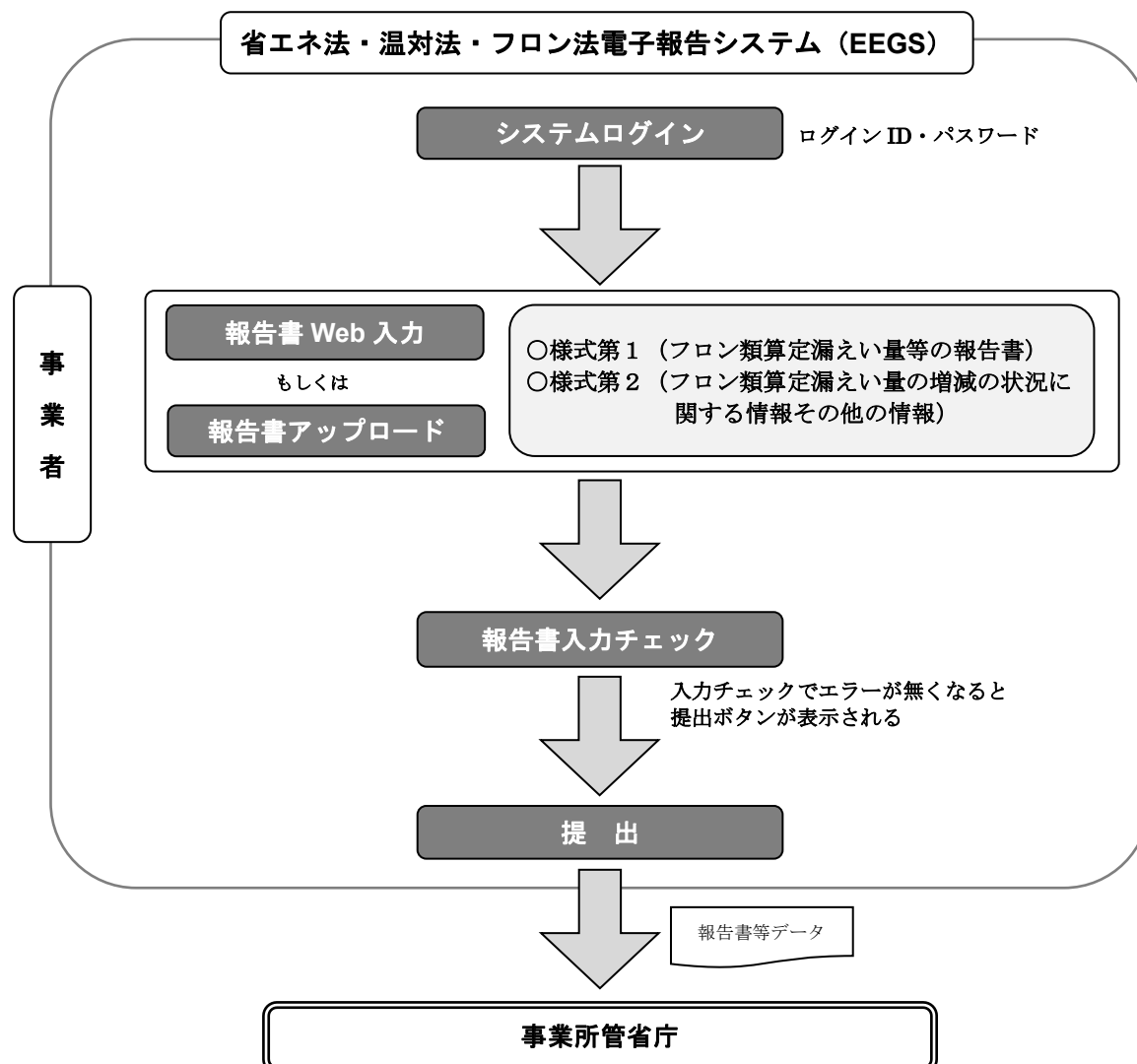
³ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

⁴ Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System の略で「イーグス」と呼びます。EEGS では、フロン排出抑制法に基づく報告のほか、省エネ法及び温対法に基づく報告等を行うことができるシステムです。

2.3 EEGS による提出の方法

2.3.1 提出の流れ

EEGS による報告書等の提出の流れを図Ⅲ-2-1 に示します。なお、EEGS における具体的な操作方法については、EEGS 操作説明書をご参照ください。



図Ⅲ-2-1 EEGS による報告書等の提出の流れ

(1) システムログイン

インターネットに接続するパソコン（PC）から、次の URL⁵にアクセスし、EEGS のログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインします。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/>

なお、EEGS のログイン ID を有していない場合は、EEGS の使用届出を行い、ID を取得する必要があります。使用届出の方法については 2.3.2 をご参照ください。

ただし、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、改めて使用届

⁵ 令和 3 年度までのフロン法電子報告システムとは異なる URL です。

出を行う必要はありません。

(2) 報告書アップロード等

様式第1及び必要に応じて様式第2として、Ⅲ-11～26及びⅢ-27～33ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを、EEGSでアップロードします。登録できるファイルは、報告書作成支援ツールから出力されたXMLファイル又はフロン排出抑制法ポータルサイト⁶からダウンロードした報告様式（EXCELファイル）です。

また、電子ファイルをアップロードする代わりに、EEGSの画面上で報告書の内容を直接入力することも可能です。

(3) 報告書入力チェック

(2)でアップロードした報告書について、EEGS上で報告内容の入力チェックを行います。エラーがなければ事業所管省庁へ提出が可能となります。

(4) 報告書の提出

EEGSにおいて、報告書の提出先（事業所管省庁の窓口（Ⅲ-42ページ参照））を選択し提出ボタンを押下することで、(2)でアップロード又は入力した報告書が提出されます。提出先は複数同時に選択できます。

EEGSで報告書等を提出した場合は、紙媒体の報告書等を当該省庁の窓口へ持参又は送付する必要はありません。

提出した報告書は、事業所管省庁において受理されます。報告書提出時、事業所管省庁での報告書の受理時には、事前に登録したメールアドレスへ事業所管省庁からメールが届きます。

(5) 取り下げ及び差戻し

提出後に修正を行う場合、EEGS上で取り下げ操作を行うことができます。この際、事業所管省庁が既に報告書を受理している場合は、取り下げ依頼事由を入力し、事業所管省庁の承認を得る必要があります。

また、事業所管省庁が差戻しを行った場合には、事前に登録したメールアドレスへメールが届きます。差戻し事由を確認し、修正のうえ再度提出してください。

2.3.2 システム使用の届出

(1) 届出書の様式

EEGSによりフロン法の報告を行う場合は、EEGSを用いるためのログインID（事業者ごとに1つの番号）が必要となります。ログインIDを有していない場合は、事前にEEGSを使用するための使用届出を行います。

使用届出は表Ⅲ-2-2に示す様式の書類（使用届出書）を、届出先へ紙媒体で提出し、ログインIDの付与を受けます。様式第4（使用届出書）の記入要領は、Ⅲ-8ページをご参照ください

⁶ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

い。

なお、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、様式第 4 を改めて提出する必要はありません。

表Ⅲ-2-2 EEGS による報告書提出を行う前に届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先（*1）
EEGS を用いてフロン法による報告書の提出を行おうとする特定漏えい者	様式第 4 （電子情報処理組織 使用届出書）	経済産業省 又は環境省

*1：いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

（2） ログイン ID の取得方法

表Ⅲ-2-2 の様式にて EEGS の使用についての届出を行うと、届出先の省庁から EEGS の URL 及びアクセスキーが記載された書類が通知されます。なお、アクセスキーとは英数字で構成された、事業者ごとに異なる記号であり、ログイン ID の発行手続に使用するものです。アクセスキーは、受領後 1 年 4 か月が経過すると使用不可能となりますので、それまでに必要な情報の登録処理を行ってください。

インターネットに接続する PC から、届出先から送付された書類に記載された URL にアクセスし、アクセスキー及び特定漏えい者コードを入力して、ログイン ID 取得の手続を進めます。

なお、省エネ法又は温対法の報告等を行うために省エネ法又は温対法に基づく使用届出書を提出し EEGS のログイン ID を有している事業者に対しては、届出先の省庁からアクセスキーは送付されませんが、様式第 4（表Ⅲ-2-2）を経済産業省又は環境省にご提出いただき、提出先省庁側で当該事業者のフロン排出抑制法への算定漏えい量報告を可能とする手続き後に、省エネ法又は温対法のログイン ID を用いてフロン排出抑制法の報告も行うことができるようになります。

EEGS におけるログイン ID 取得までの操作方法については、EEGS 操作説明書をご参照ください。

2.3.3 システム使用届出内容の変更、廃止

EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、届出の内容（事業者名等）に変更が生じた場合は、使用変更の届出を行います。

また、EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、システムの使用を廃止する場合は、使用廃止の届出を行います。

使用変更又は使用廃止の届出は表Ⅲ-2-3 に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、いずれも使用届出書（表Ⅲ-2-2 参照）を提出した先と同じ省庁に提出してください。

表Ⅲ-2-3 EEGS の使用変更又は使用廃止を届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先（*1）
EEGS の使用届出書の内容を変更する特定漏えい者	様式第 5 （電子情報処理組織 使用変更届出書）	経済産業省 又は環境省
EEGS の使用を廃止する事業者	様式第 6 （電子情報処理組織 使用廃止届出書）	経済産業省 又は環境省

*1：使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

2.4 様式第4の記入要領

様式第4は、フロン排出抑制法ポータルサイト⁷からダウンロードすることができます。

様式第4の記入例を図Ⅲ-2-2に示します。

様式第4（第10条第1項関係）												
※受理日 ⑧ 年 月 日 ※整理番号⑧ 電子情報処理組織使用届出書 ① 〇〇〇〇年 〇月 〇日 経済産業大臣 殿 ② 提出者 ③ 氏 名 (ふりがな) 住 所 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X 環境株式会社 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあつては名称及び代表者氏名) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。 作成担当者連絡先 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">特定漏えい者コード ④</td> <td style="width: 60%;">X X X X X X X X X X</td> </tr> <tr> <td>特定漏えい者の名称 ⑤ (ふりがな)</td> <td>環境株式会社</td> </tr> <tr> <td>特定漏えい者の所在地 ⑥ (ふりがな)</td> <td>〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">担当者 ⑦</td> <td>部 署 環境部〇〇係</td> </tr> <tr> <td>氏 名 ⑦ (ふりがな) 環境 良男</td> </tr> <tr> <td>電話番号 03-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス aa@cc.dd.ee</td> </tr> </table>	特定漏えい者コード ④	X X X X X X X X X X	特定漏えい者の名称 ⑤ (ふりがな)	環境株式会社	特定漏えい者の所在地 ⑥ (ふりがな)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X	担当者 ⑦	部 署 環境部〇〇係	氏 名 ⑦ (ふりがな) 環境 良男	電話番号 03-XXXX-XXXX	メールアドレス aa@cc.dd.ee	
特定漏えい者コード ④	X X X X X X X X X X											
特定漏えい者の名称 ⑤ (ふりがな)	環境株式会社											
特定漏えい者の所在地 ⑥ (ふりがな)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X											
担当者 ⑦	部 署 環境部〇〇係											
	氏 名 ⑦ (ふりがな) 環境 良男											
	電話番号 03-XXXX-XXXX											
	メールアドレス aa@cc.dd.ee											

図Ⅲ-2-2 様式第4の記入例

① 『年月日』

様式第4の届出先（経済産業省又は環境省）への提出年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

経済産業大臣又は環境大臣を記入します。

③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、事業者（企業、会社、団体等）です。なお、地方公共団体における地方公営企業や

⁷ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

教育委員会（Ⅲ-14 ページのコラム参照）については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

④ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ⁸でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問合せ窓口（Ⅳ-110 ページ）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑤ 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

⑥ 『特定漏えい者の所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

⑦ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から届出内容（記入ミス等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子報告システムへのログイン ID を取得するために必要な情報を記載した書類を通知します。

⑧ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

⁸ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

3. 書面による提出

3.1 提出書類

(1) 提出書類の様式

書面による提出を行う際に用いるフロン排出抑制法に基づく報告書の様式は、表Ⅲ-2-1 に示す様式第1及び様式第2です。様式第1の提出は必須ですが、様式第2の提出は事業者の任意です。

これらの様式は、フロン排出抑制法ポータルサイト⁹からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-91～98 ページをコピーして利用することもできます。

各様式の記入要領について、様式第1はⅢ-11～26 ページに、様式第2はⅢ-27～33 ページにそれぞれ示します。

表Ⅲ-2-1 フロン類の算定漏えい量等の報告に用いる様式【再掲】

様式番号	文書名	概 要	提出の 義務	記入 要領
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あ り (必須)	Ⅲ-11
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	な し (任意)	Ⅲ-27

(2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4（縦置き）としてください。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色の万年筆又はボールペン等の筆記用具で記入してください。

⁹ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

3.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。なお、本マニュアルの第Ⅳ編 4.が、様式第1～様式第3の記入チェックシートとなっています。報告書を提出する前に、チェックシートを使って記載内容を再確認してください。

3.2.1 様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）

様式第1は、表面（Ⅲ-11 ページ）、裏面（Ⅲ-17 ページ）、【特定漏えい者単位の報告】（Ⅲ-18 ページ）及び（別紙）【特定事業所単位の報告】（Ⅲ-23 ページ）で構成されています。（（）内は記入要領の解説ページです。）

(1) 様式第1（表面）の記入要領

様式第1の表面の記入例を図Ⅲ- 3-1 に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(表面)

様式第1（第4条関係）

フロン類算定漏えい量等の報告書

①XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

報告者

(ふりがな)

住所

〒100-0000

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名

(ふりがな)

環境株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

③

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

④-1

特定漏えい者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2									
所在地 (ふりがな)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 ④-3									
商標又は商号等	④-4									
主たる事業	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ⑤				事業コード		1	6	3	1
主たる事業を所管する大臣		経済産業大臣 ⑦								
フロン類算定漏えい量		第1表、第2表及び別紙のとおり								
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無 ⑧								
担当者 (問い合わせ先)	部署	環境部〇〇係								
	(ふりがな)	かんきょう よしお								
	氏名	環境 良男 ⑨								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
	メールアドレス	aa@cc.dd.ee								
※受理年月日		⑩ 年 月 日		※処理年月日		⑩ 年 月 日				

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。

2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。

3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。

6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

7 ※の欄には、記載しないこと。

8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図Ⅲ-3-1 様式第1(表面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-39ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」等とは記入しないでください。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と異なり、地方支分部局長名となりませんのでご注意ください。

③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次頁コラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

なお、報告者は、この報告をフロン類の算定漏えい量の算定を担当する部署の長など事業者のフロン類算定漏えい量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為をしておいてください。）

（表面）	
様式第1（第4条関係）	
フロン類算定漏えい量等の報告書	
XXXX年X月XX日	
経済産業大臣 殿	
報告者	(ふりがな) 住 所 〒100-0000 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	(ふりがな) 氏 名 かんきょうかぶしきがいしゃ 環境株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 かんきょう たろう かんきょうほんぶちょう 環境本部長 かんきょう じろう 環境 二郎
代理人	(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入してください。

図Ⅲ-3-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

④ 『特定漏えい者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

なお、「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合、念のため問合せ窓口（Ⅳ-110 ページ参照）までお問合せください。

④-1 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹⁰でコードをご確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（Ⅳ-109 ページ参照）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

④-2 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前年に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織＞

○地方公営企業

地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○警察組織

都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○組合

組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○収用委員会

収用委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

¹⁰ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

④-3 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

④-4 『商標又は商号等』

フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。フランチャイズチェーン事業者の漏えい量の把握については、Ⅱ-26 ページをご参照ください。

例：〇〇ストア

⑤ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については裏面に記入します。

主たる事業の考え方については、Ⅲ-16 ページのコラム＜主たる事業の考え方＞をご参照ください。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのⅣ-49～89 ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-49～89 ページに示しています。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1 6 3 1

⑦ 『主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」などとは記入しないでください。なお、主たる事業が2つ以上の行政官庁の共管の場合、3大臣まで記入することができます。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

特定漏えい者全体に関して、法第 23 条第 1 項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第 2 にも記入し、様式第 1 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-42 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれすべての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応が可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

担当者は、報告者である事業者には所属している必要があります。

⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

＜主たる事業の考え方＞

○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

（例）事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100 億円）、航空機製造業（70 億円）、鉄道車両製造業（30 億円）、
自動車卸売業（20 億円）、輸送用機械器具卸売業（10 億円）

また、生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっているフロン類算定漏えい量に係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

(2) 様式第1（裏面）の記入要領

様式第1の裏面の記入例を図Ⅲ-3-3に示します。

事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、表面に記載した主たる事業以外の事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入します。

なお、事業者で行われている事業が5つ以上ある場合は、欄を追加して記入します。

本制度における報告書等は、様式第1の表面の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)							
1	事業の名称	その他の有機化学工業製品製造業	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
2	事業の名称	医薬品原薬製造業	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	厚生労働大臣					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-3 様式第1(裏面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(3) 様式第1【特定漏えい者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定漏えい者単位の報告】は、第1表及び第2表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-3-4に示します。

【特定漏えい者単位の報告】											
漏えい年度： <u>XXXX</u> 年度											
第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量											
① フロン類 の種類	① R-22		② R-404A		③ R-410A		④		⑤		④ 合計
特定 漏えい者 全体	算定 ② 漏えい量 (t-CO ₂)	実 ③ 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	362	200	1,176	300	836	400					2,374
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都			784	200	418	200					1,202
2. 愛知県	362	200			209	100					571
3. 大阪府			392	100	209	100					601
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-4 様式第1 第1表の記入例

(ア) 『漏えい年度』

フロン類算定漏えい量の対象となる年度（××××年度）を記入します。

例：2022年7月に2021年度分の算定漏えい量の報告を行う場合

漏えい年度：2021年度

(イ) 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量（CO₂）をトン（t-CO₂）の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム（kg）の単位で記入します。事業者全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

① 『フロン類の種類』

報告するフロン類の種類として、冷媒番号（Ⅳ-46 ページ参照）を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

② 『算定漏えい量 (t-CO₂)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量 (kg) に地球温暖化係数 (GWP) を乗じて算定した算定漏えい量をトン (t-CO₂) 単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

③ 『実漏えい量 (kg)』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

④ 『合計』

報告する算定漏えい量の合計量をトン (t-CO₂) 単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

1) 特定漏えい者全体

特定漏えい者全体の欄には、事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

2) 都道府県

番号1～4の欄にはフロンの漏えいが発生した都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

なお、事業を行っている都道府県が5つ以上ある場合は番号4の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

＜漏えい量の報告値＞

算定漏えい量及び実漏えい量の算定においては、最初に整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計をそれぞれ算定します。報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切捨てた整数値を記入します。なお、算定漏えい量では－１～１（t-CO₂）未満、実漏えい量では－１～１（kg）未満の漏えい量については、それぞれ０（ゼロ）を記入します。また、漏えい量が存在しない（充填又は回収を行っていない）欄は空欄としてください。

報告の記入例

(1) 実際の漏えい量が下の左側の表（赤色の数値）のとおりであったとします。

ここで、各県の値は当該県内にある事業所の合計値です。なお、B県において R-410A の漏えい量はなかったとします。

また、特定漏えい者全体は、各県の算定漏えい量又は実漏えい量の合計値（縦方向の合計値）です。さらに、特定事業者全体及び各都道府県の合計の値は、各フロン類の種類算定漏えい量の合計値（横方向の合計値）です。

(2) 報告書において記載する漏えい量は、下の左側の表の値をもとに、それぞれ小数点以下を切捨てた値とします。すなわち、下の右側の表（青色の数値）となります。

- ・ B県では R-410A の漏えい量が存在しないため空欄のままとします。
- ・ C県では R-404A 及び R-410A とも算定漏えい量：１（t-CO₂）未満、実漏えい量：１（kg）未満のため、該当する欄にはいずれも０（ゼロ）を記載します。なお、合計値は 1.4（t-CO₂）のため、１（t-CO₂）と記載します。

このように、小数点以下の処理の関係で、表の縦方向及び横方向の合計は表に記載の数値の合計とはならないことがあります但問題ありません。

実際の漏えい量

フロン類 の種類	① R-404A		② R-410A		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	970.3	247.5	1,187.3	568.1	2,157.6
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,354.8	345.6	1,186.7	567.8	2,541.5
2. B県	-385.3	-98.3			-385.3
3. C県	0.8	0.2	0.6	0.3	1.4

⇒

報告書への記入値

フロン類 の種類	① R-404A		② R-410A		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	970	247	1,187	568	2,157
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,354	345	1,186	567	2,541
2. B県	-385	-98			385
3. C県	0	0	0	0	1

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(ウ) 第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

第2表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上である事業所のことです。特定漏えい者が単一の事業所や店舗等から構成される場合、特定事業所としての報告も併せて行う必要があります。

様式第1の第2表の記入例を図Ⅲ-3-5に示します。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード				事業の名称
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	1	6 ④	3	1	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ④
2							
3							
10							

備考

1

本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

2

特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。

3

本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

図Ⅲ-3-5 第2表の記入例

① 『特定事業所番号』

特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記入します。

② 『特定事業所の名称』

当該特定事業所の名称を記入します。なお、事業所名に事業者名が含まれる場合は、事業者名を省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

③ 『特定事業所の所在地』

当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称を記入します。なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

日本標準産業分類の細分類の番号及び名称は、本マニュアルのⅣ-49～89 ページに示しています。

第2表に記入した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等も、（別紙）【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(4) (別紙)【特定事業所単位の報告】

第2表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量等を記入します。

様式第1別紙(表紙)の記入例を図Ⅲ-3-6に示します。

(ア) 別紙(表紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】													
										特定事業所番号		1 ①	
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)		東京店 ②											
所在地 (ふりがな)		〒100-0000 ③ 東京 都道府県 千代田 市区町村 大手町〇-〇-〇											
特定事業所において行われる事業		石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④											
特定漏えい者コード ⑤		X	X	X	X	X	X	X	X	X	※		
都道府県コード ⑥		1	3	事業コード ⑦						1	6	3	1
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり											
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)										1. 有 2. 無 ⑧			
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務課											
	(ふりがな) 氏名	環境 二郎 ⑨											
	電話番号	03-XXXX-XXXX											
	メールアドレス	bb@cc.dd.ee											

備考 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。

図Ⅲ-3-6 別紙(表紙)の記入例

① 『特定事業所番号』

第2表の事業所番号を記入します。

② 『特定事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。様式第1第2表に記載の名称と同一の名称を記入します。事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-49～89ページに示しています。

ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

⑤ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹¹でコードを確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-109ページ参照）までお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 3-1 のとおりです。

例：算定の対象となる事業所が東京都にある場合

都道府県コード：13

¹¹ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

表Ⅲ- 3-1 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

⑦ 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-49～89 ページに示しています。

例：算定の対象となる特定事業所の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1 6 3 1

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

当該特定事業所の算定漏えい量に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-42 ページ参照））に提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(イ) 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所ごとのフロン類の種類ごとに、算定漏えい量をトン(t・CO₂)の単位で記入します。
また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-3-7に示します。

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量						
フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量(t・CO ₂)	588	418				1,006
実漏えい量(kg)	150	200				

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-7 別紙第1表の記入例

① 『フロン類の種類』

当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号(Ⅳ-46ページ参照)を記入します。
なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

② 『算定漏えい量(t・CO₂)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t・CO₂)単位の量で記入します。

③ 『実漏えい量(kg)』

フロン類の種類ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。

④ 『合計』

当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン(t・CO₂)単位の量で記入します。

3.2.2 様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します（文字数は改行を含めて各欄800字以内としてください）。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報に関しても、環境大臣及び経済産業大臣による公表の対象となります。

情報の提供により、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等が可能です。様式第2の記入例を図Ⅲ-3-8に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度： **XXXX**年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）

2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） → **2** ②

特 定 漏 え い 者 コ ー ド ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※			
都 道 府 県 コ ー ド ④	1	3	事 業 コ ー ド ⑤							5	6	1	1
事 業 所 番 号 ⑥	0	1	※										

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

⑦ **XXXX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。**

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

⑧ **15%が空調機器から、85%が冷蔵ショーケースからの漏えいであった。**

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

⑨ **f. 機器の施工に関する取組、h. 日常点検（簡易点検）における取組**
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⑩ **a. 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、**
c. ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

5. その他の情報

⑪ **事業所数：60 事業所（うち、総合スーパーマーケット57、物流センター2、本社施設1）を保有。**
漏えい原因：（イ）施工時の要因、（オ）明確な要因が特定できないスローリークが該当。

担 当 者 （問い合わせ先） ⑫	部 署	広報課
	（ふりがな） 氏 名	かんきょう さぶろう 環境 三郎
	電 話 番 号	03-XXXX-XXXX

※受理年月日 ⑬	年 月 日	※処理年月日 ⑬	年 月 日
----------	-------	----------	-------

図Ⅲ-3-8 様式第2の記入例

① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（××××年度）を記入します。

例：2022年7月に2021年度分の漏えい量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：2021年度（2021年（度）の漏えい量に関する情報を報告）

② 『提供情報の範囲』

様式第2に記入される情報が、(1)事業者（企業、団体）全体に関するものの場合は「1」を、
(2)特定事業所のみにに関するものの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

③ 『特定漏えい者コード』

様式第1（Ⅲ-14 ページ④-1）と同様に、特定漏えい者ごとの番号（数字9桁）を記入します。
原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。
同制度のホームページ¹²でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない
場合は、問合せ窓口（Ⅳ-109 ページ）にお問合せください。

④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-24 ページ⑥）と同様に、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。
なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 3-1（Ⅲ-25 ページ）のとおりです。

⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字4桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-25 ページ⑦）と同様に、算定の対象となる特定事業所の主たる事業の事業コードを数字4桁で記入します。

なお、事業コードは日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-49～89 ページに示しています。

⑥ 『事業所番号』

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-24 ページ①）と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した事業所番号を数字で記入します。

¹² 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を各欄 800 字以内（改行含む）で記入することができます。ただし、製品の販売のための広告、報告者以外の特定の事業者（整備者等）の名称等、法の規定の趣旨に反する、報告に無関係の情報を記入することはできません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記入した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入することなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑦～⑪に記載いただいた内容は全て公表されますが、特に⑨～⑪に記載いただいた内容については、集計した結果も公表しています（Ⅰ-6 ページ参照）。可能な限り下記に示す方法での報告をお願いします。

⑦ 『1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報』

この欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

<記載例>

- 店舗数、売場面積の拡大に伴い、機器が増加したため。
- 昨年度老朽化した機器を更新したことから、漏えい量が大幅に減少した。
- 冷媒の変更（R-22 から R-404A への変更）を伴う機器の入替えにより GWP が増加したため、実漏えい量は同程度だが算定漏えい量が増加した。
- ○○工場で、ターボ冷凍機の冷媒配管の接続部が緩み、大量漏えいが発生したため。

⑧ 『2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報』

この欄には、自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記入することができます。

<記載例>

- 空調機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-410A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
冷凍冷蔵機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-404A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
- 全量がブラインチラーからの漏えい

⑨ 『3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記入することができます。

平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容を集計・公表しています。これによ

り、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

表Ⅲ-3-2 関連情報のうちフロン類算定漏えい量の削減に関する措置の分類

大分類	小分類	
機器の導入・更新に関する取組	a	老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新
	b	CFC、HCFC（R-22 など）から機器の更新
	c	ノンフロン機器の導入
	d	低 GWP 機器の導入
	e	その他の機器導入・更新
機器の施工に関する取組	f	機器の施工に関する取組
機器の使用時における取組	g	機器の使用時における取組
機器の整備に関する取組	h	日常点検（簡易点検）における取組
	i	定期点検における取組
	j	その他の点検・整備に関する取組
会社全体としての取組	k	会社方針等の策定
	l	従業員教育に関する取組
その他	m	その他の取組

<記載例>

- f.機器の施工に関する取組、h.日常点検（簡易点検）における取組
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

⑩ 『4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記入することができます。

⑨と同様、平成28年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容も集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

<記載例>

- a.老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、c.ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

⑪ 『5. その他の情報』

この欄には、⑦～⑩の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報を記入することができます。

平成 29 年度算定漏えい量集計結果から、本項に事業所数・漏えい原因を記載した場合、集計した結果も公表しています。適切に集計するため、可能な限り下記の方法に従って報告いただくようお願いします。事業所数、漏えい原因以外の内容を記載することもできます。

【事業所数】

各事業者の事業規模の目安として、算定漏えい量と併せて事業所数を公表しています。算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末の全事業所数を記載してください。続けて事業所種類別の数を記載することもできます。なお、事業所の定義は漏えい量算定時の考え方と同様としてください。

【漏えい原因】

各事業者の漏えい原因を整理するため、漏えい原因の分類別に公表しています。主要な漏えい原因を表Ⅲ-3-3 に示す項目から選択し、記載してください。続けて、その原因による漏えい量や具体的な状況等を記載することもできます。

表Ⅲ-3-3 漏えい原因の分類

漏えい原因（選択項目）	備 考	考えられる例
(ア) 製造時の要因	機器の製作不良や設計不良等により漏えいした場合に選択	シールゴム部品の不適合
(イ) 施工時の要因	施工不良等により漏えいした場合に選択	施工時のろう付け不足
(ウ) 使用時の要因	使用者の誤操作や誤判断等により漏えいした場合に選択	使用中の機器の破損
(エ) 整備時の要因	4. 腐食管理不良や検査管理不良等、整備不足により漏えいした場合に選択	整備後のナット締め不足、明らかな腐食・亀裂箇所の整備不足
(オ) 明確な要因が特定できないスローリーク	明確な要因が特定できない場合に選択	経年劣化により発生したピンホール、振動によるバルブの緩み
(カ) その他・不明	(ア)～(オ)のいずれにもあてはまらない場合に選択	－

<記載例>

- （事業所数）60 事業所（うち、総合スーパーマーケット 57、物流センター2、本社施設 1）を保有。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

- (漏えい原因) 全算定漏えい量 5,620t-CO₂のうち、(エ)整備時の要因(定期点検の際に整備業者が誤って弁操作を行った)で 1,702t-CO₂が漏えい。残り 3,918t-CO₂は(オ)明確な要因が特定できないスローリークによる漏えいであった。
- (漏えい原因) (イ)施工時の要因、(オ)明確な要因が特定できないスローリークが該当。

① 『担当者(問い合わせ先)』

提供後、行政側から報告内容(記入ミスの確認等)について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名(ふりがな)、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者(Ⅲ-16 ページ ⑨参照)と同一である場合は記入する必要はありません。

② 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

4. 磁気ディスクによる提出

4.1 提出物

磁気ディスクによる提出を行う場合は、以下のものを併せて提出します。これらの提出物の作成要領、記入要領をⅢ-34～38 ページにそれぞれ示します。

(1) 磁気ディスク

(表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 の内容を記録したもの)

(2) 様式第 3 の書類

4.2 磁気ディスクの作成要領

(1) 磁気ディスクの種類

磁気ディスクとは、以下に該当するものです。

- ・コンパクト・ディスク (CD)
- ・光磁気ディスク (MO)
- ・DVD

(2) 磁気ディスクへの記録方法

磁気ディスクには、様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、Ⅲ-11～26 及びⅢ-27～33 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを記録します。

電子ファイルについては、Microsoft 社 Windows10 上で稼働する以下のアプリケーションソフトにより作成します。

1	ワープロソフト	Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
2	表計算ソフト	Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
3	画像	BMP (ビットマップピクチャー) 形式 又は JPEG 形式
4	PDF ファイル形式	

なお、フロン排出抑制法ポータルサイト¹³に掲載されているフロン類算定漏えい量算定ツールを使用して、各様式を作成することもできます。

¹³ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

4.3 様式第3の記入要領

様式第3は、Ⅲ-34 ページに示した磁気ディスクとともに提出します。

様式第3は、フロン排出抑制法ポータルサイト¹⁴からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-99 ページに記入のものをコピーして利用することもできます。

様式第3の記入例を図Ⅲ-4-1 に示します。

¹⁴ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

様式第3(第7条関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	⑧

磁気ディスク提出票

① XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

(ふりがな)
提出者 住 所 〒100-0000
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
(ふりがな)
氏 名 環境株式会社
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
担当者 部 署 環境部〇〇係
(ふりがな)
(問い合わせ先)氏 名 環境 良男
電話番号 03-XXXX-XXXX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第1項の規定による報告(第 21 条第1項(第 23 条第5項において準用する場合を含む。))の請求)及び第 23 条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。⑤
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項 ⑥
ディスク番号1 環境株式会社に係る 様式第1 及び 様式第2
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類 ⑦

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 宛先の欄には、法第 19 条第1項の規定による報告又は法第 23 条第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣、法第 21 条第1項(法第 23 条第5項において準用する場合を含む。))の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
- 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
- 6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図Ⅲ- 4-1 様式第3の記入例

① 『年月日』

磁気ディスク及び様式第3の事業所管大臣への報告（提供）年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-39ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）等とは記入しないでください。

③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は事業者（企業、団体等）となります。なお、この欄では提出日時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

④ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から記載内容について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

⑤ 『本文』

下記の記載例に従って記入してください。なお、Ⅳ-99ページの様式をコピーして用いる場合には、該当しない規定行為の部分に取消線を引いてください。

(A) 様式第1のみを記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

(B) 様式第1及び様式第2を記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

（参考）フロン排出抑制法における規定の概要は以下のとおりです。

法第19条第1項：様式第1の報告

法第23条第1項：様式第2の提供

法第21条第1項：開示請求（様式第1）

法第23条第5項：開示請求（様式第2）

⑥ 『磁気ディスクに記録された事項』

磁気ディスクに記録されている事項を記入します。また、2枚以上の磁気ディスクを提出する場合は、磁気ディスクごとに整理番号を付け、その番号ごとに記録されている事項を記入します。

⑦ 『磁気ディスクと併せて提出される書類』

様式第3とともに提出する磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記入した書類を提出する場合のみ、その書類名を記入します。

⑧ 『※受理日』及び『※整理番号』

この欄には記入しないでください。

5. 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定漏えい者が行う事業の内容によって判断します。

複数の事業を行っている場合には、従たる事業も含めすべての事業所管大臣に提出してください。なお、複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね表Ⅲ-5-1 に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁（表Ⅲ-5-2 参照）にお尋ねください。

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
内閣総 理大臣	●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
金融 大臣	●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
総務 大臣	●信書便事業（主として信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務 大臣	●酒類、たばこ又は塩の製造、売買または輸入※ ●通関業※
文部 科学 大臣	●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生 労働 大臣	●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※ ●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨検検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。） ●上水道業 ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●民営職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-1 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業所管大臣	所 管 す る 事 業
農林水産大臣	●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※ ●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※ ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） →飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管 ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イーストまたは酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具※ ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※ ●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場
経済産業大臣	●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業 このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。 経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。） ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリ）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 ・競輪・オートレース場 －原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。 －原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管 －油脂は石油に含まれません。 －加工は製造に含まれます。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
国土 交通 大臣	●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●港湾運送関連事業 ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●遊園地 ●自動車道事業 ●建築士 ●鉄道業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●自動車の整備 ●自動車競走場 ●モーターボート競艇場 ●気象観測・予報等 ●測量業 ●下水道業 ●不動産業 →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境 大臣	●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管 ●温泉供給業

（注１）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注２）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定漏えい者における主たる事業の内容によって判断します。

ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等の算定漏えい量）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等の算定漏えい量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの算定漏えい量） ※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する算定漏えい量の算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業 （地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に規定する公営企業のうち次の事業 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238	
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108) FAX : 03-3581-4839	
宮内庁	管理部 管理課	〒100-8111 千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495) FAX : 03-3213-1260	
警察庁	長官官房 企画課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2185) FAX : 03-3581-0559	
金融庁	総合政策局 総務課 (照会先) ※提出先は金融庁各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739) FAX : 03-3506-6267	
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 21418) FAX : 03-5253-5160	
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888) FAX : 03-3592-7010	
外務省	大臣官房 会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800) FAX : 03-5501-8103	
財務省	理財局 総務課 たばこ 塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	たばこ事業、 塩事業、通関 業等	TEL : 03-3581-4111 (内線 2258) FAX : 03-5251-2210
国税庁	課税部 酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	酒類業	TEL : 03-3581-4161 (内線 3394) FAX : 03-3581-4161
文部科学省	大臣官房 文教施設企 画・防災部 施設企画 課	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 2315) FAX : 03-6734-3690	
厚生労働省	政策統括官 政策統括 室	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7744) FAX : 03-3595-2158	
農林水産省	大臣官房 環境バイオ マス政策課	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 3296) FAX : 03-3591-6640	
経済産業省	製造産業局 化学物質 管理課 オゾン層保護 等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604	
国土交通省	不動産・建設経済局 不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	不動産業(貸 事務所業、不 動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 25129) FAX : 03-5253-1557
国土交通省	不動産・建設経済局 建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 24755) FAX : 03-5253-1553
国土交通省	自動車局 貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	貨物自動車運 送事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 41322) FAX : 03-5253-1637

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	総合政策局 物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵 倉庫業	TEL : 03-5253-8111 (内線 25323) FAX : 03-5253-1559
国土交通省	港湾局 港湾経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL : 03-5253-8111 (内線 46834) FAX : 03-5253-8937
国土交通省	鉄道局 施設課 環境対策室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL : 03-5253-8111 (内線 40834) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	鉄道局 技術企画課 車両工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL : 03-5253-8111 (内線 57864) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	航空局 航空戦略室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、 航空機整備 業、飛行場業	TEL : 03-5253-8111 (内線 49258) FAX : 03-5253-1656
国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画 課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	下水道業、 下水道管理者 (地方公営企 業に限る。)	TEL : 03-5253-8111 (内線 34123) FAX : 03-5253-8428
国土交通省	観光庁 観光産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	宿泊業	TEL : 03-5253-8111 (内線 27314) FAX : 03-5253-1585
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業 種	TEL : 03-5253-8111 (代表)
国土交通省	総合政策局 環境政策 課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	(提出先が不 明の場合)	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411)
環 境 省	地球環境局 地球温暖 化対策課 フロン対策 室	〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 0570-055-520 FAX : 03-3581-3348	
防 衛 省	大臣官房 文書課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	TEL : 03-3268-3111 (内線 20904) FAX : 03-5229-2134	

※令和 3 年 8 月現在

第Ⅳ編 付 録

1 業種別の算定事例

ここでは、主な業種別に対象の判定や報告する漏えい量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

1.1 製造業者

1.2 小売業者

1.3 倉庫業者

*以下の事例中の漏えい量算定の途中の計算式では、実際には表記されているよりも多くの桁数を有する数値により計算しているため、表記上で四則演算の結果が合わない部分があります。

1.1 製造業

製造業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、販売拠点、生産拠点、移動体（商品搬送用トラックを含む）等が考えられます。

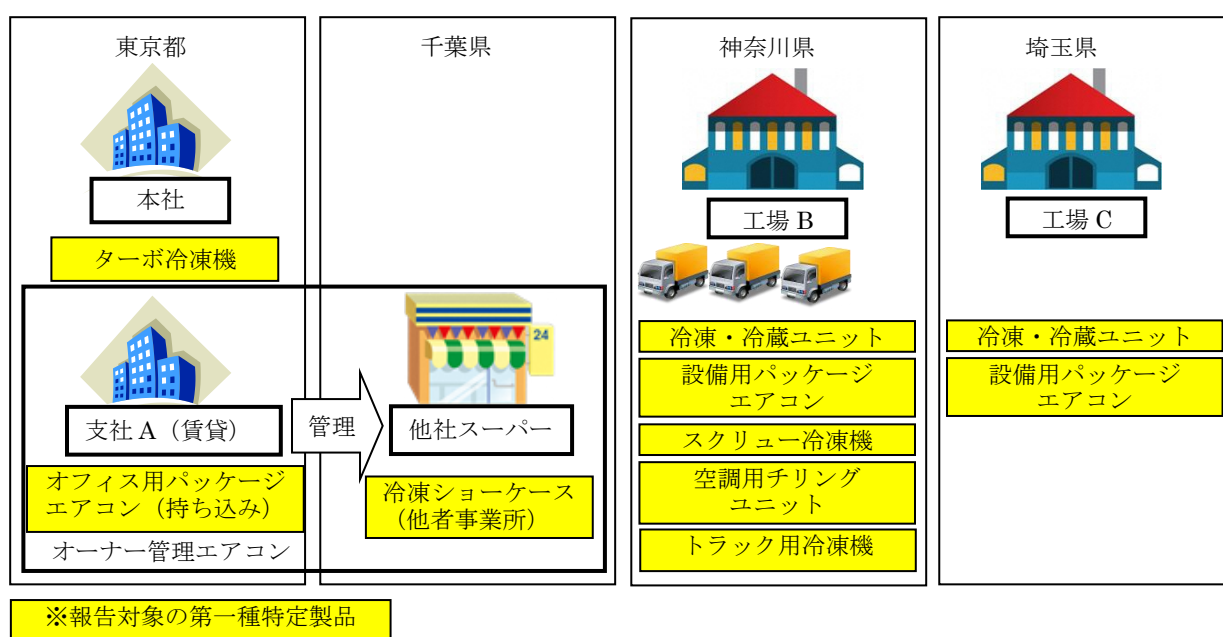
(1) 想定する事業者の概要

ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

加工食品製造業を主な事業としており、事務所として本社1ヶ所、販売拠点として支社1ヶ所（支社A）、また、千葉県のスーパーにキャンペーンのため自己商品販売スペースを設け冷凍ショーケースを設置している。生産拠点としてレトルト食品加工工場（工場B）と冷凍調理食品製造工場（工場C）の2ヶ所を所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ターボ冷凍機を使用している。
- ・ 販売拠点の支社Aは賃貸契約でテナントとして入居している。エアコンはビルオーナー管理であるが、一部の広報用フロアではテナント持ち込みとして自社管理のオフィス用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 千葉県のスーパー（自らが設置する事業所ではない）でキャンペーンのために冷凍ショーケースを設置している。同ショーケースを管理しているのは支社Aである。
- ・ 工場Bは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコン、スクリュー冷凍機、空調用チリングユニットを所有・使用し、自社所有の商品搬送用トラックの車両基地となっている。工場Cは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコンを所有・使用している。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、事務所・販売拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、生産拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。



(2) 算定・報告の対象範囲（管理する第一種特定製品の特定）

この製造業者における算定・報告の対象範囲としては、次のように考えられます。

事務所におけるビルオーナー管理のエアコンは、管理者がビルオーナーとなるため報告対象外となります。ただしテナントが自分で持込むオフィス用パッケージエアコンについては報告対象です。

千葉県のお他社スーパーでキャンペーンのために使用している冷凍ショーケースは、他者事業所での設置ですが、自社所有のため報告対象となります。なお、管理は支社 A で行っていますが実際に漏えいする場所（スーパー）が千葉県であるため、都道府県としては千葉県での漏えいとして報告することになります。

また、商品搬送用トラックは移動体のため、これを管理している（保守・点検の債務を有する）事業所（本事例では工場 B）の漏えい量として報告することになります。

表Ⅳ-1-1 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	東京都	自己所有	・ ターボ冷凍機	事業所内
販売拠点	支社 A	東京都	テナント	・ オフィス用パッケージエアコン	事業所内
販売拠点	他社スーパー	千葉県	他者所有	・ 冷凍ショーケース	他者事業所（他者の事業所に販売キャンペーン実施時に設置）
生産拠点	工場 B	神奈川県	自己所有	・ 冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				・ 設備用パッケージエアコン	事業所内
				・ スクリュー冷凍機	事業所内
				・ 空調用チリングユニット	事業所内
				・ トラック用冷凍機	移動体内（商品搬出用トラック）
	工場 C	埼玉県	自己所有	・ 冷凍・冷蔵ユニット ・ 設備用パッケージエアコン	事業所内 事業所内

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この製造業者は、各事業所の第一種特定製品を整備業者（オフィスについてはビルメンテナンス会社、工場についてはメーカー）に一括して整備を委託しています。

これらの整備業者には、充填・回収業者に対し、自らが管理する第一種特定製品の冷媒を充填・回収する際に、製造業者が管理者であること、充填・回収証明書を製造業者の担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、製造業者を管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は管理者である製造業者の適切な部署に届き、情報処理センターから製造業者が管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表Ⅳ-1-2に示す通り、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の整備時充填量及び回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。(なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません)¹。当該年度に充填・回収²がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

表Ⅳ-1-2 事業所別の第一種特定製品種類リストと算定漏えい量の取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	・ターボ冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,810	0
		本社合計							0
販売拠点	支社 A	・オフィス用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	2,090	0
		支社 A 合計							0
販売拠点	他社スーパー	・冷凍ショーケース	他者事業所(キャンペン)	R-404A	10	0	10	3,920	39.2
		他社事業所設置合計							39.2
生産拠点	工場 B	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,920	0
		・設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	500	0	500	2,090	1045
		・スクリーン冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,810	0
		・空調用チリングユニット	事業所内	R-22	500	400	100	1,810	181
		・トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0.1	0	0.1	3,920	0.392
		工場 B 合計							1226.392
	工場 C	・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-22	0	20	-20	1,810	-36.2
		・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,920	0
		・設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	2,090	0
		工場 C 合計							-36.2

算定の結果、工場 B は算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上であるため、特定事業所となります。

¹ 報告時には小数点以下切捨てし、整数で報告します。(詳細は後述参照)

² 同一機器について一連の回収・充填作業(整備)を含む場合は、第Ⅱ編 Ⅱ-24 ページ下線部参照。

第Ⅳ編 付 録

特定事業所は様式第 1 の第 2 表および別紙に情報を記入する必要があります。(特定事業所に関する様式への記載方法は後述します。)

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別/都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ-1-3 に示す通り、冷媒種類別/都道府県別の集計を行う必要があります。

表Ⅳ-1-3 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	0	0					0
	支社 A					0	0	
	合計	0	0			0	0	
千葉県	他 社 スーパー			10	39.2			39.2
	合計			10	39.2			
神奈川県	工場 B	100	181	0.1	0.392	500	1,045	1,226.392
	合計	100	181	0.1	0.392	500	1,045	
埼玉県	工場 C	-20	-36.2	0	0	0	0	-36.2
	合計	-20	-36.2	0	0	0	0	
全国計		80	144.8	10.1	39.592	500	1,045	1,229.392

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所と販売拠点は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「冷凍調理食品製造業」「レトルト食品製造業」であるため、事業所管省庁は農林水産省となります。このため、フロン類算定漏えい量等の報告書は農林水産省に提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下記ようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-4 様式第 1 第 1 表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-404A		③R-410A		④		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	144	80	39	10	1,045	500					1,229
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都	0	0			0	0					0
2. 千葉県			39	10							39
2. 神奈川県	181	100	0	0	1,045	500					1,226
3. 埼玉県	-36	-20	0	0	0	0					-36
4.											

第Ⅳ編 付 録

また、工場 B については、年度内の算定漏えい量が 1,000[t・CO₂]を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第 1 の第 2 表特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要な事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の第 1 表特定事業所に係るフロン類算定漏えい量については、以下のとおりに算定漏えい量を記載します。

表Ⅳ-1-5 様式第 1 (別紙) 第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②R-404A	③R-410A	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・CO ₂)	181	0	1,045			1,226
実漏えい量 (kg)	100	0	500			

1.2 小売業

小売業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、本社、支社、販売拠点、店舗等が考えられます。（商品搬送用トラックを自社管理している場合には、トラック用冷凍機（移動体）も対象となりますが本事例では例示していません。トラック用冷凍機の算定については製造業者や倉庫業者の事例を参考ください。）

(1) 想定する事業者の概要

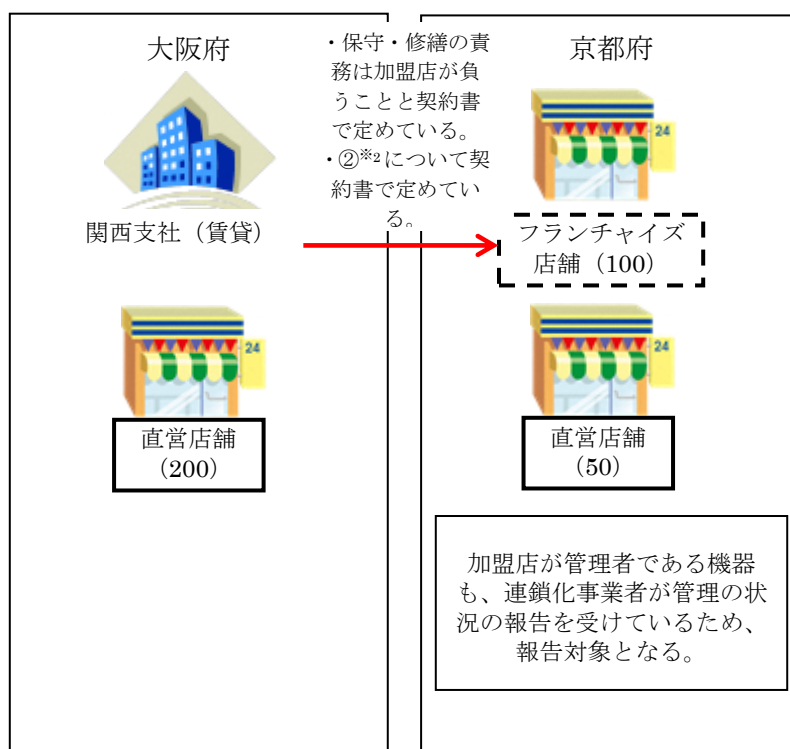
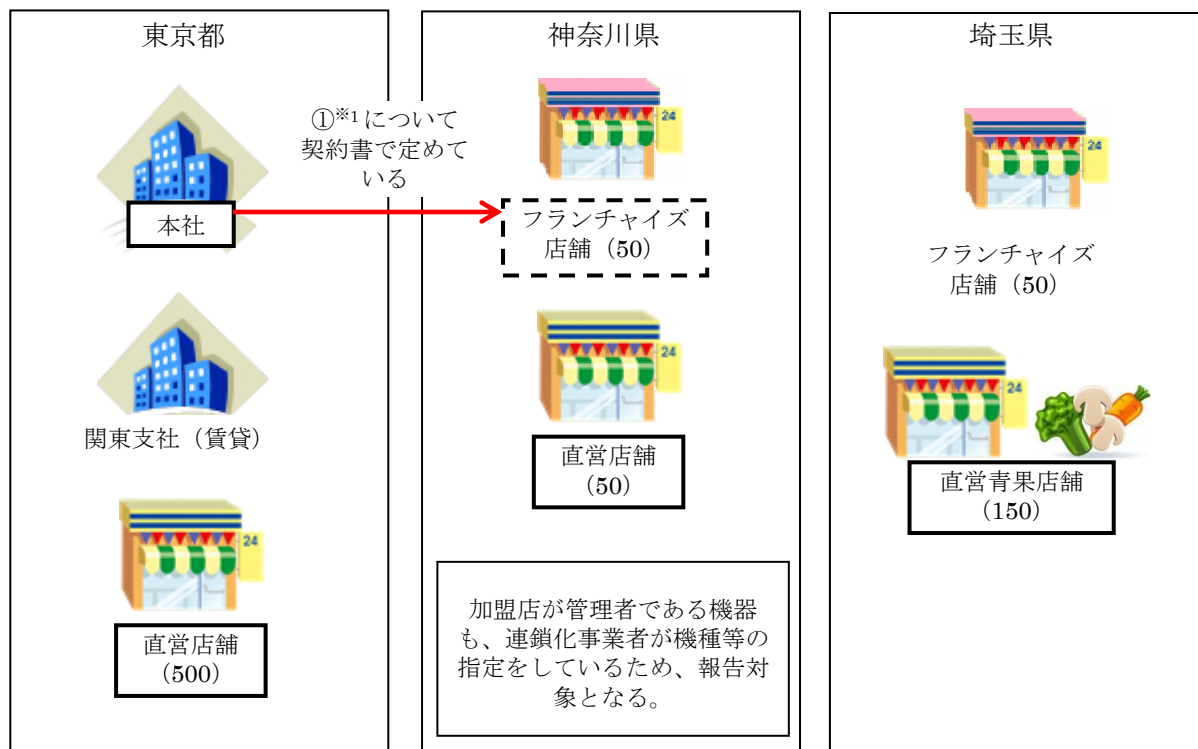
ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）であり、事務所として本社1ヶ所、支社を2ヶ所（関西と関東）所有している。関西支社で管理する店舗数は350店舗であり、関東支社で管理する店舗数は800店舗である。

- ・ 本社は自社ビルであり、ビル用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 支社はオフィスビルのワンフロアを賃貸契約しており、ビルオーナー管理の空調機を使用している。
- ・ 神奈川県と埼玉県フランチャイズ店舗では、店舗に設置している空調機やエアコンは加盟店が所有し、管理している。
- ・ 神奈川県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を加盟者との契約書で定めている。
- ・ 埼玉県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていない。
- ・ 京都府のフランチャイズ店舗では、連鎖化事業者が加盟店に機器を貸与している。契約書において、保守・修繕の責務は加盟店が負うこととなっている。本社より「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を行うことを契約書で定めている。
- ・ 直営店舗のうち埼玉県の150店舗は青果品のみを販売する店舗となっている。直営店舗の建物は自己所有の場合と賃貸の場合の両方がある。
- ・ 店舗における使用機器は別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫がある。ほとんどは自己所有又はフランチャイズ店舗所有の機器だが、業務用冷蔵庫については一部リースを受けている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、本社・支社に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、自らの報告対象となるフランチャイズ店舗については情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。

第Ⅳ編 付 録



※1 ①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

※2 ②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

※ 直営店舗の設置形態は自己所有及び賃貸の両方を含む

※ 他者が管理する第一種特定製品だが、自らが報告義務を負う製品を設置する事業所

※ 自らが管理する第一種特定製品を設置する事業所

(2) 算定・報告の対象範囲

ア 前提

管理者と報告義務者について

通常は、製品の所有者が保守・修繕の責務を負うことから、所有者が管理者であり報告義務者であると考えます。ただし、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者ではなく使用者が負うこととされている場合などは、法的責務を含めて使用者を管理者とみなします。

連鎖化事業者の場合の報告義務者の扱い

連鎖化事業者の場合、加盟店が製品を所有している、又は保守・修繕の責務が加盟店にあれば管理者は加盟店となりますが、下記①又は②の条件を契約書等で定めていた場合は、報告義務は連鎖化事業者になるという特例が生じます（Ⅳ-11 ページ）。

- ①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
- ②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

表Ⅳ-1-6 加盟店が管理する第一種特定製品の報告責任の所在の判断方法

①連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定の有無	②連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告の要求の有無	当該第一種特定製品の報告責任の所在
有	有	連鎖化事業者
有	無	連鎖化事業者
無	有	連鎖化事業者
無	無	加盟店

※「有」は約款、加盟者との契約書、事業を行うものが定めた方針、行動規範、マニュアル等で定められている場合に限りします。

※加盟店がリースにより機器を設置している場合で、保守・修繕責務を加盟店が負っている場合は加盟店が管理する機器として表Ⅳ-1-6に従って報告義務の所在を判断します。

イ 本事例の算定・報告の対象範囲

この事業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

＜自社の事業所に設置された、自らが管理する第一種特定製品の把握＞

➤ 本社・支社

本社におけるビル用パッケージエアコンは自社管理のため報告対象となります。

支社におけるビルオーナー管理の空調機は報告対象外となります。この他に支社で自社管理する第一種特定製品はないため、関東支社、関西支社は報告対象外となります。

➤ 直営店舗

直営店舗で使用されている業務用冷蔵庫やショーケースは、事業者自らが管理する第一種特定製品となるため、報告対象となります。

リースを受けている業務用冷蔵庫やショーケースについても、使用者である事業者が保守・修繕義務を負っていることから、報告対象となります。

＜他者の事業所等に設置された、自らが所有し加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

京都府のフランチャイズ店舗で使用されている機器は、事業者が加盟店に貸与しているため、所有者は事業者です。また、契約書で保守・修繕の責務を加盟店が負うことが定められていることから、管理者は加盟店となります。ただし、事業者が加盟店に対して「②第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていることから、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

＜他者の事業所等に設置された、加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

神奈川県フランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。ただし、ここでは事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を定めているため、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

埼玉県フランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていないことから、報告義務は事業者（連鎖化事業者）ではなく、管理者である加盟店にあることとなります。

加盟店がリースを受けて使用している業務用冷蔵庫は、使用者である加盟店が保守・修繕義務を負っていることから、加盟店が管理者となります。ただし、本ケースの神奈川県のフランチャイズ店舗のように、事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めている場合は、例外的に報告義務は管理者である加盟店ではなく、事業者（連鎖化事業者）にあります。

表Ⅳ-1-7 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

区分	事業所			管理する第一種特定製品		
	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
事務所	本部	東京都	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内	自己所有
	関東支社	東京都	賃貸	なし	—	—
	関西支社	大阪府	賃貸	なし	—	—
販売拠点	関東支社の管轄店舗	東京都 (500店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む

第Ⅳ編 付 録

事業所				管理する第一種特定製品		
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
		神奈川県 (50 店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む
		神奈川県 (50 店舗)	フランチャイズ	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	他者事業所	加盟店の所有、リース両方含む
		埼玉県 (150 店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む
	関西支社の管轄店舗	大阪府 (200 店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む
		京都府 (50 店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む
		京都府 (100 店舗)	フランチャイズ	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	他者事業所	自己所有、リース両方含む

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この小売業者は、自らが管理する第一種特定製品の整備を整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填・回収業者に充填・回収を委託しています。また、加盟店が管理する第一種特定製品については、加盟店が独自に充填・回収を発注しています。

これらの整備業者（メーカー）及び加盟店には、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、自らを管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、情報処理センターから自らが管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

ただし、神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗のケースの場合、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報処理センターが充填・回収量のデータを加盟店に通知します。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報処理センターから通知された充填・回収量のデータを連鎖化事業者へ報告するように求める必要があります。

(4) 漏えい量の算定

＜加盟店が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定＞

神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗については、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報センターから充填・回収量のデータは加盟店に通知されます。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報センターから通知された充填・回収量のデータを報告するように求める必要があります。

表Ⅳ-1-8加盟店が管理者であるが報告対象となる
事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所			漏えい量の算定結果							
区分	事業所名		第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP	算定漏えい量(t-CO ₂)
販売拠点	神奈川県の加盟店50店舗	店舗501	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,810	36.2
		店舗502	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	1	0	1	2,090	2.09
		店舗502	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	0.1	0	0.1	3,920	0.392
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		店舗550	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	2	0	2	1,770	3.54
	合計									115.36
	京都府の加盟店100店舗	店舗1001	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	1	0	1	1,810	1.81
		店舗1002	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	5	1	4	2,090	8.36
		店舗1002	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	0	0	0	3,920	0
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		店舗1100	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	1	0	1	1,770	1.77
	合計									196.01

＜自身が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定＞

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、

表Ⅳ-1-8に示す通り、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。（なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません）。該当年度に充填・回収³がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

³ 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、第Ⅱ編 Ⅱ-24 ページ下線部参照。

表Ⅳ-1-9 自身が管理者の場合の報告対象となる事業所と

第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所			漏えい量の算定結果							
区分	事業所名		第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社		業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,810	72.4
販売拠点	関東支社の管轄	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,810	36.2
		店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	2,090	0.209
		店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,920	3.92
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		加盟店が管理者であるフランチャイズ店舗は含まれていない								
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,770	5.31	
関西支社の管轄	店舗1101	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,920	3.92	
	店舗1102	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,810	18.1	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,810	7.24		
事業者合計										2,160.69

第Ⅳ編 付 録

＜加盟店が管理者である第一種特定製品と自身が管理者である第一種特定製品のデータの合算＞

表Ⅳ-1-8と表Ⅳ-1-9のデータを合算し、連鎖化事業者の全報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストを作成する。

表Ⅳ-1-10 全ての報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果								
区分	事業所名	第一種特定 製品の種類	設置 形態	冷媒種 類	充填量 (kg)	回収量 (kg)	実漏え い量 (kg)	GWP	算定漏え い量 (t-CO ₂)	
事務所	本社	業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,810	72.4	
販売拠点	関東支社の管轄	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,810	36.2
		店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	2,090	0.209
		店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,920	3.92
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		報告義務のない埼玉県のレストラン店舗は含まれていない								
	関西支社の管轄	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,770	5.31
		店舗1001	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,920	3.92
		店舗1002	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,810	18.1
		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
		店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,810	7.24
事業者合計									2,472.06	

第Ⅳ編 付 録

本ケースの場合、算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上である事業所がないため特定事業所に関する報告（様式第 1 の第 2 表および別紙）への記入は必要ありません。

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別/都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ-1-1 1 に示す通り、冷媒種類別/都道府県別の集計を行う必要があります。

第Ⅳ編 付 録

表Ⅳ-1-11 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-407C		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	40	72.4							1,000.06
	店舗	370	669.7	21	82.32	52	92.04	40	83.6	
	合計	410	742.1	21	82.32	52	92.04	40	83.6	
神奈川県	店舗	45	81.45	1	3.92	86	152.22	6	12.54	250.13
	合計	45	81.45	1	3.92	86	152.22	6	12.54	
埼玉県	店舗	81	146.61	50	196	20	35.4	30	62.7	440.71
	合計	81	146.61	50	196	20	35.4	30	62.7	
大阪府	店舗	192	347.52	11	43.12	13	23.01	32	66.88	480.53
	合計	192	347.52	11	43.12	13	23.01	32	66.88	
京都府	店舗	58	104.98	25	98	41	72.57	12	25.08	300.63
	合計	58	104.98	25	98	41	72.57	12	25.08	
全国計		786	1,422.66	108	423.36	212	375.24	120	250.8	2,472.06

※埼玉県のフランチャイズチェーン店舗のデータは報告義務がないため、含まない。

(5) 漏えい量の報告

この小売業者の事業は、事務所は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」であるため、事業所管省庁は経済産業省となります。

一方、一部の青果品販売店舗については「野菜小売業」となるため、当該事業の事業所管省庁は農林水産省となります。

このため、経済産業省及び農林水産省の両省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下記のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-12 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-404A		③R-407C		④R-410A		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	1,422	786	423	108	375	212	250	120			2,472
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都	742	410	82	21	92	52	83	40			1,000
2. 神奈川県	81	45	3	1	152	86	12	6			250
3. 埼玉県	146	81	196	50	35	20	62	30			440
5. 大阪府	347	192	43	11	23	13	66	32			480
6. 京都府	104	58	98	25	72	41	25	12			300

1.3 倉庫業

倉庫業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、物流拠点（倉庫、移動体（商品搬送用の冷凍トラック）、車両基地等）が考えられます。

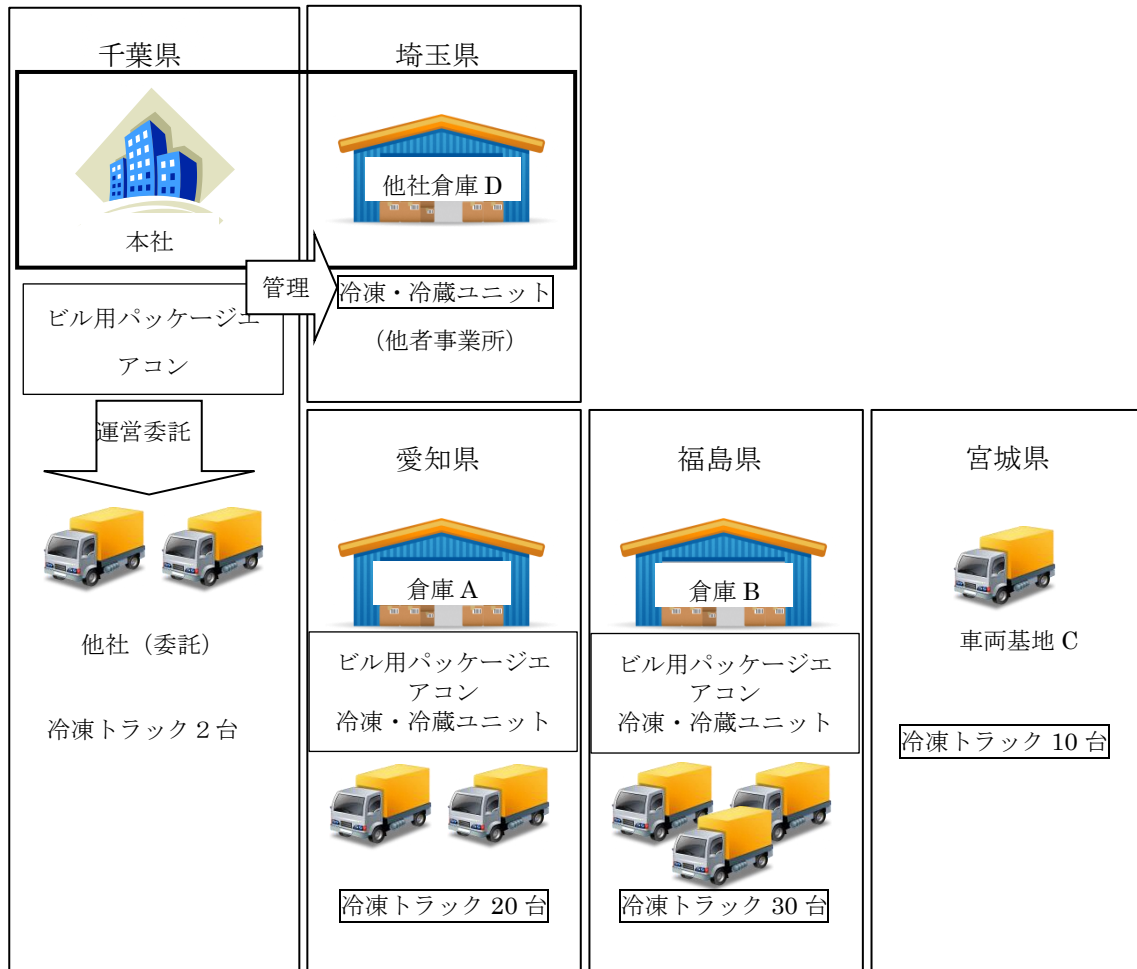
(1) 想定する事業者の概要

ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

倉庫業を主な事業としており、事業所として本社1ヶ所、物流拠点として倉庫を2ヶ所（移動体を保有）、車両基地を1ヶ所（移動体を保有）所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ビル用パッケージエアコンを使用している。また他社の倉庫に設置している冷凍・冷蔵ユニットを管理している。また商品搬送の冷凍トラックを他社に2台委託し、運搬している。
- ・ 倉庫 A は自社所有で、冷凍トラックを 20 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 倉庫 B は自社所有で、冷凍トラックを 30 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 車両基地 C は冷凍トラックを 10 台駐車するスペースを設けている。簡易な整備場を兼ねており、これらの冷凍トラック管理場所として社内登録されている。
- ・ また、他者が所有する倉庫 D において、冷凍倉庫（冷凍・冷蔵ユニット）の運営を行っている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、すべて充填・回収証明書の入手により把握するものとしている。



※報告対象の第一種特定製品

(2) 算定・報告の対象範囲（自らが管理する第一種特定製品の特定）

この倉庫業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

本社におけるビル用パッケージエアコン、自社倉庫に設置している自己所有の冷凍・冷蔵ユニット、自社倉庫及び車両基地で保有する冷凍トラックは管理者として報告対象になります。他社倉庫 D において、冷凍・冷蔵ユニットを所有して冷凍倉庫の運営を行っているため、当該ユニットの漏えい量は、自社の漏えい量として報告します。なお、他社倉庫 D は埼玉県にあるため、埼玉県の漏えい量として報告します。他社に委託して商品移送を行っている千葉県の冷凍トラック 2 台については、他社管理のため報告の対象外です。

表Ⅳ-1-13 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	千葉県	自己所有	・ビル用パッケージエアコン	事業所内
物流拠点	他社倉庫 D	埼玉県	他者所有	・冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所
物流拠点	倉庫 A	愛知県	自己所有	・ビル用パッケージエアコン	事業所内
				・冷凍冷蔵ユニット	事業所内
				・トラック用冷凍機 20 台	移動体（商品搬出用トラック）
	倉庫 B	福島県	自己所有	・ビル用パッケージエアコン	事業所内
				・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				・トラック用冷凍機 30 台	移動体（商品搬出用トラック）
	車両基地 C	宮城県	自己所有	・トラック用冷凍機 10 台	移動体（商品搬出用トラック）

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この倉庫業者は、自らが倉庫及び移動体において所有する第一種特定製品の整備を、整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填回収業者に充填・回収を委託しています。

これらの整備業者（メーカー）は、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行することを周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表Ⅳ-1-14に示す通り、充填・回収証明書から入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。（なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません）。該当年度に充填・回収⁴がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

表Ⅳ-1-14 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事業所 物流拠点	本社	・ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	610	0	610	1,810	1,104.1
		本社合計							1,123.7
	倉庫 A	・ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0.1	0	0.1	1,810	0.181
		・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	2,090	20.9
		・トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	5	0	5	3,920	19.6
		倉庫 A 合計							40.681
	倉庫 B	・ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0	0	0	1,810	0
		・冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	2,090	20.9
		・トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0	0	0	3,920	0
		倉庫 B 合計							20.9
	車両基地 C	・トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-134a	10	0	10	1,430	14.3
		車両基地 C 合計							14.3
	他社倉庫 D	・冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所	R-404A	5	0	5	3,920	19.6
		他社倉庫 D 合計							19.6

算定の結果、本社は算定漏えい量が1,000t-CO₂以上であるため、特定事業所となります。なお、事業所外（他社）にある管理機器の漏えい量が1,000t-CO₂以上となっても、事業所外（他社）が自社の所有する特定事業所とはみなしません。特定事業所は様式第1の第2表および別紙に情報を記入する必要があります。（特定事業所に関する様式への記載方法は後述します）

⁴ 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、第Ⅱ編Ⅱ-24 ページ下線部参照。

第Ⅳ編 付 録

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別/都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ-1-15に示す通り、冷媒種類別/都道府県別の集計を行う必要もあります。

表Ⅳ-1-15 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-134a		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
千葉県	本社	610	1,104.1							1,104.1
	合計	610	1,104.1							
埼玉県合計	他社倉庫D					5	19.6			19.6
	合計					5	19.6			
愛知県	倉庫A	0.1	0.181			5	19.6	10	20.9	40.681
	合計	0	0.181			5	19.6	10	20.9	
福島県	倉庫B	0	0			0	0	10	20.9	20.9
	合計	0	0			0	0	10	20.9	
宮城県	車両基地C			10	14.3					14.3
	合計			10	14.3					
全国計		610	1,104.281	10	14.3	10	39.2	20	41.8	1,199.581

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所が「管理・補助的経済活動を行う事務所」となり、物流拠点拠点が「倉庫業」となり、いずれも事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下記のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-16 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-134a		③R-404A		④R-410A		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	1,104	610	14	10	39	10	41	20			1,199
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 千葉県	1,104	610									1,104
2. 埼玉県					19	5					19
3. 愛知県	0	0			19	5	20	10			40
4. 福島県	0	0			0	0	20	10			20
5. 宮城県			14	10							14

第Ⅳ編 付 録

また、本社については、年度内の算定漏えい量が 1,000t-CO₂ を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第 1 の第 2 表特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要な事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の第 1 表特定事業所に係るフロン類算定漏えい量については、以下のとおりに算定漏えい量を記載します。

表Ⅳ-1-17 様式第 1 (別紙) 第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	1,104					1,104
実漏えい量 (kg)	610					

2. 関連法規

2.1 フロン排出抑制法関連

表Ⅳ-2-1 に、フロン類算定漏えい量の報告・公表制度に関する法律、政令及び関連する省令の条文を示します。法律、施行令及び施行規則については、この制度に關係する部分の抜粋を示します。また、法律、政令及び省令における主な項目について、対応する条項の關係を表Ⅳ-2-1、表Ⅳ-2-2 に示します。

表Ⅳ-2-1 フロン排出抑制法関連法令等一覧

	法令名	法令の概要	ページ
(1)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号)	フロン類算定漏えい量の報告・公表制度を規定している法律	Ⅳ-29
(2)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 396 号)	フロン類算定漏えい量の情報開示の手数料等を規定している施行令	Ⅳ-37
(3)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 (平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号)	報告された算定漏えい量の環境大臣・経済産業大臣による記録・集計・公表方法を規定している省令	Ⅳ-38
(4)	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令 (平成 26 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号)	算定漏えい量等の算定・報告方法等を規定している命令	Ⅳ-41
(5)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 1 条第 3 項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第 3 号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件 (平成 28 年経済産業省、環境省告示第 2 号)	フロン類 GWP 告示	Ⅳ-45

表Ⅳ-2-2 フロン排出抑制法関連法令等一覧

項 目	(1)法律	(2)施行令	(3)施行規則	(4)報告命令	(5)フロン類 GWP 告示
管理者の責務	第 5 条				
管理者の判断基準	第 16 条				
報告義務	第 19 条			第 3 条 第 5 条	
算定方法				第 2 条	表 1、表 2
報告方法				第 4 条	
環境大臣・経済産業 大臣による記録・集 計・公表	第 20 条		第 3 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条		
事業所管大臣及び都 道府県知事による集 計・公表	第 20 条			第 8 条	
開示請求	第 21 条				
主務大臣による開示 の義務	第 22 条				
情報の提供	第 23 条			第 6 条	
技術的助言等	第 24 条				
開示手数料	第 25 条	第 4 条			
磁気ディスクでの報 告等	第 26 条			第 7 条	
第一種特定製品整備 者の充填の委託義務	第 37 条		第 15 条 第 16 条		
第一種特定製品整備 者の引渡義務等	第 39 条		第 22 条 第 23 条		
電子情報処理組織の 使用	第 38 条 第 40 条		第 19 条 第 26 条		
主務大臣等	第 100 条				
罰則	第 109 条				

(1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（抄）
（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一 フロン類使用製品を使用すること。

二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第27条第1項の登録を受けた者をいう。

（指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第5条 指定製品の管理者は、第3条第1項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

2 特定製品の管理者は、第3条第1項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）

第16条 主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第19条 第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第100条において「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

3 事業所管大臣は、第1項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第20条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第3項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下この節において「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5 事業所管大臣及び都道府県知事は、第2項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(開示請求権)

第21条 何人も、前条第4項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求（以下この項及び次条において「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第22条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第23条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第19条第1項の規定による報告に添えて、第20条第4項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第20条第1項に規定するファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。
- 5 前2条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第24条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(手数料)

第25条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

- 第26条 事業所管大臣は、第19条第1項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）により行わせることができる。
- 2 主務大臣は、第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による請求又は第22条（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

- 第37条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。
- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第76条第1項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第1項、第47条第1項から第3項まで並びに第49条第1項、第2項、第6項及び第8項において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面（以下この項及び次条第1項において「充填証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

- 第38条 第一種フロン類充填回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第4項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。
- 2 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。
- 3 情報処理センターは、第1項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

- 第39条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。
- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置

を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第6項、次条第1項、第46条、第47条第1項から第3項まで、第48条、第49条第1項、第2項及び第6項から第8項まで、第59条第1項及び第2項、第60条第2項、第62条第3項及び第5項、第69条第1項及び第5項、第70条第1項及び第2項、第71条第2項、第73条第2項及び第4項並びに第75条において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第44条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第37条第1項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。
- 5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- 6 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第1項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

- 第40条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第38条第2項及び第3項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第6項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。
- 2 第38条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは、「第40条第1項及び前2項」と読み替えるものとする。

（充填量及び回収量の記録等）

第４７条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第３項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第５０条第１項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

２ 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（指定）

第７６条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

２ 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３ 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

４ 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第７７条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第３８条第１項及び第４０条第１項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。

二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第３８条第２項（第４０条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに第３８条第３項（第４０条第２項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（主務大臣等）

第１００条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

四 第 2 1 条第 1 項の規定による請求、第 2 2 条の規定による開示及び第 2 4 条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第 2 6 条第 2 項に定める事項 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

三 第 1 9 条第 1 項及び第 2 項、第 2 3 条第 1 項並びに第 2 6 条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

(罰則)

第 1 0 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第 1 9 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 (平成 25 年法律第 39 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第Ⅳ編 付 録

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（抄）

（平成 13 年政令第 396 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（手数料の額等）

第 4 条 法第 25 条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 用紙に出力したものの交付 用紙 1 枚につき 10 円

二 光ディスク（日本工業規格 X060 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1 枚につき 60 円に 0.2 メガバイトまでごとに 240 円（法第 21 条第 2 項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 260 円）を加えた額

三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。） 0.2 メガバイトまでごとに 120 円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 170 円）

2 手数料は、法第 21 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

附 則 （平成 27 年政令第 114 号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（抄）

（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（用語及び種類）

第 1 条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第 8 条、第 9 条、第 4 1 条（第 4 4 条において準用する場合を含む。）、第 4 9 条、第 5 1 条、第 5 2 条、第 7 2 条、第 7 5 条、様式第 1、様式第 3、様式第 4 及び様式第 8 においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

4 特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類の別又はこれらの組合せによるものとする。

（報告事項のファイルへの記録の方法）

第 3 条 法第 2 0 条第 1 項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（報告事項の通知の方法）

第 4 条 法第 2 0 条第 2 項の規定による通知は、同条第 1 項の規定により当該年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号。次条において「報告命令」という。）第 3 条に規定する特定漏えい者をいう。次条から第 7 条までにおいて同じ。）に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

（フロン類算定漏えい量の集計の方法）

第 5 条 法第 2 0 条第 3 項の規定による特定漏えい者に係るフロン類算定漏えい量の集計は、法第 1 9 条第 3 項の規定により通知されたフロン類算定漏えい量及び当該フロン類算定漏えい量のうち報告命令第 4 条第 2 項第六号に掲げる特定事業所に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計するとともに、更に当該項目について、フロン類の種類ごとに区分

第Ⅳ編 付 録

して集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）
- 二 業種
- 三 都道府県

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報のファイルへの記録の方法）

第6条 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該ファイルへの記録についての同意を得て、法第20条第1項の規定によるファイルへの記録と一体的に行うものとする。

2 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の通知及び公表の方法）

第7条 法第23条第4項の規定による通知は、同条第3項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により、法第20条第2項の規定による通知と一体的に行うものとする。

2 法第23条第4項の規定による公表は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該公表についての同意を得て、法第20条第4項の規定による公表と一体的に行うものとする。

（充填証明書の記載事項）

第15条 法第37条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（充填証明書の交付）

第16条 法第37条第4項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

第Ⅳ編 付 録

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から 30 日以内に交付すること。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第 19 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(回収証明書の記載事項)

第 22 条 第 15 条第 1 号から第 7 号までの規定は、法第 39 条第 6 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 15 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第五号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

(回収証明書の交付)

第 23 条 第 16 条の規定は、法第 39 条第 6 項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第 16 条第 1 号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第 2 号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項)

第 26 条 第 19 条第 1 号から第 7 号までの規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

附 則〔平成二十八年経済産業省、環境省令第二号〕

この省令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(4) フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（抄）

（平成 26 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（用語）

第 1 条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（フロン類算定漏えい量の算定の方法）

第 2 条 法第 19 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第 5 条第 2 項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって第 5 条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 1 条第 3 項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第 4 条第 2 項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第 4 条第 2 項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量をいう。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。次号及び第 4 条第 2 項において同じ。）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）の合計量（キログラムで表した量をいう。次号において同じ。）

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。）

（特定漏えい者）

第 3 条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める者（以下「特定漏えい者」という。）は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

（フロン類算定漏えい量等の報告の方法等）

第Ⅳ編 付 録

第4条 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 特定漏えい者において行われる事業
 - 三 前年度におけるフロン類算定漏えい量
 - 四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
 - 五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
 - 六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
 - イ 特定事業所の名称及び所在地
 - ロ 特定事業所において行われる事業
 - ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
 - ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
 - ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量
- 3 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、法第23条第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。
- 4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。
- 5 第1項に規定する報告書の様式は、様式第1によるものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第5条 法第19条第2項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第6条 特定漏えい者が行う法第23条第1項の規定による情報の提供は、第4条第1項に規定する報告書に、様式第2による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第7条 磁気ディスクにより法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供をしようとする者は、第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第21条第2項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第8条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第22条（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複製したものの交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第9条 この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条、第11条及び第12条において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第2条第六号に規定する申請等をいう。）は、法第19条第1項の規定による報告及び法第23条第1項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第10条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、様式第4による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。

3 第1項の届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第5又は様式第6によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第1項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第11条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第2条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第2項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）

第Ⅳ編 付 録

を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置)

第12条 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第2条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第3条第4項に規定する主務省令で定めるものは、第10条第2項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附 則（平成28年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛相令第一号）

この命令は、平成28年4月1日から施行する。

- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類 GWP 告示）
(平成 28 年経済産業省、環境省告示第 2 号)

(フロン類の種類及び係数)

第1条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、次の表一の中欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第2条第1項で規定するフロン類のうち、同表の中欄に掲げられていない物質については、告示種類は「その他フロン類」とし、告示係数は零とみなす。

(混合冷媒の種類及び係数)

第2条 前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために次の表1の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、次の表2の中欄に掲げるとおりとし、告示係数は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則 抄

- 1 法第19条第1項、第60条第3項及び第71条第3項に基づく報告並びに法第20条第3項に基づく集計に係るこの告示の規定は、平成 29 年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、平成 28 年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

表1(第 1 条関係)

1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4,750
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10,900
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	14400
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1,810
5	R-23 (トリフルオロメタン)	14,800
6	R-32 (ジフルオロメタン)	675
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6,130
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10,000
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7,370
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3,500
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1,430
14	R-141b (1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン)	725
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2,310
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4,470
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	124
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3,220
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9,810
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1,030

表 2 (第 2 条関係)

1	R-401A	1,180
2	R-401B	1,290
3	R-401C	933
4	R-402A	2,790
5	R-402B	2,420
6	R-403A	1,360
7	R-403B	1,010
8	R-404A	3,920
9	R-406A	1,940
10	R-407A	2,110
11	R-407B	2,800
12	R-407C	1,770
13	R-407D	1,630
14	R-407E	1,550

第Ⅳ編 付 録

15	R-407F	1,820
16	R-408A	3,150
17	R-409A	1,580
18	R-409B	1,560
19	R-410A	2,090
20	R-410B	2,230
21	R-411A	1,600
22	R-411B	1,710
23	R-412A	1,840
24	R-413A	1,260
25	R-414A	1,480
26	R-414B	1,360
27	R-415A	1,510
28	R-415B	546
29	R-416A	1,080
30	R-417A	2,350
31	R-417B	3,030
32	R-418A	1,740
33	R-419A	2,970
34	R-420A	1,540
35	R-421A	2,630
36	R-421B	3,190
37	R-422A	3,140
38	R-422B	2,530
39	R-422C	3,080
40	R-422D	2,730
41	R-423A	2,280
42	R-424A	2,440
43	R-425A	1,510
44	R-426A	1,510
45	R-427A	2,140
46	R-428A	3,610
47	R-429A	12
48	R-430A	94
49	R-431A	36
50	R-434A	3,250
51	R-435A	25

第Ⅳ編 付 録

52	R-437A	1,810
53	R-438A	2,260
54	R-439A	1,980
55	R-440A	144
56	R-442A	1,890
57	R-500	8,080
58	R-501	4,080
59	R-502	4,660
60	R-507A	3,990
61	R-508A	5,770
62	R-508B	6,810
63	R-509A	796
64	R-512A	189
65	その他混合冷媒	混合冷媒中の表 1 の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格ISO5149-1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る表 1 の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
A 農業，林業			
01 農業			
010 管理，補助的経済活動を行う事業所（01農業）			
0100 主として管理事務を行う本社等			
0109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所			
011 耕種農業			
0111 米作農業			
0112 米作以外の穀作農業			
0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）			
0114 果樹作農業			
0115 花き作農業			
0116 工芸農作物農業			
0117 ばれいしょ・かんしょ作農業			
0119 その他の耕種農業			
012 畜産農業			
0121 酪農業			
0122 肉用牛生産業			
0123 養豚業			
0124 養鶏業			
0125 畜産類似業			
0126 養蚕農業			
0129 その他の畜産農業			
013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）			
0131 穀作サービス業			
0132 野菜作・果樹作サービス業			
0133 穀作，野菜作・果樹作以外の耕種サービス業			
0134 畜産サービス業（獣医業を除く）			
014 園芸サービス業			
0141 園芸サービス業			
02 林業			
020 管理，補助的経済活動を行う事業所（02林業）			
0200 主として管理事務を行う本社等			
0209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所			
021 育林業			
0211 育林業			
022 素材生産業			
0221 素材生産業			
023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			
0231 製薪炭業			
0239 その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			
024 林業サービス業			
0241 育林サービス業			
0242 素材生産サービス業			
0243 山林種苗生産サービス業			
0249 その他の林業サービス業			
029 その他の林業			
0299 その他の林業			
B 漁業			
03 漁業（水産養殖業を除く）			
030 管理，補助的経済活動を行う事業所（03漁業）			
0300 主として管理事務を行う本社等			
0309 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所			
031 海面漁業			
0311 底びき網漁業			
0312 まき網漁業			

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
B	漁業	[つづき]	
	03	漁業（水産養殖業を除く）	[つづき]
	031	海面漁業	[つづき]
		0313	刺網漁業
		0314	釣・はえ縄漁業
		0315	定置網漁業
		0316	地びき網・船びき網漁業
		0317	採貝・採藻業
		0318	捕鯨業
		0319	その他の海面漁業
	032	内水面漁業	
		0321	内水面漁業
	04	水産養殖業	
	040	管理，補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）	
		0400	主として管理事務を行う本社等
		0409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	041	海面養殖業	
		0411	魚類養殖業
		0412	貝類養殖業
		0413	藻類養殖業
		0414	真珠養殖業
		0415	種苗養殖業
		0419	その他の海面養殖業
	042	内水面養殖業	
		0421	内水面養殖業
C	鉱業，採石業，砂利採取業		
	05	鉱業，採石業，砂利採取業	
	050	管理，補助的経済活動を行う事業所（05鉱業，採石業，砂利採取業）	
		0500	主として管理事務を行う本社等
		0509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	051	金属鉱業	
		0511	金・銀鉱業
		0512	鉛・亜鉛鉱業
		0513	鉄鉱業
		0519	その他の金属鉱業
	052	石炭・亜炭鉱業	
		0521	石炭鉱業（石炭選別業を含む）
		0522	亜炭鉱業
	053	原油・天然ガス鉱業	
		0531	原油鉱業
		0532	天然ガス鉱業
	054	採石業，砂・砂利・玉石採取業	
		0541	花こう岩・同類似岩石採石業
		0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
		0543	安山岩・同類似岩石採石業
		0544	大理石採石業
		0545	ぎょう灰岩採石業
		0546	砂岩採石業
		0547	粘板岩採石業
		0548	砂・砂利・玉石採取業
		0549	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業
	055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	
		0551	耐火粘土鉱業
		0552	ろう石鉱業
		0553	ドロマイト鉱業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
C	鉱業，採石業，砂利採取業 [つづき]		
	05 鉱業，採石業，砂利採取業 [つづき]		
	055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） [つづき]		
		0554	長石鉱業
		0555	けい石鉱業
		0556	天然けい砂鉱業
		0557	石灰石鉱業
		0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
	059 その他の鉱業		
		0591	酸性白土鉱業
		0592	ベントナイト鉱業
		0593	けいそう土鉱業
		0594	滑石鉱業
		0599	他に分類されない鉱業
D	建設業		
	06 総合工事業		
	060 管理，補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）		
		0600	主として管理事務を行う本社等
		0609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	061 一般土木建築工事業		
		0611	一般土木建築工事業
	062 土木工事業（舗装工事業を除く）		
		0621	土木工事業（別掲を除く）
		0622	造園工事業
		0623	しゅんせつ工事業
	063 舗装工事業		
		0631	舗装工事業
	064 建築工事業（木造建築工事業を除く）		
		0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）
	065 木造建築工事業		
		0651	木造建築工事業
	066 建築リフォーム工事業		
		0661	建築リフォーム工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）		
	070 管理，補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）		
		0700	主として管理事務を行う本社等
		0709	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	071 大工工事業		
		0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）
		0712	型枠大工工事業
	072 とび・土工・コンクリート工事業		
		0721	とび工事業
		0722	土工・コンクリート工事業
		0723	特殊コンクリート工事業
	073 鉄骨・鉄筋工事業		
		0731	鉄骨工事業
		0732	鉄筋工事業
	074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業		
		0741	石工工事業
		0742	れんが工事業
		0743	タイル工事業
		0744	コンクリートブロック工事業
	075 左官工事業		
		0751	左官工事業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
D	建設業	[つづき]	
	07	職別工事業（設備工事業を除く）	[つづき]
	076	板金・金物工事業	
	0761	金属製屋根工事業	
	0762	板金工事業	
	0763	建築金物工事業	
	077	塗装工事業	
	0771	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
	0772	道路標示・区画線工事業	
	078	床・内装工事業	
	0781	床工事業	
	0782	内装工事業	
	079	その他の職別工事業	
	0791	ガラス工事業	
	0792	金属製建具工事業	
	0793	木製建具工事業	
	0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
	0795	防水工事業	
	0796	はつり・解体工事業	
	0799	他に分類されない職別工事業	
	08	設備工事業	
	080	管理，補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）	
	0800	主として管理事務を行う本社等	
	0809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	081	電気工事業	
	0811	一般電気工事業	
	0812	電気配線工事業	
	082	電気通信・信号装置工事業	
	0821	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	
	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
	0823	信号装置工事業	
	083	管工事業（さく井工事業を除く）	
	0831	一般管工事業	
	0832	冷暖房設備工事業	
	0833	給排水・衛生設備工事業	
	0839	その他の管工事業	
	084	機械器具設置工事業	
	0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	
	0842	昇降設備工事業	
	089	その他の設備工事業	
	0891	築炉工事業	
	0892	熱絶縁工事業	
	0893	道路標識設置工事業	
	0894	さく井工事業	
E	製造業		
	09	食料品製造業	
	090	管理，補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）	
	0900	主として管理事務を行う本社等	
	0909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	091	畜産食料品製造業	
	0911	部分肉・冷凍肉製造業	
	0912	肉加工品製造業	
	0913	処理牛乳・乳飲料製造業	
	0914	乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）	
	0919	その他の畜産食料品製造業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	〔つづき〕	
	09	食料品製造業	〔つづき〕
	092	水産食料品製造業	
	0921	水産缶詰・瓶詰製造業	
	0922	海藻加工業	
	0923	水産練製品製造業	
	0924	塩干・塩蔵品製造業	
	0925	冷凍水産物製造業	
	0926	冷凍水産食品製造業	
	0929	その他の水産食料品製造業	
	093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
	0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	
	0932	野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く）	
	094	調味料製造業	
	0941	味そ製造業	
	0942	しょう油・食用アミノ酸製造業	
	0943	ソース製造業	
	0944	食酢製造業	
	0949	その他の調味料製造業	
	095	糖類製造業	
	0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	
	0952	砂糖精製業	
	0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
	096	精穀・製粉業	
	0961	精米・精麦業	
	0962	小麦粉製造業	
	0969	その他の精穀・製粉業	
	097	パン・菓子製造業	
	0971	パン製造業	
	0972	生菓子製造業	
	0973	ビスケット類・干菓子製造業	
	0974	米菓製造業	
	0979	その他のパン・菓子製造業	
	098	動植物油脂製造業	
	0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	
	0982	食用油脂加工業	
	099	その他の食料品製造業	
	0991	でんぷん製造業	
	0992	めん類製造業	
	0993	豆腐・油揚げ製造業	
	0994	あん類製造業	
	0995	冷凍調理食品製造業	
	0996	そう（惣）菜製造業	
	0997	すし・弁当・調理パン製造業	
	0998	レトルト食品製造業	
	0999	他に分類されない食料品製造業	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
	100	管理，補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）	
	1000	主として管理事務を行う本社等	
	1009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	101	清涼飲料製造業	
	1011	清涼飲料製造業	
	102	酒類製造業	
	1021	果実酒製造業	
	1022	ビール類製造業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	[つづき]
		102	酒類製造業 [つづき]
		1023	清酒製造業
		1024	蒸留酒・混成酒製造業
		103	茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
		1031	製茶業
		1032	コーヒー製造業
		104	製氷業
		1041	製氷業
		105	たばこ製造業
		1051	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
		1052	葉たばこ処理業
		106	飼料・有機質肥料製造業
		1061	配合飼料製造業
		1062	単体飼料製造業
		1063	有機質肥料製造業
	11	繊維工業	
		110	管理，補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）
		1100	主として管理事務を行う本社等
		1109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		111	製糸業，紡績業，化学繊維・ねん糸等製造業
		1111	製糸業
		1112	化学繊維製造業
		1113	炭素繊維製造業
		1114	綿紡績業
		1115	化学繊維紡績業
		1116	毛紡績業
		1117	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
		1118	かさ高加工糸製造業
		1119	その他の紡績業
		112	織物業
		1121	綿・スフ織物業
		1122	絹・人絹織物業
		1123	毛織物業
		1124	麻織物業
		1125	細幅織物業
		1129	その他の織物業
		113	ニット生地製造業
		1131	丸編ニット生地製造業
		1132	たて編ニット生地製造業
		1133	横編ニット生地製造業
		114	染色整理業
		1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
		1142	絹・人絹織物機械染色業
		1143	毛織物機械染色整理業
		1144	織物整理業
		1145	織物手加工染色整理業
		1146	綿状繊維・糸染色整理業
		1147	ニット・レース染色整理業
		1148	繊維雑品染色整理業
		115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業
		1151	綱製造業
		1152	漁網製造業
		1153	網地製造業（漁網を除く）

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	「つづき」	
	11	繊維工業	「つづき」
		115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業「つづき」
		1154	レース製造業
		1155	組ひも製造業
		1156	整毛業
		1157	フェルト・不織布製造業
		1158	上塗りした織物・防水した織物製造業
		1159	その他の繊維粗製品製造業
		116	外衣・シャツ製造業（和式を除く）
		1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）
		1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）
		1167	ニット製アウターシャツ類製造業
		1168	セーター類製造業
		1169	その他の外衣・シャツ製造業
		117	下着類製造業
		1171	織物製下着製造業
		1172	ニット製下着製造業
		1173	織物製・ニット製寝着類製造業
		1174	補整着製造業
		118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
		1181	和装製品製造業（足袋を含む）
		1182	ネクタイ製造業
		1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
		1184	靴下製造業
		1185	手袋製造業
		1186	帽子製造業（帽体を含む）
		1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
		119	その他の繊維製品製造業
		1191	寝具製造業
		1192	毛布製造業
		1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
		1194	帆布製品製造業
		1195	繊維製袋製造業
		1196	刺しゅう業
		1197	タオル製造業
		1198	繊維製衛生材料製造業
		1199	他に分類されない繊維製品製造業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	
		120	管理，補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）
		1200	主として管理事務を行う本社等
		1209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		121	製材業，木製品製造業
		1211	一般製材業
		1212	単板（ベニヤ）製造業
		1213	木材チップ製造業
		1219	その他の特殊製材業
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業
		1221	造作材製造業（建具を除く）
		1222	合板製造業
		1223	集成材製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	[つづき]
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業 [つづき]
		1224	建築用木製組立材料製造業
		1225	パーティクルボード製造業
		1226	繊維板製造業
		1227	銘木製造業
		1228	床板製造業
		123	木製容器製造業（竹，とうを含む）
		1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業
		1232	木箱製造業
		1233	たる・おけ製造業
		129	その他の木製品製造業（竹，とうを含む）
		1291	木材薬品処理業
		1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
		1299	他に分類されない木製品製造業（竹，とうを含む）
	13	家具・装備品製造業	
		130	管理，補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）
		1300	主として管理事務を行う本社等
		1309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		131	家具製造業
		1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）
		1312	金属製家具製造業
		1313	マットレス・組スプリング製造業
		132	宗教用具製造業
		1321	宗教用具製造業
		133	建具製造業
		1331	建具製造業
		139	その他の家具・装備品製造業
		1391	事務所用・店舗用装備品製造業
		1392	窓用・扉用日よけ，日本びょうぶ等製造業
		1393	鏡縁・額縁製造業
		1399	他に分類されない家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
		140	管理，補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）
		1400	主として管理事務を行う本社等
		1409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		141	パルプ製造業
		1411	パルプ製造業
		142	紙製造業
		1421	洋紙製造業
		1422	板紙製造業
		1423	機械すき和紙製造業
		1424	手すき和紙製造業
		143	加工紙製造業
		1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
		1432	段ボール製造業
		1433	壁紙・ふすま紙製造業
		144	紙製品製造業
		1441	事務用・学用紙製品製造業
		1442	日用紙製品製造業
		1449	その他の紙製品製造業
		145	紙製容器製造業
		1451	重包装紙袋製造業
		1452	角底紙袋製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	[つづき]
		145	紙製容器製造業 [つづき]
		1453	段ボール箱製造業
		1454	紙器製造業
		149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
		1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業	
		150	管理，補助的経済活動を行う事業所（15印刷・同関連業）
		1500	主として管理事務を行う本社等
		1509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		151	印刷業
		1511	オフセット印刷業（紙に対するもの）
		1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
		1513	紙以外の印刷業
		152	製版業
		1521	製版業
		153	製本業，印刷物加工業
		1531	製本業
		1532	印刷物加工業
		159	印刷関連サービス業
		1591	印刷関連サービス業
	16	化学工業	
		160	管理，補助的経済活動を行う事業所（16化学工業）
		1600	主として管理事務を行う本社等
		1609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		161	化学肥料製造業
		1611	窒素質・りん酸質肥料製造業
		1612	複合肥料製造業
		1619	その他の化学肥料製造業
		162	無機化学工業製品製造業
		1621	ソーダ工業
		1622	無機顔料製造業
		1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
		1624	塩製造業
		1629	その他の無機化学工業製品製造業
		163	有機化学工業製品製造業
		1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
		1632	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
		1633	発酵工業
		1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
		1635	プラスチック製造業
		1636	合成ゴム製造業
		1639	その他の有機化学工業製品製造業
		164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
		1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
		1642	石けん・合成洗剤製造業
		1643	界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）
		1644	塗料製造業
		1645	印刷インキ製造業
		1646	洗浄剤・磨用剤製造業
		1647	ろうそく製造業
		165	医薬品製造業
		1651	医薬品原薬製造業
		1652	医薬品製剤製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	〔つづき〕	
	16	化学工業	〔つづき〕
	165	医薬品製造業	〔つづき〕
	1653	生物学的製剤製造業	
	1654	生薬・漢方製剤製造業	
	1655	動物用医薬品製造業	
	166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	
	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	
	1662	頭髮用化粧品製造業	
	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業	
	169	その他の化学工業	
	1691	火薬類製造業	
	1692	農薬製造業	
	1693	香料製造業	
	1694	ゼラチン・接着剤製造業	
	1695	写真感光材料製造業	
	1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
	1697	試薬製造業	
	1699	他に分類されない化学工業製品製造業	
	17	石油製品・石炭製品製造業	
	170	管理，補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）	
	1700	主として管理事務を行う本社等	
	1709	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	171	石油精製業	
	1711	石油精製業	
	172	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	
	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	
	173	コークス製造業	
	1731	コークス製造業	
	174	舗装材料製造業	
	1741	舗装材料製造業	
	179	その他の石油製品・石炭製品製造業	
	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業	
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	180	管理，補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）	
	1800	主として管理事務を行う本社等	
	1809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	
	1811	プラスチック板・棒製造業	
	1812	プラスチック管製造業	
	1813	プラスチック継手製造業	
	1814	プラスチック異形押出製品製造業	
	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
	182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
	1821	プラスチックフィルム製造業	
	1822	プラスチックシート製造業	
	1823	プラスチック床材製造業	
	1824	合成皮革製造業	
	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
	183	工業用プラスチック製品製造業	
	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	1834	工業用プラスチック製品加工業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[つづき]
	184	発泡・強化プラスチック製品製造業	
		1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）
		1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
		1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
		1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
		1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
	185	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	
		1851	プラスチック成形材料製造業
		1852	廃プラスチック製品製造業
	189	その他のプラスチック製品製造業	
		1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
		1892	プラスチック製容器製造業
		1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
		1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
	19	ゴム製品製造業	
	190	管理，補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）	
		1900	主として管理事務を行う本社等
		1909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	191	タイヤ・チューブ製造業	
		1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
		1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
	192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	
		1921	ゴム製履物・同附属品製造業
		1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
	193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
		1931	ゴムベルト製造業
		1932	ゴムホース製造業
		1933	工業用ゴム製品製造業
	199	その他のゴム製品製造業	
		1991	ゴム引布・同製品製造業
		1992	医療・衛生用ゴム製品製造業
		1993	ゴム練生地製造業
		1994	更生タイヤ製造業
		1995	再生ゴム製造業
		1999	他に分類されないゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
	200	管理，補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）	
		2000	主として管理事務を行う本社等
		2009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	201	なめし革製造業	
		2011	なめし革製造業
	202	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
		2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）
	203	革製履物用材料・同附属品製造業	
		2031	革製履物用材料・同附属品製造業
	204	革製履物製造業	
		2041	革製履物製造業
	205	革製手袋製造業	
		2051	革製手袋製造業
	206	かばん製造業	
		2061	かばん製造業
	207	袋物製造業	
		2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	「つづき」	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	「つづき」
		207	袋物製造業「つづき」
		2072	ハンドバッグ製造業
		208	毛皮製造業
		2081	毛皮製造業
		209	その他のなめし革製品製造業
		2099	その他のなめし革製品製造業
	21	窯業・土石製品製造業	
		210	管理，補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）
		2100	主として管理事務を行う本社等
		2109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		211	ガラス・同製品製造業
		2111	板ガラス製造業
		2112	板ガラス加工業
		2113	ガラス製加工素材製造業
		2114	ガラス容器製造業
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
		2117	ガラス繊維・同製品製造業
		2119	その他のガラス・同製品製造業
		212	セメント・同製品製造業
		2121	セメント製造業
		2122	生コンクリート製造業
		2123	コンクリート製品製造業
		2129	その他のセメント製品製造業
		213	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
		2131	粘土かわら製造業
		2132	普通れんが製造業
		2139	その他の建設用粘土製品製造業
		214	陶磁器・同関連製品製造業
		2141	衛生陶器製造業
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
		2143	陶磁器製置物製造業
		2144	電気用陶磁器製造業
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
		2146	陶磁器製タイル製造業
		2147	陶磁器絵付業
		2148	陶磁器用はい（坏）土製造業
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
		215	耐火物製造業
		2151	耐火れんが製造業
		2152	不定形耐火物製造業
		2159	その他の耐火物製造業
		216	炭素・黒鉛製品製造業
		2161	炭素質電極製造業
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業
		217	研磨材・同製品製造業
		2171	研磨材製造業
		2172	研削と石製造業
		2173	研磨布紙製造業
		2179	その他の研磨材・同製品製造業
		218	骨材・石工品等製造業
		2181	砕石製造業
		2182	再生骨材製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	21	窯業・土石製品製造業	[つづき]
	218	骨材・石工品等製造業	[つづき]
		2183	人工骨材製造業
		2184	石工品製造業
		2185	けいそう土・同製品製造業
		2186	鉱物・土石粉碎等処理業
	219	その他の窯業・土石製品製造業	
		2191	ロックウール・同製品製造業
		2192	石こう（膏）製品製造業
		2193	石灰製造業
		2194	鋳型製造業（中子を含む）
		2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業	
	220	管理，補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）	
		2200	主として管理事務を行う本社等
		2209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	221	製鉄業	
		2211	高炉による製鉄業
		2212	高炉によらない製鉄業
		2213	フェロアロイ製造業
	222	製鋼・製鋼圧延業	
		2221	製鋼・製鋼圧延業
	223	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
		2231	熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
		2232	冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
		2233	冷間ロール成型形鋼製造業
		2234	鋼管製造業
		2235	伸鉄業
		2236	磨棒鋼製造業
		2237	引抜鋼管製造業
		2238	伸線業
		2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
	224	表面処理鋼材製造業	
		2241	亜鉛鉄板製造業
		2249	その他の表面処理鋼材製造業
	225	鉄素形材製造業	
		2251	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）
		2252	可鍛鋳鉄製造業
		2253	鋳鋼製造業
		2254	鍛工品製造業
		2255	鍛鋼製造業
	229	その他の鉄鋼業	
		2291	鉄鋼シャースリット業
		2292	鉄スクラップ加工処理業
		2293	鋳鉄管製造業
		2299	他に分類されない鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業	
	230	管理，補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）	
		2300	主として管理事務を行う本社等
		2309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	231	非鉄金属第1次製錬・精製業	
		2311	銅第1次製錬・精製業
		2312	亜鉛第1次製錬・精製業
		2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	23	非鉄金属製造業	[つづき]
	232	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
	2321	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	
	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	
	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
	233	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）	
	2331	伸銅品製造業	
	2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）	
	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）	
	234	電線・ケーブル製造業	
	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	
	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	
	235	非鉄金属素形材製造業	
	2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）	
	2352	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	
	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	
	2354	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	
	2355	非鉄金属鍛造品製造業	
	239	その他の非鉄金属製造業	
	2391	核燃料製造業	
	2399	他に分類されない非鉄金属製造業	
	24	金属製品製造業	
	240	管理，補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）	
	2400	主として管理事務を行う本社等	
	2409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
	242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
	2421	洋食器製造業	
	2422	機械刃物製造業	
	2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり，のこぎり，食卓用刃物を除く）	
	2424	作業工具製造業	
	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業	
	2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）	
	2429	その他の金物類製造業	
	243	暖房・調理等装置，配管工事用附属品製造業	
	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ，コックを除く）	
	2432	ガス機器・石油機器製造業	
	2433	温風・温水暖房装置製造業	
	2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具，ガス機器，石油機器を除く）	
	244	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
	2441	鉄骨製造業	
	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	
	2443	金属製サッシ・ドア製造業	
	2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業	
	2445	建築用金属製品製造業（サッシ，ドア，建築用金物を除く）	
	2446	製缶板金業	
	245	金属素形材製品製造業	
	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
	2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	
	2453	粉末や金製品製造業	
	246	金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	
	2461	金属製品塗装業	
	2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	24	金属製品製造業	[つづき]
		246	金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く） [つづき]
		2463	金属彫刻業
		2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
		2465	金属熱処理業
		2469	その他の金属表面処理業
		247	金属線製品製造業（ねじ類を除く）
		2471	くぎ製造業
		2479	その他の金属線製品製造業
		248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		249	その他の金属製品製造業
		2491	金庫製造業
		2492	金属製スプリング製造業
		2499	他に分類されない金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業	
		250	管理，補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）
		2500	主として管理事務を行う本社等
		2509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		251	ボイラ・原動機製造業
		2511	ボイラ製造業
		2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）
		2513	はん用内燃機関製造業
		2519	その他の原動機製造業
		252	ポンプ・圧縮機器製造業
		2521	ポンプ・同装置製造業
		2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
		2523	油圧・空圧機器製造業
		253	一般産業用機械・装置製造業
		2531	動力伝導装置製造業（玉軸受，ころ軸受を除く）
		2532	エレベータ・エスカレータ製造業
		2533	物流運搬設備製造業
		2534	工業窯炉製造業
		2535	冷凍機・温湿調整装置製造業
		259	その他のはん用機械・同部分品製造業
		2591	消火器具・消火装置製造業
		2592	弁・同附属品製造業
		2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業
		2594	玉軸受・ころ軸受製造業
		2595	ピストンリング製造業
		2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
		2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
	26	生産用機械器具製造業	
		260	管理，補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）
		2600	主として管理事務を行う本社等
		2609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		261	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
		2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
		262	建設機械・鉱山機械製造業
		2621	建設機械・鉱山機械製造業
		263	繊維機械製造業
		2631	化学繊維機械・紡績機械製造業
		2632	製織機械・編組機械製造業
		2633	染色整理仕上機械製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	〔つづき〕	
	26	生産用機械器具製造業	〔つづき〕
	263	繊維機械製造業	〔つづき〕
	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
	2635	縫製機械製造業	
	264	生活関連産業用機械製造業	
	2641	食品機械・同装置製造業	
	2642	木材加工機械製造業	
	2643	パルプ装置・製紙機械製造業	
	2644	印刷・製本・紙工機械製造業	
	2645	包装・荷造機械製造業	
	265	基礎素材産業用機械製造業	
	2651	鋳造装置製造業	
	2652	化学機械・同装置製造業	
	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
	266	金属加工機械製造業	
	2661	金属工作機械製造業	
	2662	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	
	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	
	2664	機械工具製造業（粉末や金業を除く）	
	267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
	2671	半導体製造装置製造業	
	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
	269	その他の生産用機械・同部分品製造業	
	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	
	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業	
	2693	真空装置・真空機器製造業	
	2694	ロボット製造業	
	2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	
	27	業務用機械器具製造業	
	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）	
	2700	主として管理事務を行う本社等	
	2709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	271	事務用機械器具製造業	
	2711	複写機製造業	
	2719	その他の事務用機械器具製造業	
	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業	
	2721	サービス用機械器具製造業	
	2722	娯楽用機械製造業	
	2723	自動販売機製造業	
	2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業	
	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
	2731	体積計製造業	
	2732	はかり製造業	
	2733	圧力計・流量計・液面計等製造業	
	2734	精密測定器製造業	
	2735	分析機器製造業	
	2736	試験機製造業	
	2737	測量機械器具製造業	
	2738	理化学機械器具製造業	
	2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
	274	医療用機械器具・医療用品製造業	
	2741	医療用機械器具製造業	
	2742	歯科用機械器具製造業	
	2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	27	業務用機械器具製造業	[つづき]
	274	医療用機械器具・医療用品製造業	[つづき]
	2744	歯科材料製造業	
	275	光学機械器具・レンズ製造業	
	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
	276	武器製造業	
	2761	武器製造業	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	280	管理，補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）	
	2800	主として管理事務を行う本社等	
	2809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	281	電子デバイス製造業	
	2811	電子管製造業	
	2812	光電変換素子製造業	
	2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
	2814	集積回路製造業	
	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	
	282	電子部品製造業	
	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
	2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	
	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
	283	記録メディア製造業	
	2831	半導体メモリメディア製造業	
	2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
	284	電子回路製造業	
	2841	電子回路基板製造業	
	2842	電子回路実装基板製造業	
	285	ユニット部品製造業	
	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
	2859	その他のユニット部品製造業	
	289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29	電気機械器具製造業	
	290	管理，補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）	
	2900	主として管理事務を行う本社等	
	2909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
	2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
	2913	電力開閉装置製造業	
	2914	配電盤・電力制御装置製造業	
	2915	配線器具・配線附属品製造業	
	292	産業用電気機械器具製造業	
	2921	電気溶接機製造業	
	2922	内燃機関電装品製造業	
	2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）	
	293	民生用電気機械器具製造業	
	2931	ちゅう房機器製造業	
	2932	空調・住宅関連機器製造業	
	2933	衣料衛生関連機器製造業	
	2939	その他の民生用電気機械器具製造業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	29	電気機械器具製造業	[つづき]
	294	電球・電気照明器具製造業	
		2941	電球製造業
		2942	電気照明器具製造業
	295	電池製造業	
		2951	蓄電池製造業
		2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業
	296	電子応用装置製造業	
		2961	X線装置製造業
		2962	医療用電子応用装置製造業
		2969	その他の電子応用装置製造業
	297	電気計測器製造業	
		2971	電気計測器製造業（別掲を除く）
		2972	工業計器製造業
		2973	医療用計測器製造業
	299	その他の電気機械器具製造業	
		2999	その他の電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業	
	300	管理，補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）	
		3000	主として管理事務を行う本社等
		3009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
		3011	有線通信機械器具製造業
		3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
		3013	無線通信機械器具製造業
		3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
		3015	交通信号保安装置製造業
		3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
	302	映像・音響機械器具製造業	
		3021	ビデオ機器製造業
		3022	デジタルカメラ製造業
		3023	電気音響機械器具製造業
	303	電子計算機・同附属装置製造業	
		3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
		3032	パーソナルコンピュータ製造業
		3033	外部記憶装置製造業
		3034	印刷装置製造業
		3035	表示装置製造業
		3039	その他の附属装置製造業
	31	輸送用機械器具製造業	
	310	管理，補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）	
		3100	主として管理事務を行う本社等
		3109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	311	自動車・同附属品製造業	
		3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）
		3112	自動車車体・附随車製造業
		3113	自動車部分品・附属品製造業
	312	鉄道車両・同部分品製造業	
		3121	鉄道車両製造業
		3122	鉄道車両用部分品製造業
	313	船舶製造・修理業，船用機関製造業	
		3131	船舶製造・修理業
		3132	船体ブロック製造業
		3133	舟艇製造・修理業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	〔つづき〕	
	31	輸送用機械器具製造業	〔つづき〕
	313	船舶製造・修理業，船用機関製造業	〔つづき〕
	3134	船用機関製造業	
	314	航空機・同附属品製造業	
	3141	航空機製造業	
	3142	航空機用原動機製造業	
	3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業	
	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	319	その他の輸送用機械器具製造業	
	3191	自転車・同部分品製造業	
	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	32	その他の製造業	
	320	管理，補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）	
	3200	主として管理事務を行う本社等	
	3209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	321	貴金属・宝石製品製造業	
	3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	
	3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
	3219	その他の貴金属製品製造業	
	322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3221	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3222	造花・装飾用羽毛製造業	
	3223	ボタン製造業	
	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
	3229	その他の装身具・装飾品製造業	
	323	時計・同部分品製造業	
	3231	時計・同部分品製造業	
	324	楽器製造業	
	3241	ピアノ製造業	
	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
	325	がん具・運動用具製造業	
	3251	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	
	3252	人形製造業	
	3253	運動用具製造業	
	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	
	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業	
	3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	
	3269	その他の事務用品製造業	
	327	漆器製造業	
	3271	漆器製造業	
	328	畳等生活雑貨製品製造業	
	3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
	3282	畳製造業	
	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
	3284	ほうき・ブラシ製造業	
	3285	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3289	その他の生活雑貨製品製造業	
	329	他に分類されない製造業	
	3291	煙火製造業	
	3292	看板・標識機製造業	
	3293	パレット製造業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	32	その他の製造業	[つづき]
		329	他に分類されない製造業 [つづき]
		3294	モデル・模型製造業
		3295	工業用模型製造業
		3296	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
		3297	眼鏡製造業（枠を含む）
		3299	他に分類されないその他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業		
	33	電気業	
		330	管理，補助的経済活動を行う事業所（33電気業）
		3300	主として管理事務を行う本社等
		3309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		331	電気業
		3311	発電所
		3312	変電所
	34	ガス業	
		340	管理，補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）
		3400	主として管理事務を行う本社等
		3409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		341	ガス業
		3411	ガス製造工場
		3412	ガス供給所
	35	熱供給業	
		350	管理，補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）
		3500	主として管理事務を行う本社等
		3509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		351	熱供給業
		3511	熱供給業
	36	水道業	
		360	管理，補助的経済活動を行う事業所（36水道業）
		3600	主として管理事務を行う本社等
		3609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		361	上水道業
		3611	上水道業
		362	工業用水道業
		3621	工業用水道業
		363	下水道業
		3631	下水道処理施設維持管理業
		3632	下水道管路施設維持管理業
G	情報通信業		
	37	通信業	
		370	管理，補助的経済活動を行う事業所（37通信業）
		3700	主として管理事務を行う本社等
		3709	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		371	固定電気通信業
		3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
		3712	長距離電気通信業
		3713	有線放送電話業
		3719	その他の固定電気通信業
		372	移動電気通信業
		3721	移動電気通信業
		373	電気通信に附帯するサービス業
		3731	電気通信に附帯するサービス業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
G	情報通信業	〔つづき〕	
	38	放送業	
	380	管理，補助的経済活動を行う事業所（38放送業）	
	3800	主として管理事務を行う本社等	
	3809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	381	公共放送業（有線放送業を除く）	
	3811	公共放送業（有線放送業を除く）	
	382	民間放送業（有線放送業を除く）	
	3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）	
	3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）	
	3823	衛星放送業	
	3829	その他の民間放送業	
	383	有線放送業	
	3831	有線テレビジョン放送業	
	3832	有線ラジオ放送業	
	39	情報サービス業	
	390	管理，補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）	
	3900	主として管理事務を行う本社等	
	3909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	391	ソフトウェア業	
	3911	受託開発ソフトウェア業	
	3912	組込みソフトウェア業	
	3913	パッケージソフトウェア業	
	3914	ゲームソフトウェア業	
	392	情報処理・提供サービス業	
	3921	情報処理サービス業	
	3922	情報提供サービス業	
	3923	市場調査・世論調査・社会調査業	
	3929	その他の情報処理・提供サービス業	
	40	インターネット附随サービス業	
	400	管理，補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）	
	4000	主として管理事務を行う本社等	
	4009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	401	インターネット附随サービス業	
	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	
	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
	4013	インターネット利用サポート業	
	41	映像・音声・文字情報制作業	
	410	管理，補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）	
	4100	主として管理事務を行う本社等	
	4109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	411	映像情報制作・配給業	
	4111	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く）	
	4112	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）	
	4113	アニメーション制作業	
	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	
	412	音声情報制作業	
	4121	レコード制作業	
	4122	ラジオ番組制作業	
	413	新聞業	
	4131	新聞業	
	414	出版業	
	4141	出版業	
	415	広告制作業	
	4151	広告制作業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
G	情報通信業	[つづき]	
	41	映像・音声・文字情報制作業	[つづき]
		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
		4161	ニュース供給業
		4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業，郵便業		
	42	鉄道業	
		420	管理，補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）
		4200	主として管理事務を行う本社等
		4209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		421	鉄道業
		4211	普通鉄道業
		4212	軌道業
		4213	地下鉄道業
		4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
		4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
		4216	鋼索鉄道業
		4217	索道業
		4219	その他の鉄道業
	43	道路旅客運送業	
		430	管理，補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）
		4300	主として管理事務を行う本社等
		4309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		431	一般乗合旅客自動車運送業
		4311	一般乗合旅客自動車運送業
		432	一般乗用旅客自動車運送業
		4321	一般乗用旅客自動車運送業
		433	一般貸切旅客自動車運送業
		4331	一般貸切旅客自動車運送業
		439	その他の道路旅客運送業
		4391	特定旅客自動車運送業
		4399	他に分類されない道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業	
		440	管理，補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）
		4400	主として管理事務を行う本社等
		4409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		441	一般貨物自動車運送業
		4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
		4412	特別積合せ貨物運送業
		442	特定貨物自動車運送業
		4421	特定貨物自動車運送業
		443	貨物軽自動車運送業
		4431	貨物軽自動車運送業
		444	集配利用運送業
		4441	集配利用運送業
		449	その他の道路貨物運送業
		4499	その他の道路貨物運送業
	45	水運業	
		450	管理，補助的経済活動を行う事業所（45水運業）
		4500	主として管理事務を行う本社等
		4509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		451	外航海運業
		4511	外航旅客海運業
		4512	外航貨物海運業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
H	運輸業，郵便業	[つづき]	
	45	水運業	[つづき]
		452	沿海海運業
		4521	沿海旅客海運業
		4522	沿海貨物海運業
		453	内陸水運業
		4531	港湾旅客海運業
		4532	河川水運業
		4533	湖沼水運業
		454	船舶貸渡業
		4541	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）
		4542	内航船舶貸渡業
	46	航空運輸業	
		460	管理，補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）
		4600	主として管理事務を行う本社等
		4609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		461	航空運送業
		4611	航空運送業
		462	航空機使用業（航空運送業を除く）
		4621	航空機使用業（航空運送業を除く）
	47	倉庫業	
		470	管理，補助的経済活動を行う事業所（47倉庫業）
		4700	主として管理事務を行う本社等
		4709	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		471	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
		4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
		472	冷蔵倉庫業
		4721	冷蔵倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業	
		480	管理，補助的経済活動を行う事業所（48運輸に附帯するサービス業）
		4800	主として管理事務を行う本社等
		4809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		481	港湾運送業
		4811	港湾運送業
		482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）
		4821	利用運送業（集配利用運送業を除く）
		4822	運送取扱業
		483	運送代理店
		4831	運送代理店
		484	こん包業
		4841	こん包業（組立こん包業を除く）
		4842	組立こん包業
		485	運輸施設提供業
		4851	鉄道施設提供業
		4852	道路運送固定施設業
		4853	自動車ターミナル業
		4854	貨物荷扱固定施設業
		4855	栈橋泊きよ業
		4856	飛行場業
		489	その他の運輸に附帯するサービス業
		4891	海運仲立業
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）	
		490	管理，補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）
		4901	管理，補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
H	運輸業、郵便業	[つづき]	
	49	郵便業（信書便事業を含む）	[つづき]
		491	郵便業（信書便事業を含む）
		4911	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業、小売業		
	50	各種商品卸売業	
		500	管理，補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）
		5000	主として管理事務を行う本社等
		5008	自家用倉庫
		5009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		501	各種商品卸売業
		5011	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）
		5019	その他の各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業	
		510	管理，補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）
		5100	主として管理事務を行う本社等
		5108	自家用倉庫
		5109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
		5111	繊維原料卸売業
		5112	糸卸売業
		5113	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
		512	衣服卸売業
		5121	男子服卸売業
		5122	婦人・子供服卸売業
		5123	下着類卸売業
		5129	その他の衣服卸売業
		513	身の回り品卸売業
		5131	寝具類卸売業
		5132	靴・履物卸売業
		5133	かばん・袋物卸売業
		5139	その他の身の回り品卸売業
	52	飲食料品卸売業	
		520	管理，補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）
		5200	主として管理事務を行う本社等
		5208	自家用倉庫
		5209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		521	農畜産物・水産物卸売業
		5211	米麦卸売業
		5212	雑穀・豆類卸売業
		5213	野菜卸売業
		5214	果実卸売業
		5215	食肉卸売業
		5216	生鮮魚介卸売業
		5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
		522	食料・飲料卸売業
		5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業
		5222	酒類卸売業
		5223	乾物卸売業
		5224	菓子・パン類卸売業
		5225	飲料卸売業（別掲を除く）
		5226	茶類卸売業
		5227	牛乳・乳製品卸売業
		5229	その他の食料・飲料卸売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
	530	管理，補助的経済活動を行う事業所（53建築材料，鉱物・金属材料等卸売業）	
	5300	主として管理事務を行う本社等	
	5308	自家用倉庫	
	5309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	531	建築材料卸売業	
	5311	木材・竹材卸売業	
	5312	セメント卸売業	
	5313	板ガラス卸売業	
	5314	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）	
	5319	その他の建築材料卸売業	
	532	化学製品卸売業	
	5321	塗料卸売業	
	5322	プラスチック卸売業	
	5329	その他の化学製品卸売業	
	533	石油・鉱物卸売業	
	5331	石油卸売業	
	5332	鉱物卸売業（石油を除く）	
	534	鉄鋼製品卸売業	
	5341	鉄鋼粗製品卸売業	
	5342	鉄鋼一次製品卸売業	
	5349	その他の鉄鋼製品卸売業	
	535	非鉄金属卸売業	
	5351	非鉄金属地金卸売業	
	5352	非鉄金属製品卸売業	
	536	再生資源卸売業	
	5361	空瓶・空缶等空容器卸売業	
	5362	鉄スクラップ卸売業	
	5363	非鉄金属スクラップ卸売業	
	5364	古紙卸売業	
	5369	その他の再生資源卸売業	
	54	機械器具卸売業	
	540	管理，補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）	
	5400	主として管理事務を行う本社等	
	5408	自家用倉庫	
	5409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	541	産業機械器具卸売業	
	5411	農業用機械器具卸売業	
	5412	建設機械・鉱山機械卸売業	
	5413	金属加工機械卸売業	
	5414	事務用機械器具卸売業	
	5419	その他の産業機械器具卸売業	
	542	自動車卸売業	
	5421	自動車卸売業（二輪自動車を含む）	
	5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）	
	5423	自動車中古部品卸売業	
	543	電気機械器具卸売業	
	5431	家庭用電気機械器具卸売業	
	5432	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	
	549	その他の機械器具卸売業	
	5491	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）	
	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業	
	5493	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	55	その他の卸売業	
	550	管理，補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）	
	5500	主として管理事務を行う本社等	
	5508	自家用倉庫	
	5509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業	
	5511	家具・建具卸売業	
	5512	荒物卸売業	
	5513	畳卸売業	
	5514	室内装飾繊維品卸売業	
	5515	陶磁器・ガラス器卸売業	
	5519	その他のじゅう器卸売業	
	552	医薬品・化粧品等卸売業	
	5521	医薬品卸売業	
	5522	医療用品卸売業	
	5523	化粧品卸売業	
	5524	合成洗剤卸売業	
	553	紙・紙製品卸売業	
	5531	紙卸売業	
	5532	紙製品卸売業	
	559	他に分類されない卸売業	
	5591	金物卸売業	
	5592	肥料・飼料卸売業	
	5593	スポーツ用品卸売業	
	5594	娯楽用品・がん具卸売業	
	5595	たばこ卸売業	
	5596	ジュエリー製品卸売業	
	5597	書籍・雑誌卸売業	
	5598	代理商，仲立業	
	5599	他に分類されないその他の卸売業	
	56	各種商品小売業	
	560	管理，補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）	
	5600	主として管理事務を行う本社等	
	5608	自家用倉庫	
	5609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	561	百貨店，総合スーパー	
	5611	百貨店，総合スーパー	
	569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	
	570	管理，補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）	
	5700	主として管理事務を行う本社等	
	5708	自家用倉庫	
	5709	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	571	呉服・服地・寝具小売業	
	5711	呉服・服地小売業	
	5712	寝具小売業	
	572	男子服小売業	
	5721	男子服小売業	
	573	婦人・子供服小売業	
	5731	婦人服小売業	
	5732	子供服小売業	
	574	靴・履物小売業	
	5741	靴小売業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	[つづき]
		574	靴・履物小売業 [つづき]
		5742	履物小売業（靴を除く）
		579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		5791	かばん・袋物小売業
		5792	下着類小売業
		5793	洋品雑貨・小間物小売業
		5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業	
		580	管理，補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）
		5800	主として管理事務を行う本社等
		5808	自家用倉庫
		5809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		581	各種食料品小売業
		5811	各種食料品小売業
		582	野菜・果実小売業
		5821	野菜小売業
		5822	果実小売業
		583	食肉小売業
		5831	食肉小売業（卵，鳥肉を除く）
		5832	卵・鳥肉小売業
		584	鮮魚小売業
		5841	鮮魚小売業
		585	酒小売業
		5851	酒小売業
		586	菓子・パン小売業
		5861	菓子小売業（製造小売）
		5862	菓子小売業（製造小売でないもの）
		5863	パン小売業（製造小売）
		5864	パン小売業（製造小売でないもの）
		589	その他の飲食料品小売業
		5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
		5892	牛乳小売業
		5893	飲料小売業（別掲を除く）
		5894	茶類小売業
		5895	料理品小売業
		5896	米穀類小売業
		5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
		5898	乾物小売業
		5899	他に分類されない飲食料品小売業
	59	機械器具小売業	
		590	管理，補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）
		5900	主として管理事務を行う本社等
		5908	自家用倉庫
		5909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		591	自動車小売業
		5911	自動車（新車）小売業
		5912	中古自動車小売業
		5913	自動車部分品・附属品小売業
		5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
		592	自転車小売業
		5921	自転車小売業
		593	機械器具小売業（自動車，自転車を除く）
		5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	59	機械器具小売業	[つづき]
		593	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
		5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
		5933	中古電気製品小売業
		5939	その他の機械器具小売業
	60	その他の小売業	
		600	管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）
		6000	主として管理事務を行う本社等
		6008	自家用倉庫
		6009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		601	家具・建具・畳小売業
		6011	家具小売業
		6012	建具小売業
		6013	畳小売業
		6014	宗教用具小売業
		602	じゅう器小売業
		6021	金物小売業
		6022	荒物小売業
		6023	陶磁器・ガラス器小売業
		6029	他に分類されないじゅう器小売業
		603	医薬品・化粧品小売業
		6031	ドラッグストア
		6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
		6033	調剤薬局
		6034	化粧品小売業
		604	農耕用品小売業
		6041	農業用機械器具小売業
		6042	苗・種子小売業
		6043	肥料・飼料小売業
		605	燃料小売業
		6051	ガソリンスタンド
		6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
		606	書籍・文房具小売業
		6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
		6062	古本小売業
		6063	新聞小売業
		6064	紙・文房具小売業
		607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
		6071	スポーツ用品小売業
		6072	がん具・娯楽用品小売業
		6073	楽器小売業
		608	写真機・時計・眼鏡小売業
		6081	写真機・写真材料小売業
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
		609	他に分類されない小売業
		6091	ホームセンター
		6092	たばこ・喫煙具専門小売業
		6093	花・植木小売業
		6094	建築材料小売業
		6095	ジュエリー製品小売業
		6096	ペット・ペット用品小売業
		6097	骨とう品小売業
		6098	中古品小売業（骨とう品を除く）
		6099	他に分類されないその他の小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	61	無店舗小売業	
	610	管理，補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）	
	6100	主として管理事務を行う本社等	
	6108	自家用倉庫	
	6109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	611	通信販売・訪問販売小売業	
	6111	無店舗小売業（各種商品小売）	
	6112	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）	
	6113	無店舗小売業（飲食料品小売）	
	6114	無店舗小売業（機械器具小売）	
	6119	無店舗小売業（その他の小売）	
	612	自動販売機による小売業	
	6121	自動販売機による小売業	
	619	その他の無店舗小売業	
	6199	その他の無店舗小売業	
J	金融業、保険業		
	62	銀行業	
	620	管理，補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）	
	6200	主として管理事務を行う本社等	
	6209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	621	中央銀行	
	6211	中央銀行	
	622	銀行（中央銀行を除く）	
	6221	普通銀行	
	6222	郵便貯金銀行	
	6223	信託銀行	
	6229	その他の銀行	
	63	協同組織金融業	
	630	管理，補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）	
	6300	主として管理事務を行う本社等	
	6309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	631	中小企業等金融業	
	6311	信用金庫・同連合会	
	6312	信用協同組合・同連合会	
	6313	商工組合中央金庫	
	6314	労働金庫・同連合会	
	632	農林水産金融業	
	6321	農林中央金庫	
	6322	信用農業協同組合連合会	
	6323	信用漁業協同組合連合会，信用水産加工業協同組合連合会	
	6324	農業協同組合	
	6325	漁業協同組合，水産加工業協同組合	
	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	
	640	管理，補助的経済活動を行う事業所（64貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関）	
	6400	主として管理事務を行う本社等	
	6409	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	641	貸金業	
	6411	消費者向け貸金業	
	6412	事業者向け貸金業	
	642	質屋	
	6421	質屋	
	643	クレジットカード業，割賦金融業	
	6431	クレジットカード業	
	6432	割賦金融業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
J	金融業、保険業	[つづき]	
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	[つづき]
		649	その他の非預金信用機関
		6491	政府関係金融機関
		6492	住宅専門金融業
		6493	証券金融業
		6499	他に分類されない非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業	
		650	管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）
		6500	主として管理事務を行う本社等
		6509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		651	金融商品取引業
		6511	金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）
		6512	投資助言・代理業
		6513	投資運用業
		6514	補助的金融商品取引業
		652	商品先物取引業、商品投資顧問業
		6521	国内市場商品先物取引業
		6522	商品投資顧問業
		6529	その他の商品先物取引業、商品投資顧問業
	66	補助的金融業等	
		660	管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）
		6600	主として管理事務を行う本社等
		6609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		661	補助的金融業、金融附帯業
		6611	短資業
		6612	手形交換所
		6613	両替業
		6614	信用保証機関
		6615	信用保証再保険機関
		6616	預・貯金等保険機関
		6617	金融商品取引所
		6618	商品取引所
		6619	その他の補助的金融業、金融附帯業
		662	信託業
		6621	運用型信託業
		6622	管理型信託業
		663	金融代理業
		6631	金融商品仲介業
		6632	信託契約代理業
		6639	その他の金融代理業
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
		670	管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）
		6700	主として管理事務を行う本社等
		6709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		671	生命保険業
		6711	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）
		6712	郵便保険業
		6713	生命保険再保険業
		6719	その他の生命保険業
		672	損害保険業
		6721	損害保険業（損害保険再保険業を除く）
		6722	損害保険再保険業
		6729	その他の損害保険業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
J	金融業，保険業	[つづき]	
	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	[つづき]
	673	共済事業，少額短期保険業	
	6731	共済事業（各種災害補償法によるもの）	
	6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）	
	6733	少額短期保険業	
	674	保険媒介代理業	
	6741	生命保険媒介業	
	6742	損害保険代理業	
	6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業	
	675	保険サービス業	
	6751	保険料率算出団体	
	6752	損害査定業	
	6759	その他の保険サービス業	
K	不動産業，物品賃貸業		
	68	不動産取引業	
	680	管理，補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）	
	6800	主として管理事務を行う本社等	
	6809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	681	建物売買業，土地売買業	
	6811	建物売買業	
	6812	土地売買業	
	682	不動産代理業・仲介業	
	6821	不動産代理業・仲介業	
	69	不動産賃貸業・管理業	
	690	管理，補助的経済活動を行う事業所（69不動産賃貸業・管理業）	
	6900	主として管理事務を行う本社等	
	6909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	691	不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）	
	6911	貸事務所業	
	6912	土地賃貸業	
	6919	その他の不動産賃貸業	
	692	貸家業，貸間業	
	6921	貸家業	
	6922	貸間業	
	693	駐車場業	
	6931	駐車場業	
	694	不動産管理業	
	6941	不動産管理業	
	70	物品賃貸業	
	700	管理，補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）	
	7000	主として管理事務を行う本社等	
	7009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	701	各種物品賃貸業	
	7011	総合リース業	
	7019	その他の各種物品賃貸業	
	702	産業用機械器具賃貸業	
	7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	
	7022	建設機械器具賃貸業	
	703	事務用機械器具賃貸業	
	7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	
	7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
	704	自動車賃貸業	
	7041	自動車賃貸業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
K	不動産業，物品賃貸業〔つづき〕		
	70	物品賃貸業〔つづき〕	
		705	スポーツ・娯楽用品賃貸業
		7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
		709	その他の物品賃貸業
		7091	映画・演劇用品賃貸業
		7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
		7093	貸衣しょう業（別掲を除く）
		7099	他に分類されない物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業		
	71	学術・開発研究機関	
		710	管理，補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）
		7101	管理，補助的経済活動を行う事業所
		711	自然科学研究所
		7111	理学研究所
		7112	工学研究所
		7113	農学研究所
		7114	医学・薬学研究所
		712	人文・社会科学研究所
		7121	人文・社会科学研究所
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）	
		720	管理，補助的経済活動を行う事業所（72専門サービス業）
		7201	管理，補助的経済活動を行う事業所
		721	法律事務所，特許事務所
		7211	法律事務所
		7212	特許事務所
		722	公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所
		7221	公証人役場，司法書士事務所
		7222	土地家屋調査士事務所
		723	行政書士事務所
		7231	行政書士事務所
		724	公認会計士事務所，税理士事務所
		7241	公認会計士事務所
		7242	税理士事務所
		725	社会保険労務士事務所
		7251	社会保険労務士事務所
		726	デザイン業
		7261	デザイン業
		727	著述・芸術家業
		7271	著述家業
		7272	芸術家業
		728	経営コンサルタント業，純粋持株会社
		7281	経営コンサルタント業
		7282	純粋持株会社
		729	その他の専門サービス業
		7291	興信所
		7292	翻訳業（著述家業を除く）
		7293	通訳業，通訳案内業
		7294	不動産鑑定業
		7299	他に分類されない専門サービス業
	73	広告業	
		730	管理，補助的経済活動を行う事業所（73広告業）
		7300	主として管理事務を行う本社等
		7309	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
L	学術研究，専門・技術サービス業 [つづき]		
	73	広告業 [つづき]	
		731	広告業
		7311	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）	
		740	管理，補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）
		7401	管理，補助的経済活動を行う事業所
		741	獣医業
		7411	獣医業
		742	土木建築サービス業
		7421	建築設計業
		7422	測量業
		7429	その他の土木建築サービス業
		743	機械設計業
		7431	機械設計業
		744	商品・非破壊検査業
		7441	商品検査業
		7442	非破壊検査業
		745	計量証明業
		7451	一般計量証明業
		7452	環境計量証明業
		7459	その他の計量証明業
		746	写真業
		7461	写真業（商業写真業を除く）
		7462	商業写真業
		749	その他の技術サービス業
		7499	その他の技術サービス業
M	宿泊業，飲食サービス業		
	75	宿泊業	
		750	管理，補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）
		7500	主として管理事務を行う本社等
		7509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		751	旅館，ホテル
		7511	旅館，ホテル
		752	簡易宿所
		7521	簡易宿所
		753	下宿業
		7531	下宿業
		759	その他の宿泊業
		7591	会社・団体の宿泊所
		7592	リゾートクラブ
		7599	他に分類されない宿泊業
	76	飲食店	
		760	管理，補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）
		7600	主として管理事務を行う本社等
		7609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		761	食堂，レストラン（専門料理店を除く）
		7611	食堂，レストラン（専門料理店を除く）
		762	専門料理店
		7621	日本料理店
		7622	料亭
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
M	宿泊業、飲食サービス業 [つづき]		
	76	飲食店 [つづき]	
	763	そば・うどん店	
	7631	そば・うどん店	
	764	すし店	
	7641	すし店	
	765	酒場、ビヤホール	
	7651	酒場、ビヤホール	
	766	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
	767	喫茶店	
	7671	喫茶店	
	769	その他の飲食店	
	7691	ハンバーガー店	
	7692	お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	
	7699	他に分類されない飲食店	
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
	770	管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）	
	7700	主として管理事務を行う本社等	
	7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	771	持ち帰り飲食サービス業	
	7711	持ち帰り飲食サービス業	
	772	配達飲食サービス業	
	7721	配達飲食サービス業	
N	生活関連サービス業、娯楽業		
	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
	780	管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）	
	7800	主として管理事務を行う本社等	
	7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	781	洗濯業	
	7811	普通洗濯業	
	7812	洗濯物取次業	
	7813	リネンサプライ業	
	782	理容業	
	7821	理容業	
	783	美容業	
	7831	美容業	
	784	一般公衆浴場業	
	7841	一般公衆浴場業	
	785	その他の公衆浴場業	
	7851	その他の公衆浴場業	
	789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	7891	洗張・染物業	
	7892	エステティック業	
	7893	リラクゼーション業（手技を用いるもの）	
	7894	ネイルサービス業	
	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
	79	その他の生活関連サービス業	
	790	管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）	
	7900	主として管理事務を行う本社等	
	7909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	791	旅行業	
	7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）	
	7912	旅行業者代理業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
N	生活関連サービス業、娯楽業	[つづき]	
	79	その他の生活関連サービス業	[つづき]
	792	家事サービス業	
		7921	家事サービス業（住込みのもの）
		7922	家事サービス業（住込みでないもの）
	793	衣服裁縫修理業	
		7931	衣服裁縫修理業
	794	物品預り業	
		7941	物品預り業
	795	火葬・墓地管理業	
		7951	火葬業
		7952	墓地管理業
	796	冠婚葬祭業	
		7961	葬儀業
		7962	結婚式場業
		7963	冠婚葬祭互助会
	799	他に分類されない生活関連サービス業	
		7991	食品貸加工業
		7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
		7993	写真プリント、現像・焼付業
		7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業
	80	娯楽業	
	800	管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）	
		8000	主として管理事務を行う本社等
		8009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	801	映画館	
		8011	映画館
	802	興行場（別掲を除く）、興行団	
		8021	劇場
		8022	興行場
		8023	劇団
		8024	楽団、舞踏団
		8025	演芸・スポーツ等興行団
	803	競輪・競馬等の競走場、競技団	
		8031	競輪場
		8032	競馬場
		8033	自動車・モータボートの競走場
		8034	競輪競技団
		8035	競馬競技団
		8036	自動車・モータボートの競技団
	804	スポーツ施設提供業	
		8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）
		8042	体育館
		8043	ゴルフ場
		8044	ゴルフ練習場
		8045	ボウリング場
		8046	テニス場
		8047	バットニング・テニス練習場
		8048	フィットネスクラブ
	805	公園、遊園地	
		8051	公園
		8052	遊園地（テーマパークを除く）
		8053	テーマパーク
	806	遊戯場	
		8061	ビリヤード場

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
N	生活関連サービス業、娯楽業 [つづき]		
	80	娯楽業 [つづき]	
		806	遊戯場 [つづき]
		8062	囲碁・将棋所
		8063	マージャンクラブ
		8064	パチンコホール
		8065	ゲームセンター
		8069	その他の遊戯場
		809	その他の娯楽業
		8091	ダンスホール
		8092	マリーナ業
		8093	遊漁船業
		8094	芸妓業
		8095	カラオケボックス業
		8096	娯楽に附帯するサービス業
		8099	他に分類されない娯楽業
O	教育、学習支援業		
	81	学校教育	
		810	管理，補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）
		8101	管理，補助的経済活動を行う事業所
		811	幼稚園
		8111	幼稚園
		812	小学校
		8121	小学校
		813	中学校
		8131	中学校
		814	高等学校，中等教育学校
		8141	高等学校
		8142	中等教育学校
		815	特別支援学校
		8151	特別支援学校
		816	高等教育機関
		8161	大学
		8162	短期大学
		8163	高等専門学校
		817	専修学校，各種学校
		8171	専修学校
		8172	各種学校
		818	学校教育支援機関
		8181	学校教育支援機関
		819	幼保連携型認定こども園
		8191	幼保連携型認定こども園
	82	その他の教育，学習支援業	
		820	管理，補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育，学習支援業）
		8200	主として管理事務を行う本社等
		8209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		821	社会教育
		8211	公民館
		8212	図書館
		8213	博物館，美術館
		8214	動物園，植物園，水族館
		8215	青少年教育施設
		8216	社会通信教育
		8219	その他の社会教育

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
○	教育，学習支援業〔つづき〕		
	82 その他の教育，学習支援業〔つづき〕		
	822 職業・教育支援施設		
	8221 職員教育施設・支援業		
	8222 職業訓練施設		
	8229 その他の職業・教育支援施設		
	823 学習塾		
	8231 学習塾		
	824 教養・技能教授業		
	8241 音楽教授業		
	8242 書道教授業		
	8243 生花・茶道教授業		
	8244 そろばん教授業		
	8245 外国語会話教授業		
	8246 スポーツ・健康教授業		
	8249 その他の教養・技能教授業		
	829 他に分類されない教育，学習支援業		
	8299 他に分類されない教育，学習支援業		
P	医療，福祉		
	83 医療業		
	830 管理，補助的経済活動を行う事業所（83医療業）		
	8300 主として管理事務を行う本社等		
	8309 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所		
	831 病院		
	8311 一般病院		
	8312 精神科病院		
	832 一般診療所		
	8321 有床診療所		
	8322 無床診療所		
	833 歯科診療所		
	8331 歯科診療所		
	834 助産・看護業		
	8341 助産所		
	8342 看護業		
	835 療術業		
	8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所		
	8359 その他の療術業		
	836 医療に附帯するサービス業		
	8361 歯科技工所		
	8369 その他の医療に附帯するサービス業		
	84 保健衛生		
	840 管理，補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）		
	8400 主として管理事務を行う本社等		
	8409 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所		
	841 保健所		
	8411 保健所		
	842 健康相談施設		
	8421 結核健康相談施設		
	8422 精神保健相談施設		
	8423 母子健康相談施設		
	8429 その他の健康相談施設		
	849 その他の保健衛生		
	8491 検疫所（動物検疫所，植物防疫所を除く）		
	8492 検査業		
	8493 消毒業		

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
P	医療、福祉〔つづき〕		
	84 保健衛生〔つづき〕		
	849 その他の保健衛生〔つづき〕		
	8499	他に分類されない保健衛生	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
	850 管理，補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）		
	8500	主として管理事務を行う本社等	
	8509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	851 社会保険事業団体		
	8511	社会保険事業団体	
	852 福祉事務所		
	8521	福祉事務所	
	853 児童福祉事業		
	8531	保育所	
	8539	その他の児童福祉事業	
	854 老人福祉・介護事業		
	8541	特別養護老人ホーム	
	8542	介護老人保健施設	
	8543	通所・短期入所介護事業	
	8544	訪問介護事業	
	8545	認知症老人グループホーム	
	8546	有料老人ホーム	
	8549	その他の老人福祉・介護事業	
	855 障害者福祉事業		
	8551	居住支援事業	
	8559	その他の障害者福祉事業	
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業		
	8591	更生保護事業	
	8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	
Q	複合サービス事業		
	86 郵便局		
	860 管理，補助的経済活動を行う事業所（86郵便局）		
	8601	管理，補助的経済活動を行う事業所	
	861 郵便局		
	8611	郵便局	
	862 郵便局受託業		
	8621	簡易郵便局	
	8629	その他の郵便局受託業	
	87 協同組合（他に分類されないもの）		
	870 管理，補助的経済活動を行う事業所（87協同組合）		
	8701	管理，補助的経済活動を行う事業所	
	871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）		
	8711	農業協同組合（他に分類されないもの）	
	8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）	
	8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）	
	8714	森林組合（他に分類されないもの）	
	872 事業協同組合（他に分類されないもの）		
	8721	事業協同組合（他に分類されないもの）	
R	サービス業（他に分類されないもの）		
	88 廃棄物処理業		
	880 管理，補助的経済活動を行う事業所（88廃棄物処理業）		
	8800	主として管理事務を行う本社等	
	8809	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
	881 一般廃棄物処理業		
	8811	し尿収集運搬業	

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕		
	88	廃棄物処理業〔つづき〕	
		881	一般廃棄物処理業〔つづき〕
		8812	し尿処分業
		8813	浄化槽清掃業
		8814	浄化槽保守点検業
		8815	ごみ収集運搬業
		8816	ごみ処分業
		8817	清掃事務所
		882	産業廃棄物処理業
		8821	産業廃棄物収集運搬業
		8822	産業廃棄物処分業
		8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
		8824	特別管理産業廃棄物処分業
		889	その他の廃棄物処理業
		8891	死亡獣畜取扱業
		8899	他に分類されない廃棄物処理業
	89	自動車整備業	
		890	管理，補助的経済活動を行う事業所（89自動車整備業）
		8901	管理，補助的経済活動を行う事業所
		891	自動車整備業
		8911	自動車一般整備業
		8919	その他の自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）	
		900	管理，補助的経済活動を行う事業所（90機械等修理業）
		9000	主として管理事務を行う本社等
		9009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		901	機械修理業（電気機械器具を除く）
		9011	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）
		9012	建設・鉱山機械整備業
		902	電気機械器具修理業
		9021	電気機械器具修理業
		903	表具業
		9031	表具業
		909	その他の修理業
		9091	家具修理業
		9092	時計修理業
		9093	履物修理業
		9094	かじ業
		9099	他に分類されない修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業	
		910	管理，補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）
		9100	主として管理事務を行う本社等
		9109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		911	職業紹介業
		9111	職業紹介業
		912	労働者派遣業
		9121	労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業	
		920	管理，補助的経済活動を行う事業所（92その他の事業サービス業）
		9200	主として管理事務を行う本社等
		9209	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
		921	速記・ワープロ入力・複写業
		9211	速記・ワープロ入力業
		9212	複写業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの）	[つづき]	
	92	その他の事業サービス業	[つづき]
	922	建物サービス業	
		9221	ビルメンテナンス業
		9229	その他の建物サービス業
	923	警備業	
		9231	警備業
	929	他に分類されない事業サービス業	
		9291	ディスプレイ業
		9292	産業用設備洗浄業
		9293	看板書き業
		9294	コールセンター業
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体	
	931	経済団体	
		9311	実業団体
		9312	同業団体
	932	労働団体	
		9321	労働団体
	933	学術・文化団体	
		9331	学術団体
		9332	文化団体
	934	政治団体	
		9341	政治団体
	939	他に分類されない非営利的団体	
		9399	他に分類されない非営利的団体
	94	宗教	
	941	神道系宗教	
		9411	神社，神道教会
		9412	教派事務所
	942	仏教系宗教	
		9421	寺院，仏教教会
		9422	宗派事務所
	943	キリスト教系宗教	
		9431	キリスト教教会，修道院
		9432	教団事務所
	949	その他の宗教	
		9491	その他の宗教の教会
		9499	その他の宗教の教団事務所
	95	その他のサービス業	
	950	管理，補助的経済活動を行う事業所（95その他のサービス業）	
		9501	管理，補助的経済活動を行う事業所
	951	集会場	
		9511	集会場
	952	と畜場	
		9521	と畜場
	959	他に分類されないサービス業	
		9599	他に分類されないサービス業
	96	外国公務	
	961	外国公館	
		9611	外国公館
	969	その他の外国公務	
		9699	その他の外国公務

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

大	中	小	細分類
S	公務（他に分類されるものを除く）		
	97	国家公務	
		971	立法機関
		9711	立法機関
		972	司法機関
		9721	司法機関
		973	行政機関
		9731	行政機関
	98	地方公務	
		981	都道府県機関
		9811	都道府県機関
		982	市町村機関
		9821	市町村機関
T	分類不能の産業		
	99	分類不能の産業	
		999	分類不能の産業
		9999	分類不能の産業

4. 様式

ここでは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関して、事業者の方々が国へ報告等を行う際に用いる様式を示します。

表Ⅳ-4-1 フロン類漏えい量算定・報告制度に関する報告等の様式

様式番号	文書名	提出が必要な場合	掲載 ページ
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	Ⅳ-91
(第1表)	特定漏えい者のフロン類算定漏えい量	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	Ⅳ-93
(第2表)	特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-94
(別紙)	特定事業所単位の報告	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-95
(別紙第1表)	特定事業所に係るフロン類算定漏えい量	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-96
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	関連情報の提供を行う場合	Ⅳ-97
様式第3	磁気ディスク提出票	磁気ディスクによる報告書等の提出を行う場合	Ⅳ-99
様式第4	電子情報処理組織使用届出書	電子報告システムによる報告書等の提出を行う場合	Ⅳ-100
様式第5	電子情報処理組織使用変更届出書	電子報告システムの使用届出の内容に変更が生じた場合	Ⅳ-101
様式第6	電子情報処理組織使用廃止届出書	電子報告システムの使用を廃止する場合	Ⅳ-102

第Ⅳ編 付 録

(表面)

様式第 1 (第 4 条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住^(ふりがな)所 〒
氏^(ふりがな)名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド								
(ふりがな) 特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)								
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村							
商 標 又 は 商 号 等								
主 たる 事 業					事 業 コ ー ド			
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣								
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第 1 表、第 2 表及び別紙のとおり							
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）					1. 有 2. 無			
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署							
	(ふりがな) 氏 名							
	電 話 番 号							
	メールアドレス							
※受理年月日	年 月 日			※処理年月日	年 月 日			

- 備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
- 2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
- 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
- 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 23 条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 7 ※の欄には、記載しないこと。
- 8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

(裏面)

1	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1.											
2.											
3.											
4											

- 備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
- 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業				
			事業コード				事業の名称
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					
9		〒					
10		〒					

- 備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

第Ⅳ編 付 録

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

										特定事業所番号				
特 定 事 業 所 の 名 称 (ふりがな) (前回の報告における名称)														
所 在 地 (ふりがな)				〒 ー 都道府県 市区町村										
特定事業所において行われる事業														
特 定 漏 え い 者 コ ー ド														※
都 道 府 県 コ ー ド						事 業 コ ー ド								
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量				別紙第1表のとおり										
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)												1. 有 2. 無		
担 当 者 (問い合わせ先)		部 署												
		(ふりがな) 氏 名												
		電 話 番 号												
		メールアドレス												

- 備考
- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 - 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

第Ⅳ編 付 録

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・C O ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： 年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）
- この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特 定 漏 え い 者 コ ー ド											※
都 道 府 県 コ ー ド											
事 業 所 番 号											

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報											
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報											
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報											
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報											
5. その他の情報											
担 当 者			部 署								
(問い合わせ先)			(ふりがな)								
			氏 名								
			電 話 番 号								
※受理年月日			年 月 日			※処理年月日			年 月 日		

- 備考
- 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定漏えい者又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1の報告書に添えて、提出すること。
 - 提供された特定漏えい者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
 - すべての欄に記載する必要はないこと。
 - 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめるよう努めること。
 - 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定

第Ⅳ編 付 録

- めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
 - 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
 - 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
 - 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
 - 11 ※の欄には、記載しないこと。
 - 12 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

様式第 3 （第 7 条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
（環境大臣）
（経済産業大臣）

殿

提出者 ^{（ふり）}住 ^{（がな）}所 〒

^{（ふり）}氏 ^{（がな）}名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

担当者 部 署

（問い合わせ先）^{（ふり）}氏 ^{（がな）}名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定による報告（第 21 条第 1 項（第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の請求）（第 23 条第 1 項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第 19 条第 1 項の規定による報告又は法第 23 条第 1 項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第 21 条第 1 項（法第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 6 提出票の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

様式第 4 (第 10 条第 1 項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣) 殿
(経済産業大臣)

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定による報告及び第 23 条第 1 項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 4 本様式の使用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5 (第 10 条第 3 項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣) 殿
(経済産業大臣)

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定による報告及び第 23 条第 1 項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 4 本様式の使用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第IV編 付 録

様式第6 (第10条第3項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 ^(ふり) 住 ^{がな)} 所 〒

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定による報告及び第 23 条第 1 項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 ()

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 識別符号の欄には、第 10 条第 2 項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
5 本様式 of 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

5. チェックシート

(1) 様式第1 記入チェックシート

【フロン類算定漏えい量等の報告書】

記載事項		確認事項	確認
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入しましたか？	
2	提出先	事業者において行っている事業（複数ある場合は、すべての事業）を所管する大臣（Ⅲ-39 ページ参照）を、報告書の提出先としましたか？ また、提出先が「〇〇省」や「事業所管大臣」「〇〇太郎（個人名）大臣」等となっていないですか？	
3	報告者 住所、氏名	報告日時点の「事業者」の住所、代表者名（法人の場合は、事業者名及び代表者の氏名）、ふりがなを記入しましたか？代表者の役職名は記載しましたか？なお、報告者とは報告書の記入者ではなく、算定漏えい量の報告義務を有する「事業者」を示します。 ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号、ふりがな ・事業者名（登記上の名称）、代表者の役職名、氏名、ふりがな 代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入しましたか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
4	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 特定漏えい者コードの確認方法はⅢ-7 ページをご参照ください。	
5	特定漏えい者の名称	「特定漏えい者」は、算定漏えい量を報告する事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称、ふりがなを記入しましたか？ 前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入しましたか？	
6	所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	
7	商標又は商号等	フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入しましたか？	
8	主たる事業、 事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-49 ページ参照）の事業名を記入しましたか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4桁で記入しましたか？ ・複数の事業を行っている場合、生産額、販売額等の適切な指標により主たる事業を判断します。なお、この方法が適切でない場合には、従業員数又は設備の規模等で判断することも可能です。	
9	主たる事業を所管する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する全ての大臣（Ⅲ-39 ページ参照）を記入しましたか？	
10	その他の関連情報の提供の有無	漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？	
12	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号及びメールアドレスを記入しましたか？	
13	裏面	2以上の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業以外の事業の名称を記載しましたか？また、主たる事業への記載と同じ事業コードを記載していませんか？	

【特定漏えい者単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
第1表	1	漏えい年度	フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記入しましたか？	
	2	フロン類の種類	事業者において報告するフロン類の種類として、冷媒番号（Ⅱ-24 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロンが6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。 ・表Ⅱ-3-1 に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとの GWP を乗じることにより算定漏えい量を算定します。 ・表Ⅱ-3-1 に記載されていない単一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWP は0と見なします。	
	3	算定漏えい量 (t-CO ₂)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量 (kg) に GWP（フロン類の種類ごとの係数、Ⅱ-24 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン (t-CO ₂) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？（小数点以下を切捨てた結果、0 となる場合は 0 と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。）（Ⅲ-13 ページ参照）	
	4	実漏えい量 (kg)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？ ・充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。 ・回収がなく充填のみを行った場合も漏えい量の対象となります。この場合、様式第2に実漏えい量発生状況として情報を記入し提供することができます。	
	5	合計	報告する算定漏えい量の合計をトン (t-CO ₂) 単位の量で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？ ・都道府県別、特定漏えい者全体ともフロン類の種類ごとの合計値を記入します。	
	6	特定漏えい者全体	特定漏えい者全体の欄には、フロン類の種類（冷媒番号）ごとに事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量 (t-CO ₂) 及び実漏えい量 (kg) を記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・特定漏えい者全体の算定漏えい量の合計が 1,000 (t-CO ₂) 未満の場合は報告の必要はありません。	

第Ⅳ編 付 録

記載事項		確認事項		確認
	7	都道府県	都道府県の欄には、事業を行っている都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の種類（冷媒番号）ごとの算定漏えい量及び実漏えい量を記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による漏えい量は、当該事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 ・移動体（車両など）における漏えい量は、当該移動体を管理している事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。	
第2表	1	特定事業所番号	特定事業所番号を記入しましたか？	
	2	特定事業所の名称	特定事業所の名称を記入しましたか？ ・特定事業所とは算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 以上の事業所です。算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 未満の事業所は特定事業所に該当しないため、記入の必要はありません。 ・リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 以上であっても、他社の事業所は自らの特定事業所には該当しません。 ・特定事業所を有していない場合も第2表を提出する必要があります。	
	3	特定事業所の所在地	当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入しましたか？	
	4	特定事業所において行われる事業	当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-49 ページ参照）に従って事業コード及び事業の名称を記入しましたか？ なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所は、そのうちの主たる事業について記入しましたか？	

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
別紙	全体	特定漏えい者が一つの事業所や店舗等の場合、特定事業所としての報告もしていますか？（特定漏えい者と同一名称・漏えい量で報告を実施します）		
	1	特定事業所番号	第2表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入しましたか？ ・（別紙）【特定事業所単位の報告】は特定事業所ごとに作成します。	
	2	特定事業所の名称	報告の対象（算定漏えい量が 1,000 t-CO ₂ 以上である事業所）となる特定事業所の名称を記入しましたか？	
			前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入しましたか？	
	3	所在地	報告の対象となる特定事業所の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	

第Ⅳ編 付 録

記載事項		確認事項	確認
	4	特定事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-49 ページ参照）の事業名を1つのみ記入しましたか？ ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。
	5	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 様式第1に記載した特定漏えい者コードと同じ番号となっていますか？
	6	都道府県コード	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（Ⅲ-18 ページ）を数字2桁で記入しましたか？
	7	事業コード	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類（Ⅳ-49 ページ参照）の番号を4桁で記入しましたか？
	9	その他の関連情報の提供の有無	報告の対象となる特定事業所について、漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類温室効果ガス算定漏えい排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？
	10	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号を記入しましたか？
別紙 第1表	1	フロン類の種類	当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号（Ⅱ-24 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合、表を追加して記入します。 ・表Ⅱ-3-1 に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとの GWP を乗じることにより算定漏えい量を算定します。 ・表Ⅱ-3-1 に記載されていない単一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWP は0 と見なします。
	2	算定フロン量 (t-CO ₂)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量 (kg) に GWP（フロンの種類ごとの係数、Ⅱ-24 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン (t-CO ₂) 単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？（小数点以下を切り捨てた結果、0 となる場合は0 と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。）（Ⅲ-13 ページ参照）
	3	実漏えい量 (kg)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。
	4	合計	当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン (t-CO ₂) 単位の量で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？

第Ⅳ編 付 録

(2) 様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	提供年度	情報の提供を行う年度（漏えい量算定の対象となる年度と同じ）を記入しましたか？	
2	提供情報の範囲	様式第2に記載する情報について、次のとおり記入しましたか？ ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみにに関する場合は、「2」です。	
3	特定漏えい者コード	「特定漏えい者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式1『特定漏えい者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？	
4	都道府県コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号（Ⅲ-18 ページ参照）を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> が所在する都道府県のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『都道府県コード』と同じ2桁の数字ですか？	
5	事業コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事業のコード番号（Ⅳ-49 ページ）を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> の主たる事業のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『事業コード』と同じ数字4桁の数字ですか？	
6	事業所番号	②『提供情報の範囲』で「2」を選択した場合は、様式第1と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した特定事業所番号を数字2ケタで記入しましたか？	
7	1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報 3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報 5. その他の情報	1. ～ 5. のいずれかについて情報を記載しましたか？ ・ 様式第2は、算定漏えい量の数値のみで判断できない漏えい状況等に関して自由に情報提供することが可能です。 ・ 「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」については、Ⅲ-23～24 ページに示す方法に沿って記載をすることが推奨されています。 ・ 「5. その他の情報」については、事業所数や漏えい原因をⅢ-25～26 ページに示す方法に基づいて記載することが推奨されています。 ・ 様式第2には、自社の広告や特定の事業者の名称など、フロン類算定漏えい量の報告に無関係の情報を記述することはできません。	
8	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入しましたか？様式第1に記入した担当者と同一である場合は記入する必要はありません。	

(4) 様式第3 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認										
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日を記入しましたか？											
2	あて先	事業者において行っている事業(複数ある場合は、すべての事業)を所管する大臣(Ⅲ-39～41 ページ)を、記入しましたか？											
3	提出者 住所、 氏名	提出日時点の「事業者」の住所、代表者氏名を記入しましたか？ ・「事業者」の主たる事務所(本社等)の住所、郵便番号 ・事業者名(登記上の名称)、代表者の役職名、氏名											
4	担当者 部署、 氏名、 電話番 号	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入しましたか？											
5	本文	報告のために磁気ディスクに記録する内容に応じ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定に関する記述を次のように記入(又は不要箇所を取消線により削除)しましたか？ <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録する内容</th> <th>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式第1</td> <td>第19条 第1項</td> </tr> <tr> <td>様式第2</td> <td>第23条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求(様式第1)</td> <td>第21条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求(様式第2)</td> <td>第23条 第5項</td> </tr> </tbody> </table>	記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定	様式第1	第19条 第1項	様式第2	第23条 第1項	開示請求(様式第1)	第21条 第1項	開示請求(様式第2)	第23条 第5項	
記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定												
様式第1	第19条 第1項												
様式第2	第23条 第1項												
開示請求(様式第1)	第21条 第1項												
開示請求(様式第2)	第23条 第5項												
6	磁気ディスクに記録された事項	磁気ディスクに記録されている事項(様式第1、様式第2など)をすべて記入しましたか？											
7	磁気ディスクと併せて提出される書類	磁気ディスクに記録されている事項以外の書類を提出する場合、その事項を記入しましたか？											

6. 連絡先・問い合わせ先

(1) フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

省庁名	担当課	TEL	FAX
環 境 省	地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室	0570-055-520	03-3581-3348
経済産業省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	03-3501-1511 (内線 3711)	03-3501-6604

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先（令和３年８月現在）

省庁名	担当局部課	連絡先
内 閣 官 房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238
内 閣 府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108) FAX : 03-3581-4839
宮 内 庁	管理部 管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495) FAX : 03-3213-1260
警 察 庁	長官官房 企画課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2185) FAX : 03-3581-0559
金 融 庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739) FAX : 03-3506-6267
総 務 省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 21418) FAX : 03-5253-5160
法 務 省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888) FAX : 03-3592-7010
外 務 省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800) FAX : 03-5501-8103
財 務 省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111 (内線 2258) FAX : 03-5251-2210
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設 企画課	TEL : 03-5253-4111 (内線 2315) FAX : 03-6734-3690
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	TEL : 03-5253-1111 (内線 7744) FAX : 03-3595-2158
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL : 03-3502-8111 (内線 3296) FAX : 03-3591-6640
経済産業省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン 層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411) FAX : 03-5253-1550
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロ ン対策室	TEL : 0570-055-520 FAX : 03-3581-3348
防 衛 省	大臣官房 文書課	TEL : 03-3268-3111 (内線 20904) FAX : 03-5229-2134